

人権を尊び部落差別などあらゆる差別をなくし明るい上越市を築く総合計画
(第5次人権総合計画)

2024 (R6) 年度 実 施 計 画

2024 (R6) 年 10 月

上越市 総合政策部 多文化共生課 人権・同和対策室

上越市第5次人権総合計画実施計画 2024(R6)年度実施事業の目標達成状況【総括表】

施策の目標	目的達成のための施策	事業数				A:計画達成		B:計画をほぼ達成 (80%程度)		C:計画未達成		D:事業なし		達成(A、B) の割合		
		2023(R5)		2024(R6)見込み		2023(R5) (確定)	2024(R6) (見込み)	2023(R5) (確定)	2024(R6) (見込み)	2023(R5) (確定)	2024(R6) (見込み)	2023(R5) (確定)	2024(R6) (見込み)	2023(R5) (確定)	2024(R6) (見込み)	
			合計		合計											
第2章 プライバシーの権利保護	第1節 個人情報の保護	5	10	5	10	5	5							100.0%	100.0%	
	第2節 人権侵害の救済	5		5		5										
第3章 同和問題(部落差別問題)の根本的かつ速やかな解決	第1節 人権擁護の確立	6	46	6	45	6	6							97.8%	100.0%	
	第2節 人権教育・啓発の推進	29		28		28	28			1						
	第3節 社会参画の推進	4		4		4	4									
	第4節 雇用の促進、産業の振興	4		4		4	4									
	第5節 社会福祉の充実	1		1		1	1									
	第6節 生活環境の改善	2		2		2	2									
第4章 障害のある人の自立と社会参加の実現	第1節 人権擁護の確立	6	49	6	50	6	6							98.0%	100.0%	
	第2節 人権教育・啓発の推進	10		10		10										
	第3節 社会参加の推進	22		22		22										
	第4節 雇用の促進・産業の振興	8		9		7	9		1							
	第5節 社会福祉の充実	3		3		3	3									
第5章 男女共同参画社会の実現	第1節 人権擁護の確立	4	26	4	26	4	4							96.2%	100.0%	
	第2節 人権教育・啓発の推進	4		4		3	3	1	1							
	第3節 社会参画の推進	4		4		3	3		1	1						
	第4節 職業の安定と雇用の促進	7		7		7	7									
	第5節 社会福祉の充実	7		7		7	7									
第6章 外国人市民の人権保障の実現	第1節 人権擁護の確立	1	27	1	27	1	1							96.3%	100.0%	
	第2節 人権教育・啓発の推進	15		15		15										
	第3節 社会参画の推進	10		10		9	10			1						
	第4節 職業の安定と雇用の促進	1		1		1	1									
第7章 高齢者の社会参加の推進と社会福祉の充実	第1節 人権擁護の確立	4	20	4	21	4	4							95.0%	100.0%	
	第2節 人権教育・啓発の推進	5		5		5	5									
	第3節 社会参加の推進	5		5		5	5									
	第4節 社会福祉の充実	6		7		5	6		1	1						
第8章 子どもの人権の確保	第1節 人権擁護の確立	16	61	16	61	16	16							100.0%	100.0%	
	第2節 人権教育・啓発の推進	10		10		10										
	第3節 社会参加の推進	13		13		12	12	1	1							
	第4節 社会福祉の充実	22		22		22	22									
第9章 様々な人権問題への対応	1 新型コロナウイルス感染者等に対する偏見や差別	5	32	5	32	5	5							100.0%	100.0%	
	2 エイズ患者やHIV感染者に対する偏見や差別	3		3		2	3	1								
	3 ハンセン病患者・元患者に対する偏見や差別	3		3		3	3									
	4 難病患者に対する偏見や差別	3		3		3	3									
	5 犯罪被害を受けた人への人権侵害	2		2		2	2									
	6 刑を終えて出所した人に対する偏見や差別	4		4		4	4									
	7 性同一性障害や性的指向を理由とする偏見や差別	3		3		3	3									
	8 インターネットによる人権侵害	5		5		5	5									
	9 北朝鮮当局による拉致問題	2		2		2	2									
	10 新潟水俣病患者に対する偏見や差別	2		2		2	2									
合 計	(再掲を除く)	271 (189)		272 (191)	263	268	3	4	4	0	1	0	98.2%	100.0%		
					97.0%	98.5%	1.1%	1.5%	1.5%	0.0%	0.4%	0.0%				

1 2023（R5）年度

(1) 評価「C」【実績】

No.	事業コード	担当課	実施施策	事業計画	評価理由	関係ページ
1	第4章 第4節-(1)-ア	農政課	雇用、就労対策	障害のある人の就労機会拡大のため、農業分野で就労機会を創出できるよう認定農業者等に働きかけを行う。	認定農業者等への働きかけはできなかったが、農業分野で就労機会を創出できるよう、農福連携の活動を行っている事業所の実態把握を行った。	P20
2	第5章 第3節-(2)	男女共同参画推進センター	女性登用率の向上	女性登用率及び女性委員を含む審議会等の設置率の向上のための要請、依頼	R5年度末時点の審議会等における女性委員の登用率は、R4年度末と比較し、0.2ポイント減の28.0%であったため	P24
3	第6章 第3節-(7)	多文化共生課	災害時の外国人への支援	災害時の外国人支援に関心のある県民（外国人、行政職員、防災士、日本語教育関係者、社会福祉協議会、ボランティア等）を対象とした、災害時外国人支援セミナー及び、災害時外国人支援模擬訓練に参加（新潟県国際交流協会主催）する。	県が主催するセミナー及び災害時外国人支援模擬訓練への参加はなかったが、市総合防災訓練に参加し、外国人避難者への対応を確認した。	P31
4	第7章 第4節-(5)	健康づくり推進課	個別訪問型保健指導の実施	高齢者健康支援訪問の実施 訪問計画件数は約1,500件	新型コロナウイルス感染症の影響及び訪問体制の見直しにより、訪問件数が減少したもの	P35

(2) 評価「D」【実績】

No.	事業コード	担当課	実施施策	事業計画	評価理由	関係ページ
1	第3章 第2節-1-(3)	人権・同和対策室	市民意識調査の実施	調査なし（次回、R7年度予定）	5年毎に市民意識調査を実施する計画であり、R4年度は当該年度ではないため	P5

2 2024（R6）年度

評価「C」及び評価「D」なし

上越市第5次人権総合計画 実施計画 第2章 プライバシーの権利保護

第5次人権総合計画での位置付け			担当課	2023(R5) 年度			2024(R6) 年度			方向性	方向性の理由	2025(R7) 年度
目的達成のための施策				事業計画	実施状況(R5実績)	評価	事業計画	実施状況(R6実績見込み)	評価			方向性を踏まえた事業計画(案)
	具体的な施策(目的)	実施施策										
第1節 個人情報の保護												
—		(1)上越市個人情報保護条例の適正な運用 市民の基本的人権の保障を図るため、個人情報 は原則として直接本人から収集するものとし、市が 保有する個人情報の保護と自己情報の開示、訂 正、削除、中止の請求権を保障します。(令和5年度 から個人情報保護法に基づき運用)	総務課	・情報公開・個人情報保護制度等審 議会の開催(3回) ・個人情報保護法に基づき適正な開 示等を行う。	・情報公開・個人情報保護制度等審議 会を開催した(10月30日)。 ・個人情報保護法に基づき適正な開示 等を行った。 ・個人情報保護法の規定に基づき個人 情報ファイル簿を作成及び公表した。	A	・情報公開・個人情報保護制度等審 議会を開催する(2回)。 ・個人情報保護法に基づき適正な開 示等を行う。 ・個人情報保護法の規定に基づき個人 情報ファイル簿を作成及び公表す る。	・情報公開・個人情報保護制度等審議 会を開催した(10月25日、3月)。 ・個人情報保護法に基づき適正な開示 等を行った。 ・個人情報保護法の規定に基づき個人 情報ファイル簿を作成及び公表した。	A	継続	・情報公開・個人情報保護制度等審 議会を開催する(2回)。 ・個人情報保護法に基づき適正な開 示等を行う。 ・個人情報保護法の規定に基づき個人 情報ファイル簿を作成及び公表す る。	
		(2)上越市情報公開条例の適正な運用 上越市情報公開条例の運用に当たっては、個人 情報の保護に最大限配慮します。	総務課	・情報公開条例に基づき個人情報の 保護に配慮した適正な公開等を行 う。	・情報公開条例に基づき個人情報の保 護に配慮した適正な公開等を行った (請求件数58件)。	A	・情報公開条例に基づき個人情報の 保護に配慮した適正な公開等を行 う。	・情報公開条例に基づき個人情報の保 護に配慮した適正な公開等を行った (請求件数58件見込)。	A	継続	・情報公開条例に基づき個人情報の 保護に配慮した適正な公開等を行 う。	
		(3)市職員の資質の向上 市民の個人情報の保護の徹底を図るため、差別 性を見抜き、的確な対応ができるように研修を実施 し、職員の資質の向上に取り組みます。	総務課	・5月に新規職員研修、8月に各課等 の文書主任又は副任向けの一般職 員研修を実施するとともに、12月に 係長級と主任級向けの一般職員研 修を実施する。	・5月に新規職員研修、2月に係長級と 主任級向けの一般職員研修を実施し た。 ・個人情報の管理について各課等での セルフチェックの実施及び一部の課等 への内部監査を行い、その結果を庁内 で共有することにより適切な個人情報の 管理についての意識を高めた。	A	・職員向けの研修を実施する(2回)。 ・個人情報の管理について各課等での セルフチェックの実施及び一部の 課等への内部監査を行う。	・5月に新規職員研修(5月9日、52人)、 個人情報保護管理者及び保護担当者 向け研修(5月8日、234人)を実施した。 ・個人情報の管理について各課等での セルフチェックの実施及び一部の課等 への内部監査を行い、その結果を庁内 で共有することにより適切な個人情報の 管理についての意識を高めた。	A	継続	・職員向けの研修を実施する(2回)。 ・個人情報の管理について各課等での セルフチェックの実施及び一部の 課等への内部監査を行う。	
		(4)民間事業者に対する指導 市から個人情報の取扱いに係る業務の委託を受 けた事業者及び指定管理者が市民の個人情報を 適正に取り扱うよう義務付けるとともに、市民から問 題提起がなされた場合は、調査及び検討を行的 確に対応します。	総務課	・市ホームページにおいて個人情報 保護制度を周知する。	・市ホームページにおいて今年度から 法律に基づき改正された個人情報保護 制度を周知した。	A	・市ホームページにおいて個人情報 保護制度を周知する。	・市ホームページにおいて個人情報保 護制度を周知した。	A	継続	・市ホームページにおいて個人情報 保護制度を周知する。	
		(5)戸籍謄本等の不正取得の防止 戸籍謄本等の不正取得を防止するため、「戸籍 法」及び「住民基本台帳法」に基づき本人確認を適 切かつ厳格に行います。また、市民に事前登録型 本人通知制度への登録を促し、個人の権利侵害の 防止に取り組みます。	市民課	・申請や届出時の本人確認及び適 正な内容審査の徹底 ・各種セミナーやラジオ放送、会議等 での啓発 ・市民課、庁内及び商業施設に設置 してある行政情報のモニターによる 本人通知制度の広報 ・各種研修会等における本人通知制 度のチラシの配布、広報上越等への 掲載による制度の周知促進 ・市職員への制度の周知及び個別 の登録依頼の実施 ・住民票等の発行履歴の確認による 事前登録者への通知	・本人確認を徹底し、申請・届出内容に ついても厳格な審査を行い不正防止に 努めた。 ・本人通知制度について、ラジオ放送 広報Jステーションへの出演、広報上越 への掲載するなど制度周知に努めた。 ・周知案内の内容を更新し、登録を促 すことに努めた。 ・市職員にはグループウェアで制度周 知及び登録を促した。また、木田第一 庁舎のモニター及び商業施設の「わが 街NAVI」による行政情報の放映を利用 し、周知を図った。 ・教職員の同和問題現地研修会時に本 制度の説明(4月～12月 66回)や上越 ケーブルテレビの情報番組で登録の呼 びかけ(8月5日～11日、8月26日～9月1 日)を行った。(登録者数:2,316人) ・住民票等の発行履歴を確認し、確実 に通知することにより、制度の的確な運 用を図った。	A	・申請や届出時の本人確認及び適 正な内容審査の徹底 ・各種セミナーやラジオ放送、会議等 での啓発 ・市民課、庁内及び商業施設に設置 してある行政情報のモニターによる 本人通知制度の広報 ・各種研修会等における本人通知制 度のチラシの配布、広報上越等への 掲載による制度の周知促進 ・市職員への制度の周知及び個別 の登録依頼の実施 ・住民票等の発行履歴の確認による 事前登録者への通知	・本人確認を徹底し、申請・届出内容に ついても厳格な審査を行い不正防止に 努めた。 ・本人通知制度について、ラジオ放送 広報Jステーションへの出演、広報上越 への掲載するなど制度周知に努めた。 ・木田第一庁舎のモニター及び商業施 設の「わが街NAVI」による行政情報の 放映を利用し、周知を図った。 ・教職員の同和問題現地研修会時に本 制度の説明や上越ケーブルテレビの情 報番組で登録の呼びかけ(9月14日～ 20日)を行った。(登録者数:2,667人見 込) ・登録を促す取組として、市民セミナー や企業研修会、各研修会等において、 スライドを併用した具体的な説明、記載 時間の確保、会場での登録受付を開催 形態に応じて実施した。 ・住民票等の発行履歴を確認し、確実 に通知することにより、制度の的確な運 用を図った。	A	継続	・申請や届出時の本人確認及び適 正な内容審査の徹底 各種セミナーやラジオ放送、会議等 での啓発活動 ・市民課、庁内及び商業施設に設置 してある行政情報のモニターによる 本人通知制度の広報 ・各種研修会等における本人通知制 度のチラシの配布、広報上越等への 掲載による制度の周知促進 ・市職員への制度の周知及び個別 の登録依頼の実施 ・住民票等の発行履歴の確認による 事前登録者への通知	

上越市第5次人権総合計画 実施計画 第2章 プライバシーの権利保護

第5次人権総合計画での位置付け			担当課	2023(R5) 年度			2024(R6) 年度			方向性	方向性の理由	2025(R7) 年度
目的達成のための施策				事業計画	実施状況(R5実績)	評価	事業計画	実施状況(R6実績見込み)	評価			方向性を踏まえた事業計画(案)
	具体的な施策(目的)	実施施策										
第2節 人権侵害の救済												
―		(1)相談窓口の利用促進 新潟地方法務局上越支局や上越人権擁護委員協議会と連携を図りながら、的確に相談対応するとともに、相談窓口の利用について広報上越や市ホームページなどを通じて、市民に周知します。	人権・同和対策室	・法務局の相談窓口や人権擁護委員による特設人権相談所の開設情報について、広報上越や市ホームページ等で紹介し、市民に活用を促すとともに、的確な相談対応を行う。 ・特設人権相談所の開設に市施設を提供する(16回)。	・法務局の相談窓口や人権擁護委員による特設人権相談所の開設情報について、広報上越や市ホームページで紹介し、市民に活用を促すとともに、電話相談も含め、法務局等と連携して的確な相談対応を行った。 ・特設人権相談所の開設に市民プラザ等の市施設を提供し、市民の相談場所の確保に寄与した(16回)。	A	・法務局の相談窓口や人権擁護委員による特設人権相談所の開設情報について、広報上越や市ホームページ等で紹介し、市民に活用を促すとともに、的確な相談対応を行う。 ・特設人権相談所の開設に市施設を提供する(13回)。	・法務局の相談窓口や人権擁護委員による特設人権相談所の開設情報について、広報上越や市ホームページで紹介し、市民に活用を促すとともに、電話相談も含め、法務局等と連携して的確な相談対応を行った。 ・特設人権相談所の開設に市民プラザ等の市施設を提供し、市民の相談場所の確保に寄与した(13回)。	A	継続	・法務局の相談窓口や人権擁護委員による特設人権相談所の開設情報について、広報上越や市ホームページ等で紹介し、市民に活用を促すとともに、的確な相談対応を行う。 ・特設人権相談所の開設に市施設を提供する(13回)。	
		(2)女性相談の実施と支援体制の整備 男女共同参画推進センターに女性相談窓口を設置して様々な相談に対応するとともに、安全確保など関係機関と連携して支援に取り組みます。	男女共同参画推進センター	・女性相談窓口の設置 ・公共施設における出張相談の実施 ・女性相談窓口の設置情報を広報上越や情報紙等で市民に周知 ・情報共有等を目的としたDV防止庁内連絡会議及び個別のケース会議の開催	・女性相談員3人を配置し、相談窓口を設置した。 相談延べ件数:1,849件 相談実人員:171人 ・公共施設における出張相談4件実施 ・広報上越やウィズじょうえつからのおたより、女性相談カード、デートDV防止リーフレット、大型パネル等で相談窓口の設置情報を市民に周知した。 ・令和6年4月1日施行の困難女性支援法及び改正DV防止法を受け、新潟県で作成した「新潟県困難な問題を抱える女性支援及び配偶者等暴力防止・被害者支援基本計画」の県担当者からの説明を含むDV防止庁内連絡会議を令和6年5月に行うこととし、今年度は資料配布による開催とした。個別のケース会議はなかった。	A	・女性相談窓口の設置 ・公共施設における出張相談の実施 ・女性相談窓口の設置情報を広報上越や情報紙等で市民に周知 ・情報共有等を目的としたDV防止庁内連絡会議及び個別のケース会議の開催 ・相談体制の充実、強化を図るため、女性相談員3人のうち1人を統括女性相談員として配置	・女性相談員3人を配置し、相談窓口を設置した。うち1人を統括女性相談員とし、相談体制の充実・強化を図った。 相談延べ件数:1,150件 相談実人員:194人 ・公共施設における出張相談はなかった。 ・広報上越やウィズじょうえつからのおたより、女性相談カード、デートDV防止リーフレット、パープル・ライトアップ等で相談窓口の設置情報を市民に周知した。 ・令和6年4月1日施行の困難女性支援法及び改正DV防止法を受け、新潟県で作成した「新潟県困難な問題を抱える女性支援及び配偶者等暴力防止・被害者支援基本計画」の県担当者からの説明を含むDV防止庁内連絡会議を5月に開催した。個別のケース会議はなかった。	A	継続	・女性相談窓口の設置 ・公共施設における出張相談の実施 ・女性相談窓口の設置情報を広報上越や情報紙等で市民に周知 ・情報共有等を目的としたDV防止庁内連絡会議及び個別のケース会議の開催	
		(3)障害のある人及び高齢者に関する相談支援の実施 福祉に関する様々な相談に対応し、障害のある人や高齢者への虐待の相談についても、関係機関と連携し、早期支援に取り組みます。 また、判断能力が不十分な人の財産管理や身上保護が適切に行われるように、成年後見制度に関する相談についても的確に対応します。	すこやかなくらし支援室 福祉課 高齢者支援課	・すこやかなくらし包括支援センター及び高齢者支援課における相談支援の実施 ・地域包括支援センターにおける相談支援の実施 ・地域生活支援拠点等において、相談支援事業所等への困難ケースへの助言や緊急時の受入れについて連携した取組を実施	・すこやかなくらし包括支援センター及び高齢者支援課、地域包括支援センターにおいて、障害のある人や高齢者の虐待等の相談に応じ、関係機関と連携しながら、必要な支援を行った。 ・地域生活支援拠点等において月2回の連携会議を実施し、相談支援事業所等が抱える困難ケースへの助言や緊急時の受入れについて、連携した取組を実施した。	A	・すこやかなくらし支援室及び高齢者支援課における相談支援の実施 ・地域包括支援センターにおける相談支援の実施 ・地域生活支援拠点等において、相談支援事業所等への困難ケースへの助言や緊急時の受入れについて連携した取組を実施	・すこやかなくらし支援室及び高齢者支援課、地域包括支援センターにおいて、障害のある人の虐待等の相談に応じ、関係機関と連携しながら、必要な支援を行った。 ・地域生活支援拠点等において月2回の連携会議を実施し、相談支援事業所等が抱える困難ケースへの助言や緊急時の受入れについて、連携した取組を実施した。	A	継続	・すこやかなくらし支援室及び高齢者支援課、地域包括支援センターにおける相談支援の実施 ・地域包括支援センターにおける相談支援の実施 ・地域生活支援拠点等において、相談支援事業所等への困難ケースへの助言や緊急時の受入れについて連携した取組を実施	
		(4)子どもの虐待に関する相談支援の実施 子どもの虐待に関する相談に対応し、保護者の不安や負担の軽減を図ります。 また、保育園や小・中学校、児童相談所、警察署等と連携し、子どもの虐待の早期発見に取り組むとともに、虐待が疑われる事案が発生した場合は、的確な支援を行います。	こども家庭センター	・子どもの育ちに関する相談支援の実施 ・子どもの虐待の早期発見・早期支援の実施	・すこやかなくらし包括支援センターにおいて、子どもの育ちに関する困り事を抱える家族の状況を丁寧に聞き取り、関係機関と連携しながら必要な支援を行った。 ・子どもの虐待に関する相談については、専門職が実態を的確に把握し、児童相談所等の関係機関と連携しながら、早期の支援を行った。 ・また、定期的に保育園や小中学校等と、子どもの虐待に関する情報を共有し、早期発見につなげるとともに、虐待の予防を図った。	A	・子どもの育ちに関する相談支援の実施 ・子どもの虐待の早期発見・早期支援の実施	・こども家庭センターにおいて、子どもの育ちに関する困り事を抱える家族の状況を丁寧に聞き取り、関係機関と連携しながら必要な支援を行った。 ・子どもの虐待に関する相談については、個々の家庭や児童の実態を的確に把握し、児童相談所等の関係機関と連携しながら、早期の支援を行った。 ・また、定期的に保育園や小中学校等の関係機関と、子どもの虐待に関する情報を共有し、早期発見につなげるとともに、虐待の予防を図った。	A	継続	・子どもの育ちに関する相談支援の実施 ・子どもの虐待の早期発見・早期支援の実施	
		(5)外国人市民に関する相談支援の実施 外国人の人権に配慮し、生活をしていく上での外国人市民特有の相談に応じるため、関係機関や民間団体・組織との連携により的確に対応します。	多文化共生課	・外国人の様々な問題解決に向けた支援を行うための外国人相談窓口の開設する(上越国際交流協会へ委託)。 開設日時:月～水、金曜日 10:00～17:00 木曜日 13:00～19:00 相談方法:対面・電話・メール・オンライン	・外国人相談窓口を開設し、外国人市民が安心・安全な生活を送るための問題解決に向けた支援を行った(上越国際交流協会へ委託)。 開設日時:月～水、金曜日 10:00～17:00 木曜日 13:00～19:00 相談方法:対面・電話・メール・オンライン 相談件数:270件	A	・外国人の様々な問題解決に向けた支援を行うための外国人相談窓口の開設する(上越国際交流協会へ委託)。 開設日時:月～金曜日 10:00～17:00 土曜日 10:00～13:00 相談方法:対面・電話・メール・オンライン	・外国人相談窓口を開設し、外国人市民が安心・安全な生活を送るための問題解決に向けた支援を行った(上越国際交流協会へ委託)。 開設日時:月～金曜日 10:00～17:00 土曜日 10:00～13:00 相談方法:対面・電話・メール・オンライン 相談件数:270件見込	A	継続	・外国人の様々な問題解決に向けた支援を行うための外国人相談窓口の開設する(上越国際交流協会へ委託)。 開設日時:月～金曜日 10:00～17:00 土曜日 10:00～13:00 相談方法:対面・電話・メール・オンライン	

上越市第5次人権総合計画 実施計画 第3章 同和問題(部落差別問題)の根本的かつ速やかな解決

第5次人権総合計画での位置付け			担当課	2023 (R5) 年度			2024 (R6) 年度			方向性	方向性の理由	2025 (R7) 年度	
目的達成のための施策				事業計画	実施状況 (R5実績)	評価	事業計画	実施状況 (R6実績見込み)	評価			方向性を踏まえた事業計画 (案)	
	具体的な施策 (目的)												
		実施施策											
第1節 人権擁護の確立													
1 部落差別事件等への対応													
(1)庁内関係課の連携 「同和対策等推進会議」など庁内関係課が連携し、差別事件の発生を未然に防ぎます。差別事件が発生した場合には、関係課が主体的に被害者の人権擁護に取り組むとともに、事実関係を正しく把握してその要因を分析し、事実を明らかにします。			人権・同和対策室	・差別事件の発生を未然に防ぐための情報共有等を目的とした連携会議を実施する (6回)。 ・市及び市教育委員会が管理する古文書や歴史資料等について、市職員に人権・同和問題に配慮した適正な取扱いを徹底させるとともに、差別事件発生時には的確に対応する。	・連携会議を実施し、差別事件の発生を未然に防ぐための協議や情報共有を行った (6回)。 ・市及び市教育委員会が管理する古絵図や歴史資料等について、連携会議をはじめ、職員研修や地域独自予算の提案に対する所見時及び資料等完成前に、市職員及び提案団体に適正な取扱いを周知・徹底した。	A	・差別事件の発生を未然に防ぐための情報共有等を目的とした連携会議を実施する (6回)。 ・市及び市教育委員会が管理する古文書や歴史資料等について、市職員に人権・同和問題に配慮した適正な取扱いを徹底させるとともに、差別事件発生時には的確に対応する。	・連携会議を実施し、差別事件の発生を未然に防ぐための協議や情報共有を行った (6回)。 ・市及び市教育委員会が管理する古絵図や歴史資料等について、連携会議をはじめ、職員研修や地域独自予算の提案に対する所見時及び資料等完成前に、市職員及び提案団体に適正な取扱いを周知・徹底した。	A	継続		・差別事件の発生を未然に防ぐための情報共有等を目的とした連携会議を実施する (6回)。 ・市及び市教育委員会が管理する古文書や歴史資料等について、市職員に人権・同和問題に配慮した適正な取扱いを徹底させるとともに、差別事件発生時には的確に対応する。	
(2)連携した相談業務と相談窓口の利用促進 新潟地方法務局上越支局や上越人権擁護委員協議会と連携を図りながら、的確な相談業務を行うとともに、相談窓口の利用について広報上越や市ホームページなどを通じて、市民に周知します。			人権・同和対策室	(再)法務局の相談窓口や人権擁護委員による特設人権相談所の開設情報について、広報上越や市ホームページ等で紹介し、市民に活用を促すとともに、的確な相談対応を行う。 (再)特設人権相談所の開設に市施設を提供する (16回)。	(再)法務局の相談窓口や人権擁護委員による特設人権相談所の開設情報について、広報上越やエフエム上越、市ホームページで紹介し、市民に活用を促すとともに、電話相談も含め、法務局等と連携して的確な相談対応を行った。 (再)特設人権相談所の開設に市民プラザ等の市施設を提供し、市民の相談場所の確保に寄与した (16回)。	A	(再)法務局の相談窓口や人権擁護委員による特設人権相談所の開設情報について、広報上越や市ホームページ等で紹介し、市民に活用を促すとともに、的確な相談対応を行う。 (再)特設人権相談所の開設に市施設を提供する (13回)。	(再)法務局の相談窓口や人権擁護委員による特設人権相談所の開設情報について、広報上越やエフエム上越、市ホームページで紹介し、市民に活用を促すとともに、電話相談も含め、法務局等と連携して的確な相談対応を行った。 (再)特設人権相談所の開設に市民プラザ等の市施設を提供し、市民の相談場所の確保に寄与した (13回)。	A	継続		(再)法務局の相談窓口や人権擁護委員による特設人権相談所の開設情報について、広報上越や市ホームページ等で紹介し、市民に活用を促すとともに、的確な相談対応を行う。 (再)特設人権相談所の開設に市施設を提供する (13回)。	
(3)被差別部落の人々がもっている課題の把握 被差別部落の人々の顕在化していない課題や新たに生じた課題などを把握するため、日頃から関係者との交流や意思疎通を図ります。			人権・同和対策室	・被差別部落の課題把握や関係者との意思疎通を図るため、定期的に部落解放同盟上越支部に訪問する (月2回程度)。	・部落解放同盟上越支部に月2回程度訪問し、情報交換、各種研修の参加、課題となる人権・同和問題に係る事案についての確認、協議等を行った。	A	・被差別部落の課題把握や関係者との意思疎通を図るため、定期的に部落解放同盟上越支部に訪問する (月2回程度)。	・部落解放同盟上越支部に月2回程度訪問し、情報交換、各種研修の参加、課題となる人権・同和問題に係る事案についての確認、協議等を行った。	A	継続		・被差別部落の課題把握や関係者との意思疎通を図るため、定期的に部落解放同盟上越支部に訪問する (月2回程度)。	
(4)啓発活動の実施 市民一人ひとりが差別を見逃さない鋭い人権感覚を養い、差別の原因が差別する側にあることを正しく認識できるよう、研修会や講演会、展示資料などを通じて市民に啓発します。			人権・同和対策室	・人権啓発DVDを活用した「地域人権懇談会」を実施する (7回)。 ・市民セミナーを開催する (7月)。 ・当年度開催される人権保育研究集会の内容を保育士等の研修に役立ててもらうようを促す。 ・東本町小学校及び同PTAの主催 (市・市教育委員会共催) による同和教育研修会の開催を支援する (11月)。 ・公正な採用選考に向けた企業研修会を実施する (8月)。 ・12月の人権週間に合わせ、広報上越12月号やエフエム上越の放送などで人権・同和問題に関する各種情報を提供するとともに、市ホームページでも随時提供する。 ・人権啓発用のリーフレットを機会を捉えて市民に配布する (500部)。 ・人権啓発用の町内回覧板を希望する町内会に配布する (450冊)。	・人権啓発DVDを活用した「地域人権懇談会」を民生委員児童委員協議会や事業所等で実施し、市民の差別を許さない人権感覚と差別解消の意識を高めた (8回、136人参加)。 ・4年ぶりに市民セミナーをオンライン併用で開催し、インターネットによる人権侵害をテーマとした講演に市民が参加し、差別を許さない人権感覚と差別解消の意識を高めた。 (7月23日、95人参加)。 ・人権保育研究集会の内容を保育士等に役立ててもらうよう案内し、参加することで園での情報共有につなげた。 (9月2日、保育士4人参加) ・東本町小学校及び同PTAの主催 (市・市教育委員会共催) で同和教育研修会が実施され、講師委託料の1/2を支援した (11月17日、300人参加)。 ・ハローワーク上越、ハローワーク糸魚川、上越市、糸魚川市、妙高市、上越公共職業安定所及び上越・糸魚川地域人権啓発活動ネットワーク協議会の主催で上越地区の事業所及び高等学校を対象に高田城址公園オーレンブラザで「公正な採用選考に向けた研修会」を実施し、雇用主等への人権感覚と差別解消の意識を高めた (8月26日、85人参加)。 ・市ホームページのほか、12月の人権週間に合わせて広報上越12月号への掲載やエフエム上越の放送などで人権に関する情報を市民に提供した。 ・人権啓発用リーフレットを市民セミナーや地域人権懇談会などの機会を捉えて市民に配布し、市民の人権感覚と差別解消の意識を高めた。 (600部)。 ・人権啓発用町内回覧板を希望町内会に配布し、人権啓発及び本人通知制度登録を促した (450冊)。	A	・人権啓発DVDを活用した「地域人権懇談会」を実施する (7回)。 ・人権・同和問題を考える市民セミナーを開催する (7月)。 ・人権保育研究集会の内容を保育士等の研修に役立ててもらうようを促す。 ・東本町小学校及び同PTAの主催 (市・市教育委員会共催) による同和教育研修会の開催を支援する (11月)。 ・公正な採用選考に向けた企業研修会を実施する (8月)。 ・12月の人権週間に合わせ、広報上越12月号やエフエム上越の放送などで人権・同和問題に関する各種情報を提供するとともに、市ホームページでも随時提供する。 ・人権啓発用のリーフレットを機会を捉えて市民に配布する (600部)。 ・人権啓発用の町内回覧板を希望する町内会に配布する (450冊)。	・人権啓発DVDを活用した「地域人権懇談会」を民生委員児童委員協議会や事業所等で実施し、市民の差別を許さない人権感覚と差別解消の意識を高めた (7回、100人参加予定)。 ・市民セミナーを開催し、市パートナーシップ制度運用開始を契機とした性の多様性をテーマとした講演に市民が参加し、差別を許さない人権感覚と差別解消の意識を高めた。 (6月29日、69人参加)。 ・人権保育研究集会の内容を保育士等に案内し、参加したことで園現場で役立てると共に、各園への研修内容の情報共有につなげた。 (10月19日、保育士10人参加) ・東本町小学校及び同PTAの主催 (市・市教育委員会共催) で同和教育研修会が実施され、講師委託料の1/2を支援した (11月15日、300人参加)。 ・ハローワーク上越、ハローワーク糸魚川、上越市、糸魚川市、妙高市、上越公共職業安定所及び上越・糸魚川地域人権啓発活動ネットワーク協議会の主催で上越地区の事業所及び高等学校を対象に高田城址公園オーレンブラザで「公正な採用選考に向けた研修会」を実施し、雇用主等への人権感覚と差別解消の意識を高めた (8月23日、79人参加)。 ・市ホームページのほか、12月の人権週間に合わせて広報上越12月号への掲載やエフエム上越の放送などで人権に関する情報を市民に提供した。 ・人権啓発用リーフレットを市民セミナーや地域人権懇談会などの機会を捉えて市民に配布し、市民の人権感覚と差別解消の意識を高めた。 (600部)。 ・人権啓発用町内回覧板を希望町内会に配布し、人権啓発及び本人通知制度登録を促した (300冊)。	A	継続		・人権啓発DVDを活用した「地域人権懇談会」を実施する (7回)。 ・人権・同和問題を考える市民セミナーを開催する (7月)。 ・人権保育研究集会の内容を保育士等の研修に役立ててもらうようを促す。 ・東本町小学校及び同PTAの主催 (市・市教育委員会共催) による同和教育研修会の開催を支援する (11月)。 ・公正な採用選考に向けた企業研修会を実施する (8月)。 ・12月の人権週間に合わせ、広報上越12月号やエフエム上越の放送などで人権・同和問題に関する各種情報を提供するとともに、市ホームページでも随時提供する。 ・人権啓発用のリーフレットを機会を捉えて市民に配布する (600部)。 ・人権啓発用の町内回覧板を希望する町内会に配布する (300冊)。	

上越市第5次人権総合計画 実施計画 第3章 同和問題(部落差別問題)の根本的かつ速やかな解決

第5次人権総合計画での位置付け			担当課	2023(R5) 年度			2024(R6) 年度			方向性	方向性の理由	2025(R7) 年度
目的達成のための施策				事業計画	実施状況(R5実績)	評価	事業計画	実施状況(R6実績見込み)	評価			方向性を踏まえた事業計画(案)
	具体的な施策(目的)											
		実施施策										
			歴史博物館	・教育委員会の人権・同和問題担当職員及び転入教職員(管理職、担当教諭、新規採用)向け同和問題研修会の開催(3回) ・希望する市内小中学校教職員向け研修会の開催	・学校教育課と連携し、小中学校及び教育委員会の職員対象(学校管理職、人権教育担当教諭、市教育委員会職員、上越教育事務所職員)の同和問題研修会を行った(3回)。 実施日:5月2日、11日、17日 参加数:77人 ・新潟県高等学校長協会、副校長・教頭協会の依頼により、人権教育専門委員会合同現地研修会を開催した。 実施日:8月18日 参加数:16人 ・高田商業高校の依頼により、同校教職員の同和問題研修会を行った。 実施日:8月25日 参加数:11人 いずれも研修会を通して、教職員等の差別を許さない人権感覚と差別解消の意識を高めた。	A	・教育委員会の人権・同和問題担当職員及び転入教職員(管理職、担当教諭、新規採用)向け同和問題研修会の開催(3回計画:①5月1日②5月9日③5月14日) ・希望する市内小中学校教職員や団体向け研修会の開催	・学校教育課と連携し、小中学校及び教育委員会の職員対象(学校管理職、人権教育担当教諭、市教育委員会職員、上越教育事務所職員)の同和問題研修会を行った(3回)。 実施日:5月1日、9日、14日 参加数:70人 ・高田商業高校の依頼により、同校教職員の同和問題研修会を行った。 実施日:8月23日 参加数:9人 ・各研修会を通して、教職員等の差別を許さない人権感覚と差別解消の意識を高めた。	A	継続		・教育委員会の人権・同和問題担当職員及び転入教職員(管理職、担当教諭、新規採用)向け同和問題研修会の開催(3回) ・希望する市内小中学校教職員向け研修会の開催
		(5)モニタリングの実施 情報社会の進展に伴い深刻化しているインターネット上における悪質な差別記事に対し、早期発見及び拡散防止を図ることを目的に、モニタリング(監視)事業を実施します。	人権・同和対策室	・インターネット上の部落差別問題に関する差別書き込みや動画を中心に、週1回(30分程度)の頻度で定期的に監視するとともに、発見した際は、法務局に削除要請等を行う。	・インターネット上の部落差別問題に関する差別書き込みを監視(週30分程度)し、過去に削除要請した書き込み、動画の現状確認や新たな差別書き込み等の有無の調査を行った。 ・令和4年度に削除要請を行った1件の内、未だ削除されていない掲載内容に対する削除要請を令和5年度(令和6年2月21日)に改めて行った。	A	・インターネット上の部落差別問題に関する差別書き込みや動画を中心に、週1回(30分程度)の頻度で定期的に監視するとともに、発見した際は、法務局に削除要請等を行う。	・インターネット上の部落差別問題に関する差別書き込みを監視(週30分程度)し、過去に削除要請した書き込み、動画の現状確認や新たな差別書き込み等の有無の調査を行った。 ・未だ削除されていない掲載内容に対する削除要請を令和6年度(令和6年12月予定)に改めて行った。	A	継続		・インターネット上の部落差別問題に関する差別書き込みや動画を中心に、週1回(30分程度)の頻度で定期的に監視するとともに、発見した際は、法務局に削除要請等を行う。
第2節 人権教育・啓発の推進												
1 市民への人権啓発												
		(1)市職員の資質の向上 市職員一人ひとりが同和問題を理解し、自らの職務や地域社会の中で人権意識の普及・啓発を担える資質と指導力を養うことができるよう、計画的に職員研修を実施します。	人権・同和対策室	・人権・同和問題に関する新規採用職員、係長級職員及び所属長職員の研修を実施する。	・人権問題全般の現状・課題等をテーマに職員研修を実施した。 新規採用職員研修①「人権に関する基本的知識」(5月12日、44人参加) 新規採用職員研修②「同和問題に関する講演」(10月30日、52人参加) 係長級職員研修「地域の同和問題の歴史」及び「いま、部落問題は～インターネットと部落差別にふれて～」(10月10日、78人参加) 所属長職員研修「性的マイノリティ研修 基礎からもう一歩先へ」(1月25日、82人参加) 研修会を通して、人権・同和問題に対する理解を深めるとともに、人権意識を高めることで、組織として職務を遂行できるよう知識の習得を図った。	A	・人権・同和問題に関する新規採用職員、係長級職員及び所属長職員の研修を実施する。	・人権問題全般の現状・課題等をテーマに職員研修を実施した。 新規採用職員研修①「人権に関する基本的知識」(5月9日、55人参加) 新規採用職員研修②「同和問題に関する講演」(10月28日、54人参加) 係長級職員研修「地域の同和問題の歴史」及び「部落差別問題の現状と課題」(11月13日、80人参加予定) 所属長職員研修「(仮)インターネットによる人権侵害に関する講演」(2月開催、90人参加予定) 研修会を通して、人権・同和問題に対する理解を深めるとともに、人権意識を高めることで、組織として職務を遂行できるよう知識の習得を図った。	A	継続		・人権・同和問題に関する新規採用職員、係長級職員及び所属長職員の研修を実施する。
			社会教育課	・教育委員会職員や関係委員を対象とする教育委員会同和問題現地研修会の開催	・7月12日、13日に教育委員会職員、市議会議員及び市教委関係委員を対象とした現地学習会を開催し、職員等の人権意識を高め、組織として職務を遂行できるよう知識の習得を図った(受講者178人)。	A	・教育委員会職員や関係委員を対象とする教育委員会同和問題現地研修会の開催	・7月10日、17日に教育委員会職員、市議会議員及び市教委関係委員を対象とした現地学習会を開催し、職員等の人権意識を高め、組織として職務を遂行できるよう知識の習得を図った(受講者194人)。	A	継続		・教育委員会職員や関係委員を対象とする教育委員会同和問題現地研修会の開催
		(2)関係機関、団体の活動支援 関係機関、団体等の職員に対し同和教育の指導者としての資質向上を図ることを目的に、白山会館で学習会を行います。また、要請に応じて講師を派遣し、講話会や研修会を実施します。	社会教育課	・教職員等の現地学習会の開催(60回程度) ・講師の派遣(要望により派遣)	・教職員等を対象とした現地学習会を開催し、同和教育の指導者としての資質向上を図った(66回、1,721人参加)。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、1回の参加人数を45人以下とした。 ・要望により講師の派遣を行った(3回、52人参加)。	A	・教職員等の現地学習会の開催(60回程度) ・講師の派遣(要望により派遣)	・教職員等を対象とした現地学習会を開催し、同和教育の指導者としての資質向上を図った(60回、1,800人参加見込)。 ・要望により講師の派遣を行った(4回、135人参加見込)。	A	継続		・教職員等の現地学習会の開催(60回程度) ・講師の派遣(要望により派遣)

上越市第5次人権総合計画 実施計画 第3章 同和問題(部落差別問題)の根本的かつ速やかな解決

第5次人権総合計画での位置付け			担当課	2023 (R5) 年度			2024 (R6) 年度			方向性	方向性の理由	2025 (R7) 年度	
目的達成のための施策				事業計画	実施状況 (R5実績)	評価	事業計画	実施状況 (R6実績見込み)	評価			方向性を踏まえた事業計画 (案)	
	具体的な施策 (目的)												
		実施施策											
		(3)市民意識調査の実施 同和問題に関する啓発・教育の成果と課題を明確にして、今後の施策の方向性を検討するため、定期的に市民意識調査を実施します。	人権・同和対策室	・調査なし (次回、R7年度予定)	・調査なし (次回、R7年度予定)	D	・第6次人権総合計画策定のための市民アンケート調査内容の検討 (調査は2025年度に実施予定)	・第6次人権総合計画策定のための市民アンケート調査の実施に向けた調査方法や設問等の検討を行った。	A	見直し	2024年度に行ったアンケート調査の実施に向けた検討結果を踏まえ、当初見通しのとおり2025年度に実施する。	・第6次人権総合計画策定のための市民アンケート調査を実施する (作成、依頼、回収、集計、結果分析)。	
		(4)市民への啓発と支援 市民一人ひとりが部落差別を見逃さない鋭い人権感覚を養い、差別の原因が差別する側にあることを正しく認識できるよう、研修会や講演会などを通じて市民に啓発します。	人権・同和対策室	(再)人権啓発DVDを活用した「地域人権懇談会」を実施する。 (再)市民セミナーを開催する(7月)。 (再)当年度開催される人権保育研究会の内容を保育士等の研修に役立ててもらようを促す。 (再)東本町小学校及び同PTAの主催(市・市教育委員会共催)による同和教育研修会の開催を支援する(11月)。 (再)公正な採用選考に向けた企業研修会を実施する(8月)。 (再)12月の人権週間に合わせ、広報上越12月号やエフエム上越の放送などで人権・同和問題に関する各種情報を提供するとともに、市ホームページでも随時提供する。 (再)人権啓発用のリーフレットを機会を捉えて市民に配布する(500部)。 (再)人権啓発用の町内回覧板を希望する町内会に配布する(450冊)。	(再)人権啓発DVDを活用した「地域人権懇談会」を民生委員児童委員協議会や事業所等で実施し、市民の差別を許さない人権感覚と差別解消の意識を高めた(8回、136人参加)。 (再)4年ぶりに市民セミナーをオンライン併用で開催し、インターネットによる人権侵害をテーマとした講演に市民が参加し、差別を許さない人権感覚と差別解消の意識を高めた。(7月23日、95人参加)。 (再)人権保育研究集会の内容を保育士等に役立ててもらよう案内し、参加することで園での情報共有につなげた。(9月2日、保育士4人参加) (再)東本町小学校及び同PTAの主催(市・市教育委員会共催)で同和教育研修会が実施され、講師委託料の1/2を支援した(11月17日、300人参加)。 (再)ハローワーク上越、ハローワーク糸魚川、上越市、糸魚川市、妙高市、上越公共職業安定所及び上越・糸魚川地域人権啓発活動ネットワーク協議会の主催で上越地区の事業所及び高等学校を対象に高田城址公園オーレンブラザで「公正な採用選考に向けた研修会」を実施し、雇用主等への人権感覚と差別解消の意識を高めた(8月26日、85人参加)。 (再)市ホームページのほか、12月の人権週間に合わせて広報上越12月号への掲載やエフエム上越の放送などで人権に関する情報を市民に提供した。 (再)人権啓発用リーフレットを市民セミナーや地域人権懇談会などの機会を捉えて市民に配布し、市民の人権感覚と差別解消の意識を高めた。(600部)。 (再)人権啓発用町内回覧板を希望町内会に配布し、人権啓発及び本人通知制度登録を促した(450冊)。	A	(再)人権啓発DVDを活用した「地域人権懇談会」を実施する(7回)。 (再)人権・同和問題を考える市民セミナーを開催する(7月)。 (再)当年度開催される人権保育研究集会の内容を保育士等の研修に役立ててもらようを促す。 (再)東本町小学校及び同PTAの主催(市・市教育委員会共催)による同和教育研修会の開催を支援する(11月)。 (再)公正な採用選考に向けた企業研修会を実施する(8月)。 (再)12月の人権週間に合わせ、広報上越12月号やエフエム上越の放送などで人権・同和問題に関する各種情報を提供するとともに、市ホームページでも随時提供する。 (再)人権啓発用のリーフレットを機会を捉えて市民に配布する(600部)。 (再)人権啓発用の町内回覧板を希望する町内会に配布する(450冊)。	A	継続	(再)人権啓発DVDを活用した「地域人権懇談会」を実施する(7回)。 (再)人権・同和問題を考える市民セミナーを開催する(7月)。 (再)当年度開催される人権保育研究集会の内容を保育士等の研修に役立ててもらようを促す。 (再)東本町小学校及び同PTAの主催(市・市教育委員会共催)による同和教育研修会の開催を支援する(11月)。 (再)公正な採用選考に向けた企業研修会を実施する(8月)。 (再)12月の人権週間に合わせ、広報上越12月号やエフエム上越の放送などで人権・同和問題に関する各種情報を提供するとともに、市ホームページでも随時提供する。 (再)人権啓発用のリーフレットを機会を捉えて市民に配布する(600部)。 (再)人権啓発用の町内回覧板を希望する町内会に配布する(300冊)。			
		(5)県及び各関係機関・団体との連携 市民の学習機会を充実させるため、新潟地方事務局上越支局や新潟県、上越教育事務所、上越人権擁護委員協議会などと連携し、実施する事業などの情報を効果的に周知します。	人権・同和対策室	・関係機関や団体等が実施する人権講演会等の情報について、市ホームページや広報上越への掲載、機会を捉えての案内チラシの配布などにより、市民に周知する。	・法務局の相談窓口や人権擁護委員による特設人権相談所の開設情報や、県が主催する人権・同和問題に関する講演会などの開催情報について、市ホームページや広報上越12月号への掲載のほか、各種研修の場でのチラシ配布やポスター掲示などを行い、市民に周知することで、市民の人権感覚と差別解消の意識を高めた。	A	・関係機関や団体等が実施する人権講演会等の情報について、市ホームページや広報上越への掲載、機会を捉えての案内チラシの配布などにより、市民に周知する。	・法務局の相談窓口や人権擁護委員による特設人権相談所の開設情報や、県が主催する人権・同和問題に関する講演会などの開催情報について、市ホームページや広報上越12月号への掲載のほか、市庁舎へのチラシ設置などを行い、市民に周知することで、市民の人権感覚と差別解消の意識を高めた。	A	継続	・関係機関や団体等が実施する人権講演会等の情報について、市ホームページや広報上越への掲載、機会を捉えての案内チラシの配布などにより、市民に周知する。		
2 就学前教育における人権教育、同和教育の推進													
		(1)人権教育、同和教育の推進 教育・保育目標に人権教育、同和教育の視点を位置付け、幼稚園や保育園、認定こども園において、どの子どもも伸びやかに育つよう取り組みます。	学校教育課	・どの子にとっても安心して過ごせる園であること、困り感のある園児、その背景にいる保護者に寄り添った適切な支援を行うこと等を園訪問の折に指導を行う。 ・園や保護者の相談に応じる。	・定期公開等の折に、担当指導主事が訪問し、どの子も安心して過ごせる園であること、困り感のある園児、保護者に寄り添った適切な支援を行うこと等の指導を行った。 ・園や保護者の相談に応じ、子どもたちが伸びやかに育つためのよりよい方策を共に検討した。	A	・どの子にとっても安心して過ごせる園であること、困り感のある園児、その背景にいる保護者に寄り添った適切な支援を行うこと等を園訪問の折に指導を行う。 ・園や保護者の相談に応じる。	・定期公開等の折に、担当指導主事が訪問し、どの子も安心して過ごせる園であること、困り感のある園児、保護者に寄り添った適切な支援を行うこと等の指導を行った。 ・園や保護者の相談に応じ、子どもたちが伸びやかに育つためのよりよい方策を共に検討した。	A	継続	・どの子にとっても安心して過ごせる園であること、困り感のある園児、その背景にいる保護者に寄り添った適切な支援を行うこと等を徹底する。 ・園や保護者の相談に応じる。		
		幼児保育課	・日常の保育業務を通じ、保育目標である「なかよくあそぶ子ども」を実践する。	・日常の保育業務を通じ、子どもの気持ちを尊重することを心がけながら、やりたいことを広げて遊びをさらに展開していけるよう取り組むことで、子どもたちが仲良くのびのびと遊ぶ保育を行った。	A	・日常の保育業務を通じ、保育目標である「なかよくあそぶ子ども」を実践する。 ・日常の保育業務を通じ、子どもの気持ちを尊重することを心がけながら、やりたいことを広げて遊びをさらに展開していけるよう取り組むことで、子どもたちが仲良くのびのびと遊ぶ保育を行った。	A	継続	・日常の保育業務を通じ、保育目標である「なかよくあそぶ子ども」を実践する。				

上越市第5次人権総合計画 実施計画 第3章 同和問題(部落差別問題)の根本的かつ速やかな解決

第5次人権総合計画での位置付け			担当課	2023 (R5) 年度			2024 (R6) 年度			方向性	方向性の理由	2025 (R7) 年度
目的達成のための施策				事業計画	実施状況 (R5実績)	評価	事業計画	実施状況 (R6実績見込み)	評価			方向性を踏まえた事業計画 (案)
	具体的な施策 (目的)											
		実施施策										
		(2)教育環境の整備と地域との連携 子どもを取り巻く環境が大きく変化している現状に対応するため、教育環境の整備と地域との連携を進めます。	学校教育課	・学校運営協議会等と連携した地域との交流機会を推進するよう促す。 ・地域ぐるみで子どもを見守る意識の醸成のための、園の取組や行事の案内・情報提供・発信を促す。	・学校運営協議会だけでなく、生活科や総合的な学習の時間、学校行事、ボランティア活動などに地域の方が参加し、地域全体で子どもの育ちを見守り、意味付ける取組がコロナ禍前のように増えてきた。 ・「令和5年度スクールマネジメント実践報告書」にて、高田幼稚園の学校運営協議会の記録を小・中学校と同じ様式で掲載し、園の取組や課題等について発信・共有した。	A	・学校運営協議会等と連携した地域との交流機会を推進するよう促す。 ・地域ぐるみで子どもを見守る意識の醸成のための、園の取組や行事の案内・情報提供・発信を促す。	・各学校園において、学校運営協議会だけでなく、生活科や総合的な学習の時間、学校行事、ボランティア活動などに地域の方が参加し、地域全体で子どもの育ちを見守り、意味付ける取組が行われた。 ・「令和6年度スクールマネジメント実践報告書」にて、高田幼稚園の学校運営協議会の記録を小・中学校と同じ様式で掲載し、園の取組や課題等について発信・共有した。	A	継続		・各学校園を対象に学校運営協議会等と連携した地域との交流機会を推進するよう働きかける。 ・地域ぐるみで子どもを見守る意識を醸成するため、園の取組や行事の案内・情報提供・発信を働きかける。
			幼児保育課	・「地域活動事業」を通じ、行事等において地域住民との交流を行う。	・公立保育園33園、私立保育園及び認定こども園18園で、「地域活動事業」を通じ、行事等において幅広い年齢層の地域住民と子どもたちとの交流を行った。	A	・公立保育園34園、私立保育園及び認定こども園19園で、「地域活動事業」を通じ、行事等において地域住民との交流を行う。	・公立保育園34園、私立保育園及び認定こども園19園で、「地域活動事業」を通じ、行事等において幅広い年齢層の地域住民と子どもたちとの交流を行った。	A	継続		・公立保育園、私立保育園及び認定こども園で、「地域活動事業」を通じ、行事等において地域住民との交流を行う。
			こども家庭センター	・市要保護児童対策地域協議会代表者会議等の開催 代表者会議:1回 合同実務者会議:2回 ブロック会議:4ブロック合計14回	・4月27日に要保護児童対策地域協議会代表者会議を開催し、各関係機関と児童虐待の現状を共有するとともに、支援状況や連携体制を確認した。 ・関係機関と定期的に情報の共有を図り、支援方針を確認しながら、緊急度判定に沿った指導・支援を行った。 合同実務者会議:2回 ブロック会議:4ブロック合計14回	A	・市要保護児童対策地域協議会代表者会議等の開催 代表者会議:1回 合同実務者会議:2回 ブロック会議:4ブロック合計14回	・4月25日に要保護児童対策地域協議会代表者会議を開催し、各関係機関と児童虐待の現状を共有するとともに、支援状況や連携体制を確認した。 ・関係機関と定期的に情報の共有を図り、支援方針を確認しながら、緊急度判定に沿った指導・支援を行った。 合同実務者会議:2回 ブロック会議:4ブロック合計14回	A	継続		・市要保護児童対策地域協議会代表者会議等の開催 代表者会議:1回 合同実務者会議:2回 ブロック会議:4ブロック合計12回
		(3)育成環境づくりの推進 子どもが権利主体として尊重される育成環境づくりを推進します。	こども家庭センター	・広報上越、エフエム上越、市ホームページで子どもの権利に関する啓発を行う。 ・市立小学校1年～中学校3年の児童・生徒における「子どもの権利学習」を促進するため、各学校へ子どもの権利学習テキスト『えがお』を送付し、「子どもの権利学習」を11月～12月にかけて実施する。 ・PTAや民生委員・児童委員協議会に対するCAPじょうえつの派遣による、子どもの権利に関する講座を開催する。	・広報上越11月号、10月31日放送のエフエム上越及び市ホームページで子どもの権利に関する啓発を行った。 ・市立小学校1年から中学校3年までの児童・生徒における「子どもの権利学習」を促進するため、各学校へ「子どもの権利学習」を11月～12月にかけて実施されるよう依頼するとともに、「子どもの権利学習テキスト『えがお』」を送付した。 ・ヤングケアラーへの理解を深めるため、「えがお」に説明を掲載し、啓発を図った。 ・PTAや民生委員・児童委員協議会に対するCAPじょうえつの派遣による、子どもの権利に関する講座を6月に1回、11月に1回、計2回開催した。	A	・広報上越、エフエム上越、市ホームページで子どもの権利に関する啓発を行う。 ・市立小学校1年～中学校3年の児童・生徒における「子どもの権利学習」を促進するため、各学校へ子どもの権利学習テキスト『えがお』を送付し、「子どもの権利学習」を11月～12月にかけて実施する。 ・PTAや民生委員・児童委員協議会に対するCAPじょうえつの派遣による、子どもの権利に関する講座を開催する。	・広報上越11月号、10月15日放送のエフエム上越及び市ホームページで子どもの権利に関する啓発を行った。 ・市立小学校1年から中学校3年までの児童・生徒における「子どもの権利学習」を促進するため、各学校へ「子どもの権利学習」を11月～12月にかけて実施されるよう依頼するとともに、「子どもの権利学習テキスト『えがお』」を送付した。 ・ヤングケアラーへの理解を深めるため、「えがお」に説明を掲載し、啓発を図った。 ・PTAや民生委員・児童委員協議会に対するCAPじょうえつの派遣による、子どもの権利に関する講座を9月に1回実施した。	A	継続		・広報上越、エフエム上越、市ホームページで子どもの権利に関する啓発を行う。 ・市立小学校1年～中学校3年の児童・生徒における「子どもの権利学習」を促進するため、各学校へ子どもの権利学習テキスト『えがお』を送付し、「子どもの権利学習」を11月～12月にかけて実施する。 ・PTAや民生委員・児童委員協議会に対するCAPじょうえつの派遣による、子どもの権利に関する講座を開催する。
			幼児保育課	・園児からの訴えや保護者からの育児相談等についての対応を学ぶため、子どもの権利に関する職員研修会に参加する。	・9月27日開催の「子どもの権利及び児童虐待防止に関する研修会」に保育園職員34人が参加し、各園の職員間で共有を図った。	A	・園児からの訴えや保護者からの育児相談等についての対応を学ぶため、子どもの権利に関する職員研修会に参加する。	・10月3日開催の「子どもの権利及び児童虐待防止に関する研修会」に保育園職員34人が参加し、各園の職員間で共有を図った。	A	継続		・園児からの訴えや保護者からの育児相談等についての対応を学ぶため、子どもの権利に関する職員研修会に参加する。
			こども家庭センター	(再)市要保護児童対策地域協議会代表者会議等の開催 代表者会議:1回 合同実務者会議:2回 ブロック会議:4ブロック合計14回	(再)4月27日に要保護児童対策地域協議会代表者会議を開催し、各関係機関と児童虐待の現状を共有するとともに、支援状況や連携体制を確認した。 (再)関係機関と定期的に情報の共有を図り、支援方針を確認しながら、緊急度判定に沿った指導・支援を行った。 合同実務者会議:2回 ブロック会議:4ブロック合計14回	A	(再)市要保護児童対策地域協議会代表者会議等の開催 代表者会議:1回 合同実務者会議:2回 ブロック会議:4ブロック合計14回	(再)4月25日に要保護児童対策地域協議会代表者会議を開催し、各関係機関と児童虐待の現状を共有するとともに、支援状況や連携体制を確認した。 (再)関係機関と定期的に情報の共有を図り、支援方針を確認しながら、緊急度判定に沿った指導・支援を行った。 合同実務者会議:2回 ブロック会議:4ブロック合計14回	A	継続		(再)市要保護児童対策地域協議会代表者会議等の開催 代表者会議:1回 合同実務者会議:2回 ブロック会議:4ブロック合計12回

上越市第5次人権総合計画 実施計画 第3章 同和問題(部落差別問題)の根本的かつ速やかな解決

第5次人権総合計画での位置付け			担当課	2023 (R5) 年度			2024 (R6) 年度			方向性	方向性の理由	2025 (R7) 年度
目的達成のための施策				事業計画	実施状況 (R5実績)	評価	事業計画	実施状況 (R6実績見込み)	評価			方向性を踏まえた事業計画 (案)
	具体的な施策 (目的)											
		実施施策										
		(4)教職員、保育関係職員の資質の向上 人権教育、同和教育の意義を理解し、自らの職務や地域社会の中で人権意識の普及・啓発を担える資質と指導力を養うことができるよう、子どもと関わりの深い業務に従事している職員の研修を実施し、教職員、保育関係職員の資質の向上に取り組みます。	学校教育課	・現地研修会や県同和教育研究大会等への参加促進	・高田幼稚園及び市内全ての小中学校が現地研修会に参加し、人権意識を高めた(1,721人)。 ・教職員が「県同和教育研究大会(見附市)」に参加し、「かかわる同和教育」の実践から学びを深めた(8月1日、現地48人、オンライン77人)。	A	・現地研修会や県同和教育研究大会等への参加促進	・高田幼稚園及び市内全ての小中学校が現地研修会に参加し、人権意識を高めた(1,600人見込)。 ・教職員が「県同和教育研究大会(見附市)」に参加し、「かかわる同和教育」の実践から学びを深めた(7月31日、現地47人、オンライン166人)。	A	継続		・現地研修会や県同和教育研究大会等へ参加を促進する。
		こども家庭センター	・子どもの権利に関する職員研修会の開催	・子どもの権利に関する職員研修会を開催し、職員の資質向上を図った(9月27日81人参加)。	A	・子どもの権利に関する職員研修会の開催	・子育てひろば職員を対象に子どもの権利に関する講演を行った。(7月5日、21人) ・子どもの権利に関する職員研修会を開催し、職員の資質向上を図った(10月3日、92人参加)。	A	継続		・子どもの権利に関する職員研修会の開催	
		幼児保育課	・小学校が実施する人権教育・同和教育の研修会へ参加する。	・11月17日に東本町小学校の人権教育・同和教育研修会が開催され、保育園職員1人が参加し、各園の職員間で共有を図った。	A	・小学校が実施する人権教育・同和教育の研修会へ参加する。	・11月15日に東本町小学校の人権教育・同和教育研修会が開催され、保育園職員1人が参加し、各園の職員間で共有を図った。	A	継続		・小学校が実施する人権教育・同和教育の研修会へ参加する。	
		こども家庭センター	・教職員や保育関係者等を対象とした、虐待対応等に関する研修会の実施 ・市民を対象とした出前講座の実施	・子どもの虐待防止実務者研修会を実施した。 ・児童虐待防止の普及啓発を目的に、市民等を対象に出前講座を実施した。(46回、1143人) ・保育園や小中学校等を対象に、虐待通告後の対応研修を実施した(3回)。 ・保育園、小中学校・高校、相談支援事業所等において「子どもの虐待防止ハンドブックダイジェスト版」を活用した児童虐待対応研修会を実施した。 ・研修会を通して、人権・同和問題に対する理解を深めるとともに、人権意識を高めることで、組織として職務を遂行できるよう知識の習得を図った。	A	・教職員や保育関係者、放課後児童クラブ職員等を対象とした、虐待対応等に関する研修会の実施 ・市民を対象とした出前講座の実施	・児童虐待防止の普及啓発を目的に、市民等を対象に出前講座を実施した。(50回、1000人見込) ・保育園や小中学校、放課後児童クラブ職員等を対象に、虐待通告後の対応研修を実施した(5回)。 ・研修会を通して、人権・同和問題に対する理解を深めるとともに、人権意識を高めることで、組織として職務を遂行できるよう知識の習得を図った。	A	継続		・教職員や保育関係職員等を対象とした、虐待対応等に関する研修会の実施 ・児童虐待防止の普及啓発を目的に、市民等を対象とした出前講座を実施する。	
	3 学校教育における人権教育、同和教育の推進											
		(1)推進体制の充実 学校、市教育委員会、部落解放同盟により組織されている上越市学校同和教育推進協議会では、構成する三者が一体となって学校同和教育の推進の在り方を協議します。 また、東本町小学校、城北中学校での人権教育、同和教育の実践や研究指定地区内の学校の研究成果を他の学校に普及するための交流機会を設けます。	学校教育課	・市学校同和教育推進協議会の開催と運営 ・実践の共有化を図るため、同和教育研究指定制度成果発表研修会の実施及び「学校同和教育研修資料」の作成と市内全小中学校区への配付	・市学校同和教育推進協議会を開催し、学校同和教育の取組について協議を行った(6月1日、22人)。 ・実践の共有化を図るため、同和教育研究指定制度成果発表研修会を開催し、市内外の学校、行政、団体から参加があった(2月8日、117人)。また、「学校同和教育研修資料その43」の作成と市内全小中学校区及び上越地区の高等学校、関係団体等へ配付した(3月、137団体・学校)。	A	・市学校同和教育推進協議会の開催と運営 ・実践の共有化を図るため、同和教育研究指定制度成果発表研修会の実施及び「学校同和教育研修資料」の作成と市内全小中学校区への配付	・市学校同和教育推進協議会を開催し、学校同和教育の取組について協議を行った(6月4日、24人)。 ・実践の共有化を図るため、同和教育研究指定制度成果発表研修会を開催し、市内外の学校、行政、団体に参加を呼びかける(2月6日、120人見込)。また、「学校同和教育研修資料その44」の作成と市内全小中学校区及び上越地区の高等学校、関係団体等へ配付した(3月、130団体・学校見込)。	A	継続		・市学校同和教育推進協議会を運営する。 ・実践の共有化を図るため、同和教育研究指定制度成果発表研修会の実施及び「学校同和教育研修資料」の作成と市内全小中学校区への配付を行う。
		(2)教職員研修の充実 同和問題の解決に向けて、教職員の果たす役割は極めて大きいものがあります。教職員が、差別の現実を深く学び、自らの意識を見つめ直すため、社会教育課との連携を通じた現地学習会を含む各種研修会を設定するとともに、差別を見抜き、差別を許さない子どもを育成する授業づくりや学級づくりに向けた取組を支援します。	学校教育課	・学校教育実践の重点説明会での市の施策周知 ・転入管理職等を対象にした歴史博物館研修の実施 (再)現地研修会や県同和教育研究集会等への参加促進	・学校教育実践上の重点説明会で市の施策について周知を行った(2月19日、全小中学校)。 ・転入管理職等を対象にした歴史博物館研修を開催し、正しい歴史認識について学んだ(5月2日、11日、17日、計79人)。 (再)高田幼稚園及び市内全ての小中学校が現地研修会に参加し、人権意識を高めた(1,721人)。 (再)教職員が「県同和教育研究大会(見附市)」に参加し、「かかわる同和教育」の実践から学びを深めた(8月1日、現地48人、オンライン77人)。	A	・学校教育実践の重点説明会での市の施策周知 ・転入管理職等を対象にした歴史博物館研修の実施 (再)現地研修会や県同和教育研究集会等への参加促進	・学校教育実践上の重点説明会で市の施策について周知を行った(2月17日、全小中学校)。 ・転入管理職等を対象にした歴史博物館研修を開催し、正しい歴史認識について学んだ(5月1日、9日、14日、計71人)。 (再)高田幼稚園及び市内全ての小中学校が現地研修会に参加し、人権意識を高めた(1,600人見込)。 (再)教職員が「県同和教育研究大会(佐三条市)」に参加し、「かかわる同和教育」の実践から学びを深めた(7月31日、現地47人、オンライン166人)。	A	継続		・学校教育実践の重点説明会において市の施策を周知する。 ・転入管理職等を対象にした歴史博物館研修を実施する。 (再)現地研修会や県同和教育研究集会等への参加を促進する。

上越市第5次人権総合計画 実施計画 第3章 同和問題(部落差別問題)の根本的かつ速やかな解決

第5次人権総合計画での位置付け			担当課	2023 (R5) 年度			2024 (R6) 年度			方向性	方向性の理由	2025 (R7) 年度	
目的達成のための施策				事業計画	実施状況 (R5実績)	評価	事業計画	実施状況 (R6実績見込み)	評価			方向性を踏まえた事業計画 (案)	
具体的な施策 (目的)													
		実施施策											
		(3)部落問題学習の学習指導の充実 教科や道徳、外国語活動、総合的な学習、特別活動と関連させた部落問題学習を推進し、人権教育強調週間などでの集中学習を各学校で実施するように指導します。また、それぞれを関連させた取組を推進するとともに、全体計画の作成により日常の学校生活の諸場面でも取り組めるようにします。併せて、幼稚園・保育園・認定こども園と小・中学校の連携、さらには高等学校までを見通した部落問題学習、人権教育の推進をめざします。	学校教育課	・他教科と関連付けた部落問題学習、人権教育の実践について指導、助言を行う。 ・部落問題学習で差別の現実に向き合うための教材・実践事例・講師についての紹介・情報提供を行う。 ・授業改善訪問や要請訪問等での参観授業を通し、適宜指導を行う。	・授業改善訪問や要請訪問等を通じて、「教職員研修の手引き」を活用し、他教科と関連付けた実践についての指導及び教材・実践事例の情報提供を行った(6月～12月、全小中学校)。 ・校内研修や部落問題学習の講師等についての紹介・情報提供を行った(11月、18校)。	A	・他教科と関連付けた部落問題学習、人権教育の実践について指導、助言を行う。 ・部落問題学習で差別の現実に向き合うための教材・実践事例・講師についての紹介・情報提供を行う。 ・授業改善訪問や要請訪問等での参観授業を通し、適宜指導を行う。	・授業改善訪問や要請訪問等を通じて、「教職員研修の手引き」を活用し、他教科と関連付けた実践についての指導及び教材・実践事例の情報提供を行った(6月～12月、全小中学校)。 ・校内研修や部落問題学習の講師等についての紹介・情報提供を行った(10月・11月、15校)。	A	継続		・他教科と関連付けた部落問題学習、人権教育の実践について指導、助言を行う。 ・部落問題学習で差別の現実に向き合うための教材・実践事例・講師についての紹介・情報提供を行う。 ・授業改善訪問や要請訪問等での参観授業を通し、適宜指導を行う。	
		(4)教材の活用推進 『生きる』や『にんげん』などの教材活用を推進するとともに、指導計画の改善を図り、確実に効果的な学習指導を促します。	学校教育課	・副読本の指導計画への位置付けの確認や指導実態の把握を行い、実践の妥当性や効果的な学習指導に向けた指導、助言を行う。	・授業改善訪問や要請訪問等を通じて、副読本の指導計画への位置付けの確認や指導実態の把握を行い、差別に憤ったり、自分事として考えたりする場面を大切にた指導過程の工夫に向けた指導、助言を行った(6月～12月、全小中学校)。	A	・副読本の指導計画への位置付けの確認や指導実態の把握を行い、実践の妥当性や効果的な学習指導に向けた指導、助言を行う。	・授業改善訪問や要請訪問等を通じて、副読本の指導計画への位置付けの確認や指導実態の把握を行い、差別に憤ったり、自分事として考えたりする場面を大切にた指導過程の工夫に向けた指導、助言を行った(6月～12月、全小中学校)。	A	継続		・副読本の指導計画への位置付けの確認や指導実態の把握を行い、実践の妥当性や効果的な学習指導に向けた指導、助言を行う。	
		(5)学校と地域の連携 部落問題学習の充実を図るためには、学校、家庭及び地域の連携を一層密にすることが大切です。これらの連携を円滑にするため、学校から地域への情報発信や授業公開等に取り組みます。	学校教育課	・学校教育実践の重点説明会や授業改善支援訪問での保護者・地域啓発の取組の指導を行う。	・学校教育の重点の中に、部落問題学習、人権教育の授業公開やたよりの発行など、保護者・地域啓発の取組を位置付け、学校教育実践の重点説明会や授業改善支援訪問を通じ、各学校に指導を行った(6月～12月、3月、全小中学校)。	A	・学校教育実践の重点説明会や授業改善支援訪問で、部落問題学習の授業公開やたより等による紹介を通じた保護者・地域啓発の実施を指導する。	・学校教育の重点の中に、部落問題学習、人権教育の授業公開やたよりの発行など、保護者・地域啓発の取組を位置付け、学校教育実践の重点説明会や授業改善支援訪問を通じ、各学校に指導を行った(6月～12月、2月、全小中学校)。	A	継続		・学校教育実践の重点説明会や授業改善支援訪問において、部落問題学習の授業公開やたより等による紹介を通じた保護者・地域啓発の実施を指導する。	
	4 社会教育における同和教育の推進												
		(1)地域での同和教育の推進 市民一人ひとりに浸透する人権教育、同和教育の実現に向けて、社会教育機関、関係団体との連携を深め、地域ぐるみで推進します。	社会教育課	・市内小学校区を巡回して開催する人権を考える講話会の開催(16小学校区で開催)	・人権を考える講話会を開催し、地域住民に対する人権意識を高めた。(16小学校区、469人参加)	A	・市内小学校区を巡回して開催する人権を考える講話会の開催(16小学校区で開催)	・人権を考える講話会を開催し、地域住民に対する人権意識を高める(16小学校区、470人参加見込)。	A	継続		・市内小学校区を巡回して開催する人権を考える講話会の開催(16小学校区で開催)	
		(2)教育関係職員や教育委員等への同和教育研修の推進 地域における同和教育を積極的に推進するため、白山会館を会場として教職員や教育委員会の職員、教育機関の委員等を対象とした研修を計画的に実施します。	社会教育課	(再)教職員等の現地学習会の開催(60回程度) (再)講師の派遣(要望により派遣)	(再)教職員等を対象とした現地学習会を開催し、同和教育の指導者としての資質向上を図った(66回、1,721人参加)。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、1回の参加人数を45人以下とした。 (再)要望により講師の派遣を行った(3回、52人参加)。	A	(再)教職員等の現地学習会の開催(60回程度) (再)講師の派遣(要望により派遣)	(再)教職員等を対象とした現地学習会を開催し、同和教育の指導者としての資質向上を図った(60回、1,800人参加見込)。 (再)要望により講師の派遣を行った(4回、135人参加見込)。	A	継続		(再)教職員等の現地学習会の開催(60回程度) (再)講師の派遣(要望により派遣)	
		(3)学習教材の整備 同和教育の学習指導の充実を図るため、参考図書、視聴覚教材、啓発資料を整備します。	社会教育課	・人権・同和関係図書資料等の整備・貸出、及び図書資料等の貸出情報を市ホームページで提供	・図書12冊を購入・蔵書に追加し、白山会館の人権図書コーナーに設置した。 ・図書資料等の貸出情報を市ホームページで提供し、利用を促した(図書43冊、DVD2巻貸出)。	A	・人権・同和関係図書資料等の整備・貸出、及び図書資料等の貸出情報を市ホームページで提供	・図書15冊を購入・蔵書に追加し、白山会館の人権図書コーナーに設置した。 ・図書資料等の貸出情報を市ホームページで提供し、利用を促した(図書30冊、DVD3回貸出見込)。	A	継続		・人権・同和関係図書資料等の整備・貸出、及び図書資料等の貸出情報を市ホームページで提供	

上越市第5次人権総合計画 実施計画 第3章 同和問題(部落差別問題)の根本的かつ速やかな解決

第5次人権総合計画での位置付け			担当課	2023 (R5) 年度			2024 (R6) 年度			方向性	方向性の理由	2025 (R7) 年度
目的達成のための施策				事業計画	実施状況 (R5実績)	評価	事業計画	実施状況 (R6実績見込み)	評価			方向性を踏まえた事業計画(案)
	具体的な施策(目的)											
		実施施策										
		(4)啓発・広報活動の充実 市民の人権意識の高揚を図るため、同和問題について広報上越への掲載や研修会・講演会の実施などの啓発活動を推進します。	人権・同和対策室	(再)人権啓発DVDを活用した「地域人権懇談会」を実施する(7回)。 (再)市民セミナーを開催する(7月)。 (再)当年度開催される人権保育研究集会の内容を保育士等の研修に役立ててもらうようを促す。 (再)東本町小学校及び同PTAの主催(市・市教育委員会共催)による同和教育研修会の開催を支援する(11月)。 (再)公正な採用選考に向けた企業研修会を実施する(8月)。 (再)12月の人権週間に合わせ、広報上越12月号やエフエム上越の放送などで人権・同和問題に関する各種情報を提供するとともに、市ホームページでも随時提供する。 (再)人権啓発用のリーフレットを機会を捉えて市民に配布する(500部)。 (再)人権啓発用の町内回覧板を希望する町内会に配布する(450冊)。	(再)人権啓発DVDを活用した「地域人権懇談会」を民生委員児童委員協議会や事業所等で実施し、市民の差別を許さない人権感覚と差別解消の意識を高めた(8回、136人参加)。 (再)4年ぶりに市民セミナーをオンライン併用で開催し、インターネットによる人権侵害をテーマとした講演に市民が参加し、差別を許さない人権感覚と差別解消の意識を高めた。(7月23日、95人参加)。 (再)人権保育研究集会の内容を保育士等に役立ててもらよう案内し、参加することで園での情報共有につなげた。(9月2日、保育士4人参加) (再)東本町小学校及び同PTAの主催(市・市教育委員会共催)で同和教育研修会が実施され、講師委託料の1/2を支援した(11月17日、300人参加)。 (再)ハローワーク上越、ハローワーク糸魚川、上越市、糸魚川市、妙高市、上越公共職業安定所及び上越・糸魚川地域人権啓発活動ネットワーク協議会の主催で上越地区の事業所及び高等学校を対象に高田城址公園オーレンブラザで「公正な採用選考に向けた研修会」を実施した(8月26日、85人参加)。 (再)市ホームページのほか、12月の人権週間に合わせて広報上越12月号への掲載やエフエム上越の放送などで人権に関する情報を市民に提供した。 (再)人権啓発用リーフレットを市民セミナーや地域人権懇談会などの機会を捉えて市民に配布し、市民の人権感覚と差別解消の意識を高めた。(600部)。 (再)人権啓発用町内回覧板を希望町内会に配布し、人権啓発及び本人通知制度登録を促した(450冊)。	A	(再)人権啓発DVDを活用した「地域人権懇談会」を実施する(7回)。 (再)人権・同和問題を考える市民セミナーを開催する(7月)。 (再)当年度開催される人権保育研究集会の内容を保育士等の研修に役立ててもらようを促す。 (再)東本町小学校及び同PTAの主催(市・市教育委員会共催)による同和教育研修会の開催を支援する(11月)。 (再)公正な採用選考に向けた企業研修会を実施する(8月)。 (再)12月の人権週間に合わせ、広報上越12月号やエフエム上越の放送などで人権・同和問題に関する各種情報を提供するとともに、市ホームページでも随時提供する。 (再)人権啓発用のリーフレットを機会を捉えて市民に配布する(600部)。 (再)人権啓発用の町内回覧板を希望する町内会に配布する(450冊)。	A	継続		(再)人権啓発DVDを活用した「地域人権懇談会」を実施する(7回)。 (再)人権・同和問題を考える市民セミナーを開催する(7月)。 (再)当年度開催される人権保育研究集会の内容を保育士等の研修に役立ててもらようを促す。 (再)東本町小学校及び同PTAの主催(市・市教育委員会共催)による同和教育研修会の開催を支援する(11月)。 (再)公正な採用選考に向けた企業研修会を実施する(8月)。 (再)12月の人権週間に合わせ、広報上越12月号やエフエム上越の放送などで人権・同和問題に関する各種情報を提供するとともに、市ホームページでも随時提供する。 (再)人権啓発用のリーフレットを機会を捉えて市民に配布する(600部)。 (再)人権啓発用の町内回覧板を希望する町内会に配布する(300冊)。	
			社会教育課	・講師派遣事業、図書・DVD利用の周知に向けて、市ホームページへの掲載及び現地学習会等での紹介	・講師派遣事業、図書・DVD利用を周知するため、市ホームページに、出前講座の一つとして講師派遣事業や白山会館紹介ページに図書・ビデオ目録を掲載するとともに、現地学習会等で図書・ビデオの設置と貸出事業の紹介を行った。	A	・講師派遣事業、図書・DVD利用の周知に向けて、市ホームページへの掲載及び現地学習会等での紹介	・講師派遣事業、図書・DVD利用を周知するため、市ホームページに、出前講座の一つとして講師派遣事業や白山会館紹介ページに図書・ビデオ目録を掲載するとともに、現地学習会等で図書・ビデオの設置と貸出事業の紹介を行った。	A	継続		・講師派遣事業、図書・DVD利用の周知に向けて、市ホームページへの掲載及び現地学習会等での紹介
		(5)白山会館事業の充実 白山会館を拠点とし、差別の現実に学ぶ現地学習会や、地域に住む人々同士の相互理解と地域社会への参加の促進を図るため、地域交流事業、小・中学生学習会などを実施します。	社会教育課	(再)教職員等の現地学習会の開催(60回程度) ・地域交流事業： バスハイキング等の実施 ・小中学生学習会の実施	(再)教職員等を対象とした現地学習会を開催した(66回、1,721人参加)。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、1回の参加人数を45人以下とした。 ・地域交流事業：新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、バスハイキング等の飲食を伴う活動に代わり、ミニゲーム大会等のお楽しみ会を実施した(7月30日(日)市民プラザ 57人参加)。 ・小中学生学習会：小中学生を対象に、通年で各週2回、白山会館で学習会を開催した(45回開催)。	A	(再)教職員等の現地学習会の開催(60回程度) ・地域交流事業： バスハイキング等の実施 ・小中学生学習会の実施	(再)教職員等を対象とした現地学習会を開催し、同和教育の指導者としての資質向上を図った(60回、1,800人参加見込)。 ・地域交流事業：地域の方、学校・行政関係者を対象に飲食を伴うバスハイキングを実施した(6月9日(日)シーサイドパーク名立 70人参加)。 ・小中学生学習会：小中学生を対象に、通年で各週2回、白山会館で学習会を開催した(45回開催見込)。	A	継続		(再)教職員等の現地学習会の開催(60回程度) ・地域交流事業： バスハイキング等の実施 ・小中学生学習会の実施

上越市第5次人権総合計画 実施計画 第3章 同和問題(部落差別問題)の根本的かつ速やかな解決

第5次人権総合計画での位置付け			担当課	2023 (R5) 年度			2024 (R6) 年度			方向性	方向性の理由	2025 (R7) 年度
目的達成のための施策				事業計画	実施状況 (R5実績)	評価	事業計画	実施状況 (R6実績見込み)	評価			方向性を踏まえた事業計画 (案)
	具体的な施策 (目的)											
		実施施策										
第3節 社会参画の推進												
—		(1)啓発活動の充実 被差別部落の人々が地域に誇りをもち、意欲をもって社会参画できるように、白山会館などを利用して周辺地域住民と交流の機会を設けるなど、運動団体と連携して被差別部落に対する偏見を取り除くための人権啓発活動を推進します。 また、人権啓発活動の充実という観点から、運動団体への支援を行います。	人権・同和対策室	・同和問題の早期解決に向けた正しい認識と理解を深めるため、運動団体に補助金を交付し、連携して市民啓発等を実施する。 (再)被差別部落の課題把握や関係者との意思疎通を図るため、定期的に部落解放同盟上越支部に訪問する(月2回程度)。	・同和問題の早期解決に向けた正しい認識と理解を深めるため、運動団体に補助金を交付し、連携して市民啓発等を実施した。 (再)部落解放同盟上越支部に月2回程度訪問し、情報交換、各種研修の参加、課題となる人権・同和問題に係る事案についての確認、協議等を行った。	A	・同和問題の早期解決に向けた正しい認識と理解を深めるため、運動団体に補助金を交付し、連携して市民啓発等を実施する。 ・被差別部落の課題把握や関係者との意思疎通を図るため、定期的に部落解放同盟上越支部に訪問する(月2回程度)。	・同和問題の早期解決に向けた正しい認識と理解を深めるため、運動団体に補助金を交付し、連携して市民啓発等を実施した。 (再)部落解放同盟上越支部に月2回程度訪問し、情報交換、各種研修の参加、課題となる人権・同和問題に係る事案についての確認、協議等を行った。	A	継続		・同和問題の早期解決に向けた正しい認識と理解を深めるため、運動団体に補助金を交付し、連携して市民啓発等を実施する。 (再)被差別部落の課題把握や関係者との意思疎通を図るため、定期的に部落解放同盟上越支部に訪問する(月2回程度)。
			社会教育課	(再)教職員等の現地学習会の開催(60回程度) (再)講師の派遣(要望により派遣)	(再)教職員等を対象とした現地学習会を開催し、同和教育の指導者としての資質向上を図った(66回、1,721人参加)。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、1回の参加人数を45人以下とした。 (再)要望により講師の派遣を行った(3回、52人参加)。	A	(再)教職員等の現地学習会の開催(60回程度) (再)講師の派遣(要望により派遣)	(再)教職員等を対象とした現地学習会を開催し、同和教育の指導者としての資質向上を図った(60回、1,800人参加見込)。 (再)要望により講師の派遣を行った(4回、135人参加見込)。	A	継続		(再)教職員等の現地学習会の開催(60回程度) (再)講師の派遣(要望により派遣)
		(2)学校や教育機関との連携 社会参画に向けての資質、学力の向上を図るため、学校やその他の教育機関と連携し、白山会館で小・中学生学習会を実施します。	社会教育課	(再)小中学生学習会の実施	(再)小中学生を対象に、通年で各週2回、白山会館で学習会を開催した(45回開催)。	A	(再)小中学生学習会の実施	(再)小中学生学習会:小中学生を対象に、通年で各週2回、白山会館で学習会を開催した(45回開催見込)。	A	継続		(再)小中学生学習会の実施
		(3)市職員の資質の向上 同和問題を始めとする様々な人権問題の正しい理解と組織全体に高い人権意識を浸透させるため、人権団体主催の研修会等へ計画的に職員を派遣し、職員の資質の向上に取り組みます。	人権・同和対策室 社会教育課 学校教育課	・関係団体主催の研修会等(全国人権・同和教育研究大会、部落解放東日本研究集会、部落解放関東女性集会、越佐にんげん学校、新潟県人権保育研究集会、部落解放新潟県研究集会など)に職員を派遣する。 (再)人権・同和問題に関する新規採用職員、係長級職員及び所属長職員の研修を実施する。 (再)教育委員会職員や関係委員を対象とする教育委員会同和問題現地研修会の開催	・関係団体主催の全国人権・同和教育研究大会(11月25日～26日、市職員4人参加)、部落解放東日本研究集会(7月5日、市職員9人参加)、部落解放関東女性集会(9月16日、市職員3人参加)、越佐にんげん学校(7月～11月に10回、21人参加)、新潟県人権保育研究集会(9月2日、市職員6人参加)、部落解放新潟県研究集会(10月14日、市職員15人参加)などに市職員を派遣またはオンライン受講した。 (再)人権問題全般の現状・課題等をテーマに職員研修を実施した。 新規採用職員研修①「人権に関する基本的知識」(5月12日、44人参加) 新規採用職員研修②「同和問題に関する講演」(10月30日、52人参加) 係長級職員研修「地域の同和問題の歴史」及び「いま、部落問題は～インターネットと部落差別にふれて～」(10月10日、78人参加) 所属長職員研修「性的マイノリティ研修 基礎からもう一步先へ」(1月25日、82人参加) 研修会を通して、人権・同和問題に対する理解を深めるとともに、人権意識を高めることで、組織として職務を遂行できるよう知識の習得を図った。 (再)7月12日、13日に教育委員会職員、市議会議員及び市教委関係委員を対象とした現地学習会を開催した(受講者178人)。	A	・関係団体主催の研修会等(全国人権・同和教育研究大会、部落解放東日本研究集会、部落解放関東女性集会、越佐にんげん学校、新潟県人権保育研究集会、部落解放新潟県研究集会など)に職員を派遣する。 (再)人権・同和問題に関する新規採用職員、係長級職員及び所属長職員の研修を実施する。 (再)教育委員会職員や関係委員を対象とする教育委員会同和問題現地研修会の開催	・関係団体主催の全国人権・同和教育研究大会(11月30日～12月1日、市職員4人参加)、部落解放関東女性集会(5月18日・19日、市職員3人参加)、部落解放東日本研究集会(7月4日・5日、市職員6人参加)、越佐にんげん学校(7月29日～10月22日の間に10回、22人参加)、部落解放新潟県研究集会(10月5日、市職員15人参加)、新潟県人権保育研究集会(10月15日、市職員14人参加)、などに市職員を派遣またはオンライン受講した。 (再)人権問題全般の現状・課題等をテーマに職員研修を実施した。 新規採用職員研修①「人権に関する基本的知識」(5月9日、55人参加) 新規採用職員研修②「同和問題に関する講演」(10月28日、54人参加) 係長級職員研修「地域の同和問題の歴史」及び「部落差別問題の現状と課題」(11月13日、80人参加予定) 所属長職員研修「(仮)インターネットによる人権侵害に関する講演」(2月開催、90人参加予定) 研修会を通して、人権・同和問題に対する理解を深めるとともに、人権意識を高めることで、組織として職務を遂行できるよう知識の習得を図った。 (再)7月10日、17日に教育委員会職員、市議会議員及び市教委関係委員を対象とした現地学習会を開催し、職員等の人権意識を高め、組織として職務を遂行できるよう知識の習得を図った(受講者194人)。	A	継続		・関係団体主催の研修会等(全国人権・同和教育研究大会、部落解放東日本研究集会、部落解放関東女性集会、越佐にんげん学校、新潟県人権保育研究集会、部落解放新潟県研究集会など)に職員を派遣する。 (再)人権・同和問題に関する新規採用職員、係長級職員及び所属長職員の研修を実施する。 (再)教育委員会職員や関係委員を対象とする教育委員会同和問題現地研修会の開催

上越市第5次人権総合計画 実施計画 第3章 同和問題(部落差別問題)の根本的かつ速やかな解決

第5次人権総合計画での位置付け			担当課	2023 (R5) 年度			2024 (R6) 年度			方向性	方向性の理由	2025 (R7) 年度
目的達成のための施策				事業計画	実施状況 (R5実績)	評価	事業計画	実施状況 (R6実績見込み)	評価			方向性を踏まえた事業計画(案)
具体的な施策(目的)		実施施策										
第4節 雇用の促進、産業の振興												
1 企業への啓発推進												
	(1)企業に対する啓発事業の推進 企業の社会的責任として、求職者の基本的人権を尊重した差別のない公正な採用選考を実現し、就職の機会均等を確保するため、上越公共職業安定所と連携して企業の公正採用選考人権啓発推進員等を対象とした研修を実施します。	人権・同和対策室	・8月下旬に市と上越公共職業安定所、上越・糸魚川地域人権啓発活動ネットワーク協議会が連携し、公正な採用選考に向けた事業所向けの研修会を実施する。	(再)ハローワーク上越、ハローワーク糸魚川、上越市、糸魚川市、妙高市、上越公共職業安定所及び上越・糸魚川地域人権啓発活動ネットワーク協議会の主催で上越地区の事業所及び高等学校を対象に高田城址公園オーレンブラザで「公正な採用選考に向けた研修会」を実施した(8月26日、85人参加)。	A	・上越市、糸魚川市、妙高市、上越公共職業安定所、糸魚川職業安定所、上越・糸魚川地域人権啓発活動ネットワーク協議会が連携し、公正な採用選考に向けた事業所向けの研修会を実施する(8月下旬)。	(再)ハローワーク上越、ハローワーク糸魚川、上越市、糸魚川市、妙高市、上越公共職業安定所及び上越・糸魚川地域人権啓発活動ネットワーク協議会の主催で上越地区の事業所及び高等学校を対象に高田城址公園オーレンブラザで「公正な採用選考に向けた研修会」を実施し、雇用主等への人権感覚と差別解消の意識を高めた(8月23日、79人参加)。	A	継続		・上越市、糸魚川市、妙高市、上越公共職業安定所、糸魚川職業安定所、上越・糸魚川地域人権啓発活動ネットワーク協議会が連携し、公正な採用選考に向けた事業所向けの研修会を実施する(8月下旬)。	
2 雇用の促進、産業の振興												
	(1)職業の安定、雇用の促進 被差別部落に対する偏見や憶測による差別をなくすため、上越公共職業安定所等と連携して雇用主や従業員への人権啓発を推進します。	産業政策課	・市と上越公共職業安定所が連携し開催する「新規高卒者採用選考に関する説明会」(9月上旬)において、公正採用選考に関するチラシを配布する。	・市と上越公共職業安定所が連携し、上越文化会館で開催した「新規高卒者採用選考に関する説明会」(9月5日)において、公正採用選考に関するチラシを配布し、雇用主の差別解消の意識を高めた。(200人参加)	A	・市と上越公共職業安定所が連携し開催する「新規高卒者採用選考に関する説明会」(9月上旬)において、公正採用選考に関するチラシを配布する。	・市と上越公共職業安定所が連携し、上越文化会館で開催した「新規高卒者採用選考に関する説明会」(9月5日)において、公正採用選考に関するチラシを配布し、雇用主の差別解消の意識を高めた。(200人参加)	A	継続		・市と上越公共職業安定所が連携し開催する「新規高卒者採用選考に関する説明会」(9月上旬)において、公正採用選考に関するチラシを配布する。	
		人権・同和対策室	(再)8月下旬に市と上越公共職業安定所、上越・糸魚川地域人権啓発活動ネットワーク協議会が連携し、公正な採用選考に向けた事業所向けの研修会を実施する。	(再)ハローワーク上越、ハローワーク糸魚川、上越市、糸魚川市、妙高市、上越公共職業安定所及び上越・糸魚川地域人権啓発活動ネットワーク協議会の主催で上越地区の事業所及び高等学校を対象に高田城址公園オーレンブラザで「公正な採用選考に向けた研修会」を実施し、雇用主等への人権感覚と差別解消の意識を高めた(8月26日、85人参加)。	A	(再)上越市、糸魚川市、妙高市、上越公共職業安定所、糸魚川職業安定所、上越・糸魚川地域人権啓発活動ネットワーク協議会が連携し、公正な採用選考に向けた事業所向けの研修会を実施する(8月下旬)。	(再)ハローワーク上越、ハローワーク糸魚川、上越市、糸魚川市、妙高市、上越公共職業安定所及び上越・糸魚川地域人権啓発活動ネットワーク協議会の主催で上越地区の事業所及び高等学校を対象に高田城址公園オーレンブラザで「公正な採用選考に向けた研修会」を実施し、雇用主等への人権感覚と差別解消の意識を高めた(8月23日、79人参加)。	A	継続		(再)上越市、糸魚川市、妙高市、上越公共職業安定所、糸魚川職業安定所、上越・糸魚川地域人権啓発活動ネットワーク協議会が連携し、公正な採用選考に向けた事業所向けの研修会を実施する(8月下旬)。	
	(2)新潟県同和地区中小企業振興資金制度の活用促進 企業の資金需要に対応するため、新潟県同和地区中小企業振興資金制度を周知します。	産業政策課	・新潟県制度融資のパンフレットを掲出し当資金制度のPRを行う。 ・人権・同和対策室に当資金制度を情報提供し共有する。	・新潟県制度融資のパンフレットを執務室に掲出し当資金制度のPRを行った。 ・人権・同和対策室に当資金制度を情報提供し共有した。	A	・新潟県制度融資のパンフレットを掲出し当資金制度のPRを行う。 ・人権・同和対策室に当資金制度を情報提供し共有する。	・新潟県制度融資のパンフレットを執務室に掲出し当資金制度のPRを行った。 ・人権・同和対策室に当資金制度を情報提供し共有した。	A	継続		・新潟県制度融資のパンフレットを掲出し当資金制度のPRを行う。 ・人権・同和対策室に当資金制度を情報提供し共有する。	
第5節 社会福祉の充実												
	(1)被差別部落の人々の生活状況等の確認と対応 市職員が被差別部落を訪問して地域住民の生活状況などを確認し、必要に応じて庁内関係課と連携して地域住民を支援します。	人権・同和対策室	(再)被差別部落の課題把握や関係者との意思疎通を図るため、定期的に部落解放同盟上越支部に訪問する(月2回程度)。	(再)部落解放同盟上越支部に月2回程度訪問し、情報交換や課題となる人権・同和問題に係る事案についての確認、協議等を行った。	A	(再)被差別部落の課題把握や関係者との意思疎通を図るため、定期的に部落解放同盟上越支部に訪問する(月2回程度)。	(再)部落解放同盟上越支部に月2回程度訪問し、情報交換、各種研修の参加、課題となる人権・同和問題に係る事案についての確認、協議等を行った。	A	継続		(再)被差別部落の課題把握や関係者との意思疎通を図るため、定期的に部落解放同盟上越支部に訪問する(月2回程度)。	
第6節 生活環境の改善												
	(1)地域コミュニティの活性化と市民啓発の推進 白山会館など市内施設を利用した地域交流事業を実施し、被差別部落の人々と行政・教育関係者との自由な意見交換ができる環境づくりを推進します。 また、講演会や研修会等を実施し、広く市民にも差別の実態を明らかにし、偏見や差別意識をなくすための市民啓発を推進します。	社会教育課	(再)地域交流事業： バスハイキング等の実施 (再)市内小学校区を巡回して開催する人権を考える講話会の開催(16小学校区で開催) (再)講師の派遣(要望により派遣)	(再)地域交流事業：新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、バスハイキング等の飲食を伴う活動に代わり、ミニゲーム大会等のお楽しみ会を実施した(7月30日(日)市民プラザ 57人参加)。 (再)人権を考える講話会を開催し、地域住民に対する人権意識を高めた(16小学校区、469人参加)。 (再)要望により講師の派遣を行った(3回、52人参加)。	A	(再)地域交流事業： バスハイキング等の実施 (再)市内小学校区を巡回して開催する人権を考える講話会の開催(16小学校区で開催) (再)講師の派遣(要望により派遣)	(再)地域交流事業：地域の方、学校・行政関係者を対象に飲食を伴うバスハイキングを実施した(6月9日(日)シーサイドパーク名立 70人参加)。 (再)人権を考える講話会を開催し、地域住民に対する人権意識を高める(16小学校区、470人参加見込)。 (再)要望により講師の派遣を行った(4回、135人参加見込)。	A	継続		(再)地域交流事業： バスハイキング等の実施 (再)市内小学校区を巡回して開催する人権を考える講話会の開催(16小学校区で開催) (再)講師の派遣(要望により派遣)	
		(2)環境整備活動の推進 周辺地域と一体となったまちづくりを推進します。	人権・同和対策室	・周辺地域と一体となったまちづくりを推進する。	・周辺の道路整備など、地域と一体となったまちづくりを推進した。	A	・周辺地域と一体となったまちづくりを推進する。	・周辺の道路整備など、地域と一体となったまちづくりを推進した。	A	継続		・周辺の道路整備など、地域と一体となったまちづくりを推進した。

上越市第5次人権総合計画 実施計画 第4章 障害のある人の自立と社会参加の実現

第5次人権総合計画での位置付け			担当課	2023(R5) 年度			2024(R6) 年度			方向性	方向性の理由	2025(R7) 年度
目的達成のための施策				事業計画	実施状況(R5実績)	評価	事業計画	実施状況(R6実績見込み)	評価			方向性を踏まえた事業計画(案)
具体的な施策(目的)												
実施施策												
第1節 人権擁護の確立												
—	(1)障害者差別の解消に関する取組 障害者差別を解消するため、障害者差別解消支援地域協議会を設置し、地域における障害者差別に関する相談などの情報を共有して、的確に対応します。	すこやかなくらし支援室 福祉課	・上越市障害者差別解消支援地域協議会の運営 ・障害を理由とする差別等の事案の情報収集、対応の実施 (再)すこやかなくらし包括支援センターにおける障害のある人等への相談支援の実施 (再)地域包括支援センターにおける障害のある人等への相談支援の実施 (再)地域生活拠点等において、相談支援事業所等への後方支援の実施や緊急時の受入れについて連携した取組を実施	・上越市障害者差別解消支援地域協議会を1回開催(3月11日)し、令和5年度の取組状況及び令和6年度の取組について協議を行った。 ・障害を理由とする差別等の事案について、相談支援事業所及び地域包括支援センターと連携し、情報収集に努めた。 (再)すこやかなくらし包括支援センター及び地域包括支援センターにおいて、障害のある人の虐待等の相談に応じ、関係機関と連携しながら、必要な支援を行った。 (再)地域生活支援拠点等において月2回の連携会議を実施し、相談支援事業所等が抱える困難ケースへの助言や緊急時の受入れについて、連携した取組を実施した。	A	・上越市障害者差別解消支援地域協議会の運営 ・障害を理由とする差別等の事案の情報収集、対応の実施 (再)すこやかなくらし支援室における障害のある人等への相談支援の実施 (再)地域包括支援センターにおける障害のある人等への相談支援の実施 (再)地域生活支援拠点等において、相談支援事業所等への後方支援や緊急時の受入れについて連携した取組を実施	・上越市障害者差別解消支援地域協議会を1回開催(2月予定)し、令和6年度の取組状況及び令和7年度の取組について協議を行った。 ・障害を理由とする差別等の事案について、相談支援事業所及び地域包括支援センターと連携し、情報収集に努めた。 (再)すこやかなくらし支援室及び地域包括支援センターにおいて、障害のある人の虐待等の相談に応じ、関係機関と連携しながら、必要な支援を行った。 (再)地域生活支援拠点等において、相談支援事業所等への後方支援や緊急時の受入れについて連携した取組を実施した。	A	継続		・上越市障害者差別解消支援地域協議会の運営 ・障害を理由とする差別等の事案の情報収集、対応の実施 (再)すこやかなくらし支援室における障害のある人等への相談支援の実施 (再)地域包括支援センターにおける障害のある人等への相談支援の実施 (再)地域生活拠点等において、相談支援事業所等への後方支援の実施や緊急時の受入れについて連携した取組を実施	
	(2)障害のある人の相談支援の実施 障害のある人の虐待、生活困窮等の相談に応じ、関係機関と連携しながら、必要な支援を行います。	すこやかなくらし支援室 福祉課	(再)すこやかなくらし包括支援センターにおける障害のある人等への相談支援の実施 (再)地域包括支援センターにおける障害のある人等への相談支援の実施 (再)地域生活拠点等において、相談支援事業所等への後方支援の実施や緊急時の受入れについて連携した取組を実施	(再)すこやかなくらし包括支援センター及び地域包括支援センターにおいて、障害のある人の虐待等の相談に応じ、関係機関と連携しながら、必要な支援を行った。 (再)地域生活支援拠点等において月2回の連携会議を実施し、相談支援事業所等が抱える困難ケースへの助言や緊急時の受入れについて、連携した取組を実施した。	A	(再)すこやかなくらし支援室における障害のある人等への相談支援の実施 (再)地域包括支援センターにおける障害のある人等への相談支援の実施 (再)地域生活支援拠点等において、相談支援事業所等への後方支援や緊急時の受入れについて連携した取組を実施	(再)すこやかなくらし支援室及び地域包括支援センターにおいて、障害のある人の虐待等の相談に応じ、関係機関と連携しながら、必要な支援を行った。 (再)地域生活支援拠点等において、相談支援事業所等への後方支援や緊急時の受入れについて連携した取組を実施した。	A	継続		(再)すこやかなくらし支援室における障害のある人等への相談支援の実施 (再)地域包括支援センターにおける障害のある人等への相談支援の実施 (再)地域生活拠点等において、相談支援事業所等への後方支援の実施や緊急時の受入れについて連携した取組を実施	
	(3)権利擁護体制の推進 障害のある人の虐待防止に取り組むほか、判断能力が不十分な人の財産管理や身上保護が適切に行われるように、成年後見制度に関する相談に対応し、関係機関と連携しながら、必要な支援を行います。	すこやかなくらし支援室	(再)すこやかなくらし包括支援センターにおける障害のある人等への相談支援の実施 (再)地域包括支援センターにおける障害のある人等への相談支援の実施 ・地域における成年後見制度の利用実態や課題などについて関係団体と意見交換を行う「成年後見制度利用促進連携連絡会議」の開催	(再)すこやかなくらし包括支援センター及び地域包括支援センターにおいて、障害のある人の虐待等の相談に応じ、関係機関と連携しながら、必要な支援を行った。 ・成年後見制度利用促進連携連絡会議を開催(12月26日、3月21日)し、関係団体と地域の実態や課題について共有した。	A	(再)すこやかなくらし支援室における障害のある人等への相談支援の実施 (再)地域包括支援センターにおける障害のある人等への相談支援の実施 ・地域における成年後見制度の利用実態や課題などについて関係団体と意見交換を行う「成年後見制度利用促進連携連絡会議」の開催	(再)すこやかなくらし支援室及び地域包括支援センターにおいて、障害のある人の虐待等の相談に応じ、関係機関と連携しながら、必要な支援を行った。 ・成年後見制度利用促進連携連絡会議を2回開催(8月27日、2月25日予定)し、関係団体と地域の実態や課題について共有した。	A	継続		(再)すこやかなくらし支援室における障害のある人等への相談支援の実施 (再)地域包括支援センターにおける障害のある人等への相談支援の実施 ・地域における成年後見制度の利用実態や課題などについて関係団体と意見交換を行う「成年後見制度利用促進連携連絡会議」の開催	

上越市第5次人権総合計画 実施計画 第4章 障害のある人の自立と社会参加の実現

第5次人権総合計画での位置付け			担当課	2023(R5) 年度			2024(R6) 年度			方向性	方向性の理由	2025(R7) 年度
目的達成のための施策				事業計画	実施状況(R5実績)	評価	事業計画	実施状況(R6実績見込み)	評価			方向性を踏まえた事業計画(案)
	具体的な施策(目的)											
		実施施策										
—		(4)人権啓発の推進 障害のある人に対する偏見や差別を解消し、障害のある人の人権に対する理解を促すため、講座の実施や資料の配布による啓発を行います。また、障害のある人の虐待防止や成年後見制度の利用促進に向け、関係機関と連携しながら相談窓口や制度等の周知を行います。	人権・同和対策室	(再)人権啓発DVDを活用した「地域人権懇談会」を実施する(7回)。 (再)市民セミナーを開催する(7月)。 (再)当年度開催される人権保育研究集会の内容を保育士等の研修に役立ててもらようを促す。 (再)東本町小学校及び同PTAの主催(市・市教育委員会共催)による同和教育研修会の開催を支援する(11月)。 (再)公正な採用選考に向けた企業研修会を実施する(8月)。 (再)12月の人権週間に合わせ、広報上越12月号やエフエム上越の放送などで人権・同和問題に関する各種情報を提供するとともに、市ホームページでも随時提供する。 (再)人権啓発用のリーフレットを機会を捉えて市民に配布する(500部)。 (再)人権啓発用の町内回覧板を希望する町内会に配布する(450冊)。	(再)人権啓発DVDを活用した「地域人権懇談会」を民生委員児童委員協議会や事業所等で実施し、市民の差別を許さない人権感覚と差別解消の意識を高めた(8回、136人参加)。 (再)4年ぶりに市民セミナーをオンライン併用で開催し、インターネットによる人権侵害をテーマとした講演に市民が参加し、差別を許さない人権感覚と差別解消の意識を高めた。(7月23日、95人参加)。 (再)人権保育研究集会の内容を保育士等に役立ててもらよう案内し、参加することで園での情報共有につなげた。(9月2日、保育士4人参加) (再)東本町小学校及び同PTAの主催(市・市教育委員会共催)で同和教育研修会が実施され、講師委託料の1/2を支援した(11月17日、300人参加)。 (再)ハローワーク上越、ハローワーク糸魚川、上越市、糸魚川市、妙高市、上越公共職業安定所及び上越・糸魚川地域人権啓発活動ネットワーク協議会の主催で上越地区の事業所及び高等学校を対象に「公正な採用選考に向けた研修会」を実施し、雇用主等への人権感覚と差別解消の意識を高めた(8月26日、85人参加)。 (再)市ホームページのほか、12月の人権週間に合わせて広報上越12月号への掲載やエフエム上越の放送などで人権に関する情報を市民に提供した。 (再)人権啓発用リーフレットを市民セミナーや地域人権懇談会など、できるだけ多くの機会を捉えて市民に配布し、市民の人権感覚と差別解消の意識を高めた。(600部)。 (再)人権啓発用町内回覧板を希望町内会に配布し、人権啓発及び本人通知制度登録を促した(450冊)。	A	(再)人権啓発DVDを活用した「地域人権懇談会」を実施する(7回)。 (再)人権・同和問題を考える市民セミナーを開催する(7月)。 (再)当年度開催される人権保育研究集会の内容を保育士等の研修に役立ててもらようを促す。 (再)東本町小学校及び同PTAの主催(市・市教育委員会共催)による同和教育研修会の開催を支援する(11月)。 (再)公正な採用選考に向けた企業研修会を実施する(8月)。 (再)12月の人権週間に合わせ、広報上越12月号やエフエム上越の放送などで人権・同和問題に関する各種情報を提供するとともに、市ホームページでも随時提供する。 (再)人権啓発用のリーフレットを機会を捉えて市民に配布する(600部)。 (再)人権啓発用の町内回覧板を希望する町内会に配布する(450冊)。	A	継続	(再)人権啓発DVDを活用した「地域人権懇談会」を実施する(7回)。 (再)人権・同和問題を考える市民セミナーを開催する(7月)。 (再)当年度開催される人権保育研究集会の内容を保育士等の研修に役立ててもらようを促す。 (再)東本町小学校及び同PTAの主催(市・市教育委員会共催)による同和教育研修会の開催を支援する(11月)。 (再)公正な採用選考に向けた企業研修会を実施する(8月)。 (再)12月の人権週間に合わせ、広報上越12月号やエフエム上越の放送などで人権・同和問題に関する各種情報を提供するとともに、市ホームページでも随時提供する。 (再)人権啓発用のリーフレットを機会を捉えて市民に配布する(600部)。 (再)人権啓発用の町内回覧板を希望する町内会に配布する(300冊)。		
			福祉課	・上越市障害者差別解消支援地域協議会の運営 ・障害を理由とする差別等の事案の情報収集、対応の実施 ・障害の理解や合理的配慮等に関する市民啓発のための広報や講演会等の実施	(再)上越市障害者差別解消支援地域協議会を1回開催(3月11日)し、令和5年度の取組状況及び令和6年度の取組について協議を行った。 ・障害を理由とする差別等の事案について、相談支援事業所や地域包括支援センターなどに情報提供を依頼し、情報収集に努めた。 ・市内企業に対し、合理的配慮等の周知啓発に資するリーフレットの配布を行った。	A	・上越市障害者差別解消支援地域協議会の運営 ・障害を理由とする差別等の事案の情報収集、対応の実施 ・障害の理解や合理的配慮等に関する市民啓発のための広報や講演会等の実施	・(再)上越市障害者差別解消支援地域協議会を1回開催(2月予定)し、令和6年度の取組状況及び令和7年度の取組について協議を行った。 ・障害を理由とする差別等の事案について、相談支援事業所及び地域包括支援センターと連携し、情報収集に努めた。 ・市内企業に対し、合理的配慮等の周知啓発に資するリーフレットを配布したほか、新潟日報社等が主催する「福祉・介護・健康フェア2024in上越」(11月10日開催)に共催し、市民への啓発を図った。	A	継続	・上越市障害者差別解消支援地域協議会の運営 ・障害を理由とする差別等の事案の情報収集、対応の実施 ・障害の理解や合理的配慮等に関する市民啓発のための広報や講演会等の実施	
			すこやかなくらし支援室	・地域包括支援センターの案内チラシの配布 (再)地域包括支援センターにおける障害のある人等への相談支援の実施 (再)地域の利用実態や課題などについて関係団体と意見交換を行う「成年後見制度利用促進連携連絡会議」の開催	・健康診査において、地域包括支援センターの案内チラシを配布し、虐待や成年後見制度等の相談窓口について周知した。 (再)成年後見制度利用促進連携連絡会議を2回開催(12月26日、3月21日)し、関係団体と地域の実態や課題について共有した。	A	・地域包括支援センターの案内チラシの配布 (再)地域包括支援センターにおける障害のある人等への相談支援の実施。 (再)上越市成年後見支援センター(中核機関)とともに、地域の利用実態や課題などについて関係団体と意見交換を行う「成年後見制度利用促進連携連絡会議」の開催	・健康診査において、地域包括支援センターの案内チラシを配布し、虐待や成年後見制度等の相談窓口について周知した。 (再)すこやかなくらし支援室及び地域包括支援センターにおいて、障害のある人の虐待等の相談に応じ、関係機関と連携しながら、必要な支援を行った。 (再)成年後見制度利用促進連携連絡会議を2回開催(8月27日、2月25日予定)し、関係団体と地域の実態や課題について共有した。	A	継続	・地域包括支援センターの案内チラシの配布 (再)地域包括支援センターにおける障害のある人等への相談支援の実施。 (再)上越市成年後見支援センター(中核機関)とともに、地域の利用実態や課題などについて関係団体と意見交換を行う「成年後見制度利用促進連携連絡会議」の開催	

上越市第5次人権総合計画 実施計画 第4章 障害のある人の自立と社会参加の実現

第5次人権総合計画での位置付け			担当課	2023(R5) 年度			2024(R6) 年度			方向性	方向性の理由	2025(R7) 年度
目的達成のための施策				事業計画	実施状況(R5実績)	評価	事業計画	実施状況(R6実績見込み)	評価			方向性を踏まえた事業計画(案)
具体的な施策(目的)												
実施施策												
第2節 人権教育・啓発の推進												
—		(1)市職員の資質の向上 「障害者差別解消法」の施行を受けて作成した「上越市長部局、議会事務局及び行政委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づき、職員が障害のある人に対して、「不当な差別的取扱いの禁止」及び「合理的な配慮の提供」を的確に行えるよう、計画的に職員研修を実施します。	人権・同和対策室 学校教育課 社会教育課	(再)関係団体主催の研修会等(全国人権・同和教育研究大会、部落解放東日本研究集会、部落解放関東女性集会、越佐にんげん学校、新潟県人権保育研究集会、部落解放新潟県研究集会など)に職員を派遣する。 (再)人権・同和問題に関する新規採用職員、係長級職員及び所属長職員の研修を実施する。 (再)教育委員会職員や関係委員を対象とする教育委員会同和問題現地研修会の開催	(再)関係団体主催の全国人権・同和教育研究大会(11月25日～26日、市職員4人参加)、部落解放東日本研究集会(7月5日、市職員9人参加)、部落解放関東女性集会(9月16日、市職員3人参加)、越佐にんげん学校(7月～11月に10回、21人参加)、新潟県人権保育研究集会(9月2日、市職員6人参加)、部落解放新潟県研究集会(10月14日、市職員15人参加)などに市職員を派遣またはオンライン受講した。 (再)人権問題全般の現状・課題等をテーマに職員研修を実施した。 新規採用職員研修①「人権に関する基本的知識」(5月12日、44人参加) 新規採用職員研修②「同和問題に関する講演」(10月30日、52人参加) 係長級職員研修「地域の同和問題の歴史」及び「いま、部落問題は～インターネットと部落差別にふれて～」(10月10日、78人参加) 所属長職員研修「性的マイノリティ研修 基礎からもう一步先へ」(1月25日、82人参加) (再)7月12日、13日に教育委員会職員、市議会議員及び市教委関係委員を対象とした現地学習会を開催した(受講者178人)。 研修会を通して、人権・同和問題に対する理解を深めるとともに、人権意識を高めることで、組織として職務を遂行できるよう知識の習得を図った。	A	(再)関係団体主催の研修会等(全国人権・同和教育研究大会、部落解放東日本研究集会、部落解放関東女性集会、越佐にんげん学校、新潟県人権保育研究集会、部落解放新潟県研究集会など)に職員を派遣する。 (再)人権・同和問題に関する新規採用職員、係長級職員及び所属長職員の研修を実施する。 (再)教育委員会職員や関係委員を対象とする教育委員会同和問題現地研修会の開催	(再)関係団体主催の全国人権・同和教育研究大会(11月30日～12月1日、市職員4人参加)、部落解放関東女性集会(5月18日・19日、市職員3人参加)、部落解放東日本研究集会(7月4日・5日、市職員6人参加)、越佐にんげん学校(7月29日～10月22日の間に10回、22人参加)、部落解放新潟県研究集会(10月5日、市職員15人参加)、新潟県人権保育研究集会(10月15日、市職員14人参加)、などに市職員を派遣またはオンライン受講した。 (再)人権問題全般の現状・課題等をテーマに職員研修を実施した。 新規採用職員研修①「人権に関する基本的知識」(5月9日、55人参加) 新規採用職員研修②「同和問題に関する講演」(10月28日、54人参加) 係長級職員研修「地域の同和問題の歴史」及び「部落差別問題の現状と課題」(11月13日、80人参加) 所属長職員研修「(仮)インターネットによる人権侵害に関する講演」(2月開催、90人参加予定) 研修会を通して、人権・同和問題に対する理解を深めるとともに、人権意識を高めることで、組織として職務を遂行できるよう知識の習得を図った。 (再)7月10日、17日に教育委員会職員、市議会議員及び市教委関係委員を対象とした現地学習会を開催し、職員等の人権意識を高め、組織として職務を遂行できるよう知識の習得を図った(受講者194人)。	A	継続	・関係団体主催の研修会等(全国人権・同和教育研究大会、部落解放東日本研究集会、部落解放関東女性集会、越佐にんげん学校、新潟県人権保育研究集会、部落解放新潟県研究集会など)に職員を派遣する。 (再)人権・同和問題に関する新規採用職員、係長級職員及び所属長職員の研修を実施する。 (再)教育委員会職員や関係委員を対象とする教育委員会同和問題現地研修会の開催	
		福祉課		・職員への研修会及び周知啓発の実施	・新規採用職員への研修会を実施した(5月10日、52人参加)。 ・合理的配慮等に関する啓発を庁内ネットワークを通じて各課へ周知した。(5月22日付けで文書通知)	A	・職員への研修会及び周知啓発の実施	・新規採用職員への研修会を実施した(5月9日、54人参加)。	A	継続	・職員への研修会及び周知啓発の実施	
		(2)教職員の資質の向上 学校教育において特別な支援を必要とする児童・生徒に対する正しい理解を深めることは重要です。このため、教職員の指導方法の改善・充実が図られるよう、教職員研修を実施します。	学校教育課	・管理職を含めた教職員への計画的な研修会の実施(年間4回以上)	・特別支援教育管理職説明会や特別支援教育コーディネーター研修(4月19日)、特別支援教育研修(5月9日)、心理検査研修会(5月30日、6月30日)、新任特別支援学級担任研修(5月12日)など、予定どおり実施した。また、教育補助員や介護員・学校看護師に対しても研修会(4月5日、6月19日、6月20日)を実施し、人権教育に対する教職員等の資質向上を図った。	A	・管理職を含めた教職員への計画的な研修会の実施(年間4回以上)	・特別支援教育管理職説明会や特別支援教育コーディネーター研修(4月17日、70人)、新任特別支援学級担任研修(5月10日、28人)、管理職研修会(5月22日、14人)、教育センター研修(特別支援にかかわる研修会8月1日、22人)など、予定どおり実施した。また、教育補助員や介護員・学校看護師に対しても研修会(4月オンデマンド、211人)を実施し、人権教育に対する教職員等の資質向上を図った。	A	継続	・管理職を含む教職員への特別支援教育に関する研修会を実施する。(年間4回以上)	

上越市第5次人権総合計画 実施計画 第4章 障害のある人の自立と社会参加の実現

第5次人権総合計画での位置付け			担当課	2023(R5) 年度			2024(R6) 年度			方向性	方向性の理由	2025(R7) 年度
目的達成のための施策				事業計画	実施状況(R5実績)	評価	事業計画	実施状況(R6実績見込み)	評価			方向性を踏まえた事業計画(案)
	具体的な施策(目的)											
		実施施策										
—	(3)社会教育の充実 障害のある人に対する理解と認識を深めるため、障害のある人を取り巻く諸問題を含む人権を考える講話会や市民セミナーを実施します。	人権・同和対策室	(再)人権啓発DVDを活用した「地域人権懇談会」を実施する。	(再)人権啓発DVDを活用した「地域人権懇談会」を民生委員児童委員協議会や事業所等で実施し、市民の差別を許さない人権感覚と差別解消の意識を高めた(8回、136人参加)。	A	(再)人権啓発DVDを活用した「地域人権懇談会」を実施する(7回)。	(再)人権啓発DVDを活用した「地域人権懇談会」を民生委員児童委員協議会や事業所等で実施し、市民の差別を許さない人権感覚と差別解消の意識を高めた(7回、100人参加予定)。	A	継続		(再)人権啓発DVDを活用した「地域人権懇談会」を実施する(7回)。	
		福祉課	(再)障害者差別解消支援地域協議会の運営 (再)障害を理由とする差別等の事案の情報収集、対応の実施 (再)障害の理解や合理的配慮等に関する市民啓発のための広報や講演会等の実施	(再)上越市障害者差別解消支援地域協議会を1回開催(3月11日)し、令和5年度の取組状況及び令和6年度の取組について協議を行った。 (再)障害を理由とする差別等の事案について、相談支援事業所や地域包括支援センターなどに情報提供を依頼し、情報収集に努めた。 ・上越市手話言語及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例や合理的配慮等の周知啓発に資するリーフレットの配布を行った。	A	(再)上越市障害者差別解消支援地域協議会の運営 (再)障害を理由とする差別等の事案の情報収集、対応の実施 (再)障害の理解や合理的配慮等に関する市民啓発のための広報や講演会等の実施	(再)上越市障害者差別解消支援地域協議会を1回開催(2月予定)し、令和6年度の取組状況及び令和7年度の取組について協議を行った。 (再)障害を理由とする差別等の事案について、相談支援事業所及び地域包括支援センターと連携し、情報収集に努めた。 (再)市内企業に対し、合理的配慮等の周知啓発に資するリーフレットを配布したほか、新潟日報社等が主催する「福祉・介護・健康フェア2024in上越」(11月10日開催)に共催し、市民への啓発を図った。	A	継続		(再)上越市障害者差別解消支援地域協議会の運営 (再)障害を理由とする差別等の事案の情報収集、対応の実施 (再)障害の理解や合理的配慮等に関する市民啓発のための広報や講演会等の実施	
		社会教育課	(再)市内小学校区を巡回して開催する人権を考える講話会の開催(16小学校区で開催) (再)講師の派遣(要望により派遣)	(再)人権を考える講話会を開催し、障害のある人への理解と認識を深めた。(16小学校区、469人参加) (再)要望により講師の派遣を行った(3回、52人参加)。	A	(再)市内小学校区を巡回して開催する人権を考える講話会の開催(16小学校区で開催) (再)講師の派遣(要望により派遣)	(再)人権を考える講話会を開催し、障害のある人への理解と認識を深める。(16小学校区、470人参加見込) (再)要望により講師の派遣を行った(4回、135人参加見込)。	A	継続		(再)市内小学校区を巡回して開催する人権を考える講話会の開催(16小学校区で開催) (再)講師の派遣(要望により派遣)	
	(4)地域・保護者への啓発 特別な支援が必要な幼児・児童・生徒に対する理解と認識を深め、共に学び、共に生きる社会の環境を整えるためのパンフレットを作成し、市内の幼稚園、保育園、認定こども園、小・中学校に配布します。	学校教育課	・4月のPTA総会等保護者が集まる機会に各学校がリーフレットを配布して説明できるよう、学校へ啓発の文書を送付する。 ・就学相談に関する理解啓発を行うため、園長説明会を実施し、園を通じて、年中児の保護者へ就学相談に関するパンフレットを配布する。	・各学校へ、リーフレット「すべてのこどもが輝くために」を文書にて紹介し、保護者への発達障害に関する理解啓発のために、必要に応じて配付、説明するよう依頼し、周知を図った。 ・園長説明会で就学相談に関する説明を行い、園を通じて全保護者にパンフレットの配布を行い、就学相談に対する理解啓発を図った。	A	・4月のPTA総会等保護者が集まる機会に各学校がリーフレットを配布して説明できるよう、学校へ啓発の文書を送付する。 ・就学相談に関する理解啓発を行うため、園長説明会を実施し、園を通じて、年中児の保護者へ就学相談に関するパンフレットを配布する。	・各学校へ、リーフレット「すべてのこどもが輝くために」を文書にて紹介し、保護者への発達障害に関する理解啓発のために、必要に応じて配付、説明するよう依頼し、周知を図った(4月、全小中学校)。 ・園長説明会で就学相談に関する説明を行い、園を通じて全保護者にパンフレットの配布を行い、就学相談に対する理解啓発を図った(12月、年中の保護者全員)。	A	継続		・4月のPTA総会等保護者が集まる機会に各学校がリーフレットを配布して説明できるよう、学校へ啓発の文書を送付する。 ・就学相談に関する理解啓発を行うため、園長説明会を実施し、園を通じて、年中児の保護者へ就学相談に関するパンフレットを配布する。	
—	(5)企業との連携 企業は、その社会的責任を自覚し、障害のある人に対しても公正な採用を促進するとともに、適正な配置・昇進など、企業内における人権の尊重を一層進めることが望まれているため、企業を対象とした研修会を実施します。	人権・同和対策室	(再)8月下旬に市と上越公共職業安定所、上越・糸魚川地域人権啓発活動ネットワーク協議会が連携し、公正な採用選考に向けた事業所向けの研修会を実施する。	(再)ハローワーク上越、ハローワーク糸魚川、上越市、糸魚川市、妙高市、上越公共職業安定所及び上越・糸魚川地域人権啓発活動ネットワーク協議会の主催で上越地区の事業所及び高等学校を対象に高田城址公園オーレンブラザで「公正な採用選考に向けた研修会」を実施し、雇用主等への人権感覚と差別解消の意識を高めた(8月26日、85人参加)。	A	(再)8月下旬に糸魚川市、妙高市、上越公共職業安定所、糸魚川職業安定所、上越・糸魚川地域人権啓発活動ネットワーク協議会が連携し、公正な採用選考に向けた事業所向けの研修会を実施する。	(再)ハローワーク上越、ハローワーク糸魚川、上越市、糸魚川市、妙高市、上越公共職業安定所及び上越・糸魚川地域人権啓発活動ネットワーク協議会の主催で上越地区の事業所及び高等学校を対象に高田城址公園オーレンブラザで「公正な採用選考に向けた研修会」を実施し、雇用主等への人権感覚と差別解消の意識を高めた(8月23日、79人参加)。	A	継続		(再)8月下旬に糸魚川市、妙高市、上越公共職業安定所、糸魚川職業安定所、上越・糸魚川地域人権啓発活動ネットワーク協議会が連携し、公正な採用選考に向けた事業所向けの研修会を実施する。	
	(6)地域との連携 障害のある人に対する理解と認識を深めるとともに、イベントを通じて交流の機会をつくります。	福祉課	・障害のある人に対する理解と認識を深めるため、市民への意識啓発を目的としたイベント等を実施する。	・特別支援学校等の生徒、保護者、教職員を対象とした福祉事業所合同説明会を開催(11月23日開催)した。 ・新潟日報社等が主催する「福祉・介護・健康フェア2023in上越」(11月12日開催)に共催し、市民への啓発を図った。 ・知的障害のある人のプロの太鼓演奏団体「瑞宝太鼓」と盲目のシンガーソングライター「佐藤ひらり」さんとのコラボ公演(8月25日)を行い、障害のある人への理解と認識を深めた。	A	・障害のある人に対する理解と認識を深めるため、市民への意識啓発を目的としたイベント等を実施する。	(再)新潟日報社等が主催する「福祉・介護・健康フェア2024in上越」(11月10日開催)予定に共催し、市民への啓発を図った。	A	継続		・障害のある人に対する理解と認識を深めるため、市民への意識啓発を目的としたイベント等を実施する。	
	福祉交流プラザ	・ふれあいフェスタの開催	・ふれあいフェスタを開催(10月28日)し、市民の障害のある人への理解と認識を深めた。	A	・ふれあいフェスタの開催	・ふれあいフェスタを開催(11月16日予定)し、市民の障害のある人に対する理解と認識を深めるとともに、イベントを通じて交流を図った。	A	継続		・ふれあいフェスタの開催		

上越市第5次人権総合計画 実施計画 第4章 障害のある人の自立と社会参加の実現

第5次人権総合計画での位置付け			担当課	2023(R5) 年度			2024(R6) 年度			方向性	方向性の理由	2025(R7) 年度
目的達成のための施策				事業計画	実施状況(R5実績)	評価	事業計画	実施状況(R6実績見込み)	評価			方向性を踏まえた事業計画(案)
具体的な施策(目的)												
		実施施策										
第3節 社会参加の推進												
一		(1)社会参加の促進										
		ア タクシー利用券や燃料費の助成、リフト付き福祉バスの運行、自動車改造費の助成、ヘルパーによる個別支援などにより移動支援を行います。	福祉課	・タクシー利用助成による社会参加の促進 ・自動車燃料費助成による社会参加の促進 ・福祉バス利用による社会参加の促進 ・障害者自動車改造費助成による社会参加の促進 ・介護者用自動車改造費助成による社会参加の促進 ・ヘルパーによる外出支援の実施及び事業改善のための見直し検討の実施 ・自動車運転免許取得費助成による社会参加の促進	・タクシー利用助成(1,808人)、自動車燃料購入費助成(3,543人)、福祉バスの運行(4,772人)、自動車改造費助成(7人)、介護者用自動車改造費助成(8人)、自動車運転免許取得費助成(2人)、ヘルパーによる外出支援等を行い、障害のある人の社会参加を促進した。	A	・タクシー利用助成による社会参加の促進 ・自動車燃料費助成による社会参加の促進 ・路線バス利用助成による社会参加の促進 ・福祉バス利用による社会参加の促進 ・障害者自動車改造費助成による社会参加の促進 ・介護者用自動車改造費助成による社会参加の促進 ・ヘルパーによる外出支援の実施及び事業改善のための見直し検討の実施 ・自動車運転免許取得費助成による社会参加の促進	・タクシー利用助成(1,800人)、自動車燃料購入費助成(3,500人)、路線バス利用助成(40人)、福祉バスの運行(4,800人)、自動車改造費助成(5人)、介護者用自動車改造費助成(7人)、自動車運転免許取得費助成(2人)、ヘルパーによる外出支援等を行い、障害のある人の社会参加を促進した。	A	継続	・タクシー利用助成による社会参加の促進 ・自動車燃料費助成による社会参加の促進 ・路線バス利用助成による社会参加の促進 ・福祉バス利用による社会参加の促進 ・障害者自動車改造費助成による社会参加の促進 ・介護者用自動車改造費助成による社会参加の促進 ・ヘルパーによる外出支援の実施及び事業改善のための見直し検討の実施 ・自動車運転免許取得費助成による社会参加の促進	
		イ 移動制約者の利便性確保のため、「福祉有償運送事業」の適正な運営を行うとともに、関係機関などへ働きかけ、様々な手段による利用しやすい移動手段の確保に取り組みます。	福祉課	・福祉有償運送事業により移動手段を確保する。	・上越市福祉有償運送運営協議会を開催(5月29日)し、福祉有償運送事業の適切な運営や利便性の確保等に関する協議を行い、移動手段を確保した。	A	・福祉有償運送事業により移動手段を確保する。	・上越市福祉有償運送運営協議会を開催(12月)し、福祉有償運送事業の適切な運営や利便性の確保等に関する協議を行い、移動手段を確保した。	A	継続	・福祉有償運送事業により移動手段を確保する。	
		ウ 手話通訳者や要約筆記者の養成・派遣、情報機器の導入・配置により、コミュニケーション手段の確保に取り組みます。	福祉課	・手話通訳者派遣 ・要約筆記者派遣 ・養成講座受講者へのテキスト無料配布 ※養成講座は、広いスペースが確保され、尚且つ、換気ができる会場にて実施する。	・手話通訳者、要約筆記者の派遣により聴覚に障害のある人のコミュニケーションを支援した。(441件) ・手話通訳養成講座(25回)及び要約筆記講習会(4回)を開催した。	A	・手話通訳者派遣 ・要約筆記者派遣 ・養成講座受講者へのテキスト無料配布 ※引き続き、感染症対策のため養成講座は、広いスペースが確保され、尚且つ、換気ができる会場にて実施予定。	・手話通訳者、要約筆記者の派遣により聴覚に障害のある人のコミュニケーションを支援した。(450件) ・手話通訳養成講座(基礎編25回)及び要約筆記講習会(4回)を開催した。	A	継続	・手話通訳者派遣 ・要約筆記者派遣 ・養成講座受講者へのテキスト無料配布 ※養成講座は、広いスペースが確保され、尚且つ、換気ができる会場にて実施する。	
		エ 障害のある人の交流の場、創作的活動・生産活動の場としての「地域活動支援センター」について、身近な地域で的確な支援が受けられるように運営面での支援を行います。	福祉課	・地域活動支援センターへの補助金交付	・地域活動支援センター事業に補助金を交付し、活動の場を確保した(3施設)。	A	・地域活動支援センターへの補助金交付	・地域活動支援センター事業に補助金を交付し、活動の場を確保した(3施設)。	A	継続	・地域活動支援センターへの補助金交付	
		オ 障害者関係団体や、それらの団体が行う障害のある人の自立と社会参加を促進する事業に対し支援を行います。また、障害のある人の余暇支援を行うボランティア団体等との連携を支援します。	福祉課	・自立支援協議会の開催 全体会議 5回	・自立支援協議会を5回開催(第1回:5月26日、第2回:7月25日、第3回:9月28日、第4回:11月28日、第5回:2月26日)し、第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の策定に向けた協議・検討を行い、3月末に策定。	A	・自立支援協議会の開催 全体会議 2～3回 運営会議 2～3回 専門部会 3～4回	・自立支援協議会を2回開催(第1回:9月6日、第2回:2月20日予定) ・運営会議を2回開催(第1回:5月28日、第2回:1月16日) ・専門部会(こども部会5回、相談支援部会4回、くらし部会4回、権利擁護部会4回) ・当事者部会2回開催 地域の現状と課題を抽出し、必要な取り組みの方向性について検討した。	A	継続	・自立支援協議会の開催 全体会議 2～3回 運営会議 2～3回 専門部会 3～4回 当事者部会1～2回	

上越市第5次人権総合計画 実施計画 第4章 障害のある人の自立と社会参加の実現

第5次人権総合計画での位置付け			担当課	2023(R5) 年度			2024(R6) 年度			方向性	方向性の理由	2025(R7) 年度
目的達成のための施策				事業計画	実施状況(R5実績)	評価	事業計画	実施状況(R6実績見込み)	評価			方向性を踏まえた事業計画(案)
	具体的な施策(目的)											
		実施施策										
—	(2)地域生活の支援	ア 各種手当や医療費助成制度の実施により経済的な支援を行います。	福祉課	・在宅介護手当の支給 ・障害児福祉手当の支給 ・特別児童扶養手当の支給 ・重度心身障害者医療費の助成 ・心身障害者扶養共済掛金の助成 ・自立支援医療(更生医療)費の支給 ・自立支援医療(育成医療)費の支給	・在宅介護手当を支給した。(330人) ・障害児福祉手当を支給した。(105人) ・特別児童扶養手当を支給した。(277人) ・重度心身障害者の医療費を助成した。(4,627人) ・心身障害者扶養共済掛金を助成した。(32人) ・自立支援医療(更生医療)費を支給した。(398人) ・自立支援医療(育成医療)費を支給した。(34人)	A	・在宅介護手当の支給 ・障害児福祉手当の支給 ・特別児童扶養手当の支給 ・重度心身障害者医療費の助成 ・心身障害者扶養共済掛金の助成 ・自立支援医療(更生医療)費の支給 ・自立支援医療(育成医療)費の支給	・在宅介護手当を支給した。(349人) ・障害児福祉手当を支給した。(93人) ・特別児童扶養手当を支給した。(272人) ・重度心身障害者の医療費を助成した。(4,525人) ・心身障害者扶養共済掛金を助成した。(30人) ・自立支援医療(更生医療)費を支給した。(9人) ・自立支援医療(育成医療)費を支給した。(384人)	A	継続		・在宅介護手当の支給 ・障害児福祉手当の支給 ・特別児童扶養手当の支給 ・重度心身障害者医療費の助成 ・心身障害者扶養共済掛金の助成 ・自立支援医療(更生医療)費の支給 ・自立支援医療(育成医療)費の支給
		イ 快適な生活ができるように、住居のバリアフリー化の費用助成などを行うとともに、グループホームの整備・充実に取り組みます。	福祉課	・障害者向け住宅リフォームの助成 ・グループホームを整備する団体に 対し建設費の一部を助成	・障害のある人の住宅リフォームに係る費用を助成した。(6人) ・グループホームを建設した1団体に補助金の交付を行った。	A	・障害者向け住宅リフォームの助成 ・グループホームを整備する団体に 対し建設費の一部を助成	・障害のある人の住宅リフォームに係る費用を助成した。(10人) ・グループホームを建設した1団体に補助金の交付を行った。	A	継続		・障害者向け住宅リフォームの助成 ・グループホームを整備する団体に 対し建設費の一部を助成
		ウ 災害時に迅速かつ的確に支援が行えるように、「避難行動要支援者名簿」を作成するとともに、支援について関係機関と連携した対応を図ります。また、一般の避難所での避難生活が困難な要配慮者を対象に福祉避難所を指定するとともに、福祉避難所避難対象者名簿及び個別避難計画を作成し、避難支援体制を整えます。	生活援護課	・避難行動要支援者名簿の更新、整理 ・福祉避難所避難対象者の更新及び地域等と協力した避難支援者選定 ・個別避難計画作成支援	・災害時における避難行動要支援者の支援体制を整えるため、民生委員・児童委員の協力を得て避難行動要支援者名簿を整理し、町内会(自主防災組織)や関係機関(警察、消防署、地域包括支援センターなど)に必要な情報を提供した。 ・災害時に福祉避難所避難対象者が、直接、福祉避難所へ避難できるよう、対象者名簿の更新を行い、町内会、民生委員・児童委員等に情報提供を行うとともに、町内会の協力を得て、福祉避難所避難対象者の避難支援者の選定を行った。 ・個別避難計画が未策定となっている3町内会等を対象に、上越市社会福祉協議会と協力し、個別避難計画の作成に向けた支援を実施、町内会ベースで100%の作成を達成した。	A	・避難行動要支援者名簿の更新、整理 ・福祉避難所避難対象者の更新及び地域等と協力した避難支援者選定 ・個別避難計画作成支援	・災害時における避難行動要支援者の支援体制を整えるため、民生委員・児童委員の協力を得て避難行動要支援者名簿を整理し、町内会(自主防災組織)や関係機関(警察、消防署、地域包括支援センターなど)に必要な情報を提供した。 ・災害時に福祉避難所避難対象者が、直接、福祉避難所へ避難できるよう、対象者名簿の更新を行い、町内会、民生委員・児童委員等に情報提供を行うとともに、町内会の協力を得て、福祉避難所避難対象者の避難支援者の選定を行った。 ・避難行動要支援者の避難支援体制の整備を図るため、防災危機管理部局と協力し、町内会町等を対象とした、研修会やワークショップを開催した。 ・上越市社会福祉協議会と協力し、個別避難計画の作成に向けた支援を実施、各町内会における、災害時の避難支援体制の構築を促進した。	A	継続		・避難行動要支援者名簿の更新、整理 ・福祉避難所避難対象者の更新及び地域等と協力した避難支援者選定 ・個別避難計画作成支援
		エ 障害のある人やその家族の様々な相談に対応する「地域包括支援センター」において、情報提供や必要な支援を行い障害のある人の自立と社会参加を促進します。	すこやかなくらし支援室 福祉課	(再)すこやかなくらし包括支援センターにおける障害のある人等への相談支援の実施 (再)地域包括支援センターにおける障害のある人等への相談支援の実施 (再)地域生活拠点等において、相談支援事業所等の後方支援や緊急時の受入れについて連携した取組を実施	(再)すこやかなくらし包括支援センター及び地域包括支援センターにおいて、障害のある人の自立や社会参加等の相談に応じ、関係機関と連携しながら、必要な支援を行った。 (再)地域生活支援拠点等において月2回の連携会議を実施し、相談支援事業所等が抱える困難ケースへの助言や緊急時の受入れについて、連携した取組を実施した。	A	(再)すこやかなくらし支援室における障害のある人等への相談支援の実施 (再)地域包括支援センターにおける障害のある人等への相談支援の実施 (再)地域生活支援拠点等において、相談支援事業所等への後方支援や緊急時の受入れについて連携した取組を実施	(再)すこやかなくらし支援室及び地域包括支援センターにおいて、障害のある人の自立や社会参加等の相談に応じ、関係機関と連携しながら、必要な支援を行った。 (再)地域生活支援拠点等において、相談支援事業所等への後方支援や緊急時の受入れについて連携した取組を実施した。	A	継続		(再)すこやかなくらし支援室における障害のある人等への相談支援の実施。 (再)地域包括支援センターにおける障害のある人等への相談支援の実施。 (再)地域生活拠点等において、相談支援事業所等への後方支援の実施や緊急時の受入れについて連携した取組を実施
		オ 専門的知識をもった人材やボランティアの養成・確保に取り組みます。	福祉課	・福祉サービス従事者等を対象とした研修会等の開催	・強度行動障害のある人に対する支援者の知識と技能を高めるため研修会を開催した(3月11日開催)。 ・相談支援専門員等に対し、事例を通した研修会を定期的に開催した(毎月第4水曜日開催、参加者20～30人)	A	・福祉サービス従事者等を対象に、強度行動障害の特性に基づく適切な支援方法や、実践に即した支援方法等の習得に向けた研修会等の開催	・強度行動障害のある人に対する支援者の知識と技能を高めるため研修会を開催した(11月開催)。 ・相談支援専門員等に対し、事例を通した研修会を定期的に開催した(6回/年)	A	継続		・福祉サービス従事者等を対象に、強度行動障害の特性に基づく適切な支援方法や、実践に即した支援方法等の習得に向けた研修会等の開催
		カ 障害のある人の社会参加について、関係機関と連携を図ります。	すこやかなくらし支援室 福祉課	(再)すこやかなくらし包括支援センターにおける障害のある人等への相談支援の実施 (再)地域包括支援センターにおける障害のある人等への相談支援の実施 ・就労・生活支援センターや就労支援事業所と連携し、障害者の就労に向けた必要な支援を行った。(センター登録者における就職者数24人)	(再)すこやかなくらし包括支援センター及び地域包括支援センターにおいて、障害のある人の自立や社会参加等の相談に応じ、関係機関と連携しながら、必要な支援を行った。 ・就労・生活支援センターや就労支援事業所と連携し、障害者の就労に向けた必要な支援を行った。(センター登録者における就職者数24人)	A	(再)すこやかなくらし支援室における障害のある人等への相談支援の実施 (再)地域包括支援センターにおける障害のある人等への相談支援の実施 ・就労・生活支援センターや就労支援を行う事業所と連携した就労支援	(再)すこやかなくらし包括支援センター及び地域包括支援センターにおいて、障害のある人の自立や社会参加等の相談に応じ、関係機関と連携しながら、必要な支援を行った。 ・就労・生活支援センターや就労支援を行う事業所と連携し、障害者の就労に向けた必要な支援を行った。(センター登録者における就職者数26人)	A	継続		(再)すこやかなくらし支援室における障害のある人等への相談支援の実施。 (再)地域包括支援センターにおける障害のある人等への相談支援の実施。 ・就労・生活支援センターや就労支援を行う事業所と連携した就労支援

上越市第5次人権総合計画 実施計画 第4章 障害のある人の自立と社会参加の実現

第5次人権総合計画での位置付け			担当課	2023(R5) 年度			2024(R6) 年度			方向性	方向性の理由	2025(R7) 年度
目的達成のための施策				事業計画	実施状況(R5実績)	評価	事業計画	実施状況(R6実績見込み)	評価			方向性を踏まえた事業計画(案)
具体的な施策(目的)												
実施施策												
一		(3)特別支援教育の充実										
		ア 教職員の特別支援教育に関する研修を実施します。	学校教育課	・管理職を含めた教職員への特別支援教育に関する研修会の実施(年間4回以上)	(再)特別支援教育管理職説明会や特別支援教育コーディネーター研修(4月19日)、特別支援教育研修(5月9日)、心理検査研修会(5月30日、6月30日)、新任特別支援学級担任研修(5月12日)、など、予定どおり実施した。また、教育補助員や介護員・学校看護師に対しても研修会(4月5日、6月19日、6月20日)を実施し、人権教育に対する教職員等の資質向上を図った。	A	・管理職を含めた教職員への特別支援教育に関する研修会の実施(年間4回以上)	(再)特別支援教育管理職説明会や特別支援教育コーディネーター研修(4月17日、70人)、新任特別支援学級担任研修(5月10日、28人)、管理職研修会(5月22日、14人)、教育センター研修(特別支援にかかわる研修会8月1日、22人)など、予定どおり実施した。また、教育補助員や介護員・学校看護師に対しても研修会(4月オンデマンド、211人)を実施し、人権教育に対する教職員等の資質向上を図った。	A	継続	(再)管理職を含む教職員への特別支援教育に関する研修会を実施する。(年間4回以上)	
		イ 就学相談や巡回相談を実施します。	学校教育課	・就学相談の実施 ・学校への指導助言を行う巡回相談、指導主事訪問の計画的な実施	・就学相談を実施し、幼児児童生徒の適正就学の間や支援方策の検討を行った。 ・任命された巡回相談員が通年で巡回相談を行ったり、特別支援教育担当指導主事が、校内委員会改善支援訪問や特別支援学級訪問、ケース会議に参加し、指導助言を行った。	A	・就学相談の実施 ・学校への指導助言を行う巡回相談、指導主事訪問の計画的な実施	・就学相談を実施し、幼児児童生徒の適正就学の間や支援方策の検討を行った。 ・任命された巡回相談員が通年で巡回相談を行った。 ・特別支援教育担当指導主事が、校内委員会改善支援訪問や特別支援学級訪問、ケース会議に参加し、指導助言を行った。	A	継続	・就学相談を実施する。 ・学校への指導助言を行う巡回相談や指導主事訪問を計画的に実施する。	
			こども発達支援センター	・子どもの発達に不安や悩みを抱える保護者の相談対応や、発達に遅れ等のある子どもの療育の実施 ・国の制度に基づく児童発達支援及び保育所等訪問支援の実施 ・就学に向けた切れ目のない支援の実施 ・臨床心理士や保育士による保育園等への巡回相談の実施 ・休日相談会の開催 ・こども発達支援センター利用児を対象にした一時保育の実施	・一人一人の子どもの発達状況や特性に応じた相談支援、療育支援等を行った。 ・国の制度に基づく児童発達支援及び保育所等訪問支援を実施した。 ・教育委員会と連携し就学に向けた切れ目のない支援を実施した。 ・臨床心理士や保育士による保育園等への巡回相談を延べ145回実施し、必要に応じ療育等につなげた。 ・休日相談会を開催し、支援が必要な子どもを療育等につなげた。 ・保護者が通院やリフレッシュなどを行う時に、一時保育を実施し、保護者の負担軽減を図った。	A	・子どもの発達に不安や悩みを抱える保護者の相談対応や、発達に遅れ等のある子どもの療育の実施 ・国の制度に基づく児童発達支援及び保育所等訪問支援の実施 ・就学に向けた切れ目のない支援の実施 ・臨床心理士や保育士による保育園等への巡回相談の実施 ・休日相談会の開催 ・関係機関との連携強化等により、身近な地域で発達支援を受けられる体制づくりに向けた取組を推進 ・こども発達支援センター利用児を対象にした一時保育の実施	・一人一人の子どもの発達状況や特性に応じた相談支援、療育支援等を行った。 ・国の制度に基づく児童発達支援及び保育所等訪問支援を実施した。 ・教育委員会と連携し就学に向けた切れ目のない支援を実施した。 ・臨床心理士や保育士による保育園等への巡回相談を延べ51回実施し、必要に応じ発達相談等につなげた。 ・休日相談会を開催し、平日来所することが難しい保護者の相談に応じたほか、センターが気軽に相談できる場であることを周知した。 ・センター職員の研修に児童発達支援民間事業所からも参加いただき、連携を深めるとともに発達支援事業の底上げを図った。 ・保護者がリフレッシュなどを行う時に、一時保育を実施し、保護者の負担軽減を図った。	A	継続	・子どもの発達に不安や悩みを抱える保護者の相談対応や、発達に遅れ等のある子どもの療育の実施 ・国の制度に基づく児童発達支援及び保育所等訪問支援の実施 ・就学に向けた切れ目のない支援の実施 ・臨床心理士や保育士による保育園等への巡回相談の実施 ・休日相談会の開催 ・関係機関との連携強化等により、身近な地域で発達支援を受けられる体制づくりに向けた取組を推進 ・こども発達支援センター利用児を対象にした一時保育の実施	
		ウ 介護員や教育補助員、学校看護師を配置します。	学校教育課	・児童生徒の実態に応じた特別な教育的支援を行う教育補助員・介護員・学校看護師の配置	・授業や集団行動など学校生活で必要な支援を行う介護員(113人)、教育補助員(101人)、学校看護師(2人)を配置した。	A	・児童生徒の実態に応じた特別な教育的支援を行う教育補助員・介護員・学校看護師の配置	・授業や集団行動など学校生活で必要な支援を行う介護員(116人)、教育補助員(102人)、学校看護師(3人)を配置した。	A	継続	・児童生徒の実態に応じた特別な教育的支援を行う教育補助員・介護員・学校看護師を配置する。	
		エ 学校施設のバリアフリー化などの学習環境の整備に努めます。	学校教育課	・障害のある児童・生徒の実態に合わせて、学校施設を整備しバリアフリー化を進める。	・廊下や階段の手すりの設置や車いすに合わせたトイレや手洗い場の改修など、特別な支援が必要な児童生徒のために施設設備の整備を行った。	A	・障害のある児童・生徒の実態に合わせて、学校施設を整備しバリアフリー化を進める。	・廊下や階段の手すりの設置や車いすに合わせたトイレや手洗い場の改修など、特別な支援が必要な児童生徒のために施設設備の整備を行った。	A	継続	・障害のある児童・生徒の実態に合わせて、学校施設を整備しバリアフリー化を進める。	
		オ 入学や進学に際して連続性のある円滑な接続ができるよう、個別的教育支援計画や相談支援ファイル等を活用した引継ぎや面談が行われるように一層の推進を図ります。	学校教育課	・「わたしのきろく」や「教育支援計画」について、学校や家庭で確実に活用がなされるよう、特別支援コーディネーター研修会において活用方法について周知を図る。 ・「わたしのきろく」は、定期的に配付状況を確認する。	・研修で周知を図り、定期的に配付状況を把握した。 ・教育支援計画が適切に作成されているか、巡回訪問や支援学級の訪問を通して、指導・助言を行った。	A	・「わたしのきろく」や「教育支援計画」について、学校や家庭で確実に活用がなされるよう、特別支援コーディネーター研修会において活用方法について周知を図る。 ・「わたしのきろく」は、定期的に配付状況を確認する。	・研修で周知を図り、定期的に配付状況を把握した。 ・教育支援計画が適切に作成されているか、巡回訪問や支援学級の訪問を通して、指導・助言を行った。	A	継続	・「わたしのきろく」や「教育支援計画」について、学校や家庭で確実に活用がなされるよう、特別支援コーディネーター研修会において活用方法について周知を図る。 ・「わたしのきろく」は、定期的に配付状況を確認する。	

上越市第5次人権総合計画 実施計画 第4章 障害のある人の自立と社会参加の実現

第5次人権総合計画での位置付け			担当課	2023(R5) 年度			2024(R6) 年度			方向性	方向性の理由	2025(R7) 年度
目的達成のための施策				事業計画	実施状況(R5実績)	評価	事業計画	実施状況(R6実績見込み)	評価			方向性を踏まえた事業計画(案)
具体的な施策(目的)												
実施施策												
—	(4)療育支援	ア 障害のある未就学児の相談や療育支援を行います。	幼児保育課	・保育園等において障害者手帳や療育手帳の交付を受けている児童のほか、個別に配慮を必要とする児童の受入れを行う。	・子どもの発達状況に合わせ、必要に応じ加配の職員を配置し、きめ細かな対応を実施した。(加配判定児童数350人に対して、加配職員数172人)	A	・保育園等において障害者手帳や療育手帳の交付を受けている児童のほか、個別に配慮を必要とする児童の受入れを行う。(R6見込み:加配判定児童数363人、加配職員数166人)	・子どもの発達状況に合わせ、必要に応じ加配の職員を配置し、きめ細かな対応を実施した。(加配判定児童数380人に対して、加配職員数180人)	A	継続	・保育園等において障害者手帳や療育手帳の交付を受けている児童のほか、個別に配慮を必要とする児童の受入れを行う。	
			こども発達支援センター	(再)子どもの発達に不安や悩みを抱える保護者の相談対応や、発達に遅れ等のある子どもの療育の実施 (再)国の制度に基づく児童発達支援及び保育所等訪問支援の実施 (再)就学に向けた切れ目のない支援の実施 (再)臨床心理士や保育士による保育園等への巡回相談の実施 (再)休日相談会の開催 (再)こども発達支援センター利用児を対象にした一時保育の実施	(再)一人一人の子どもの発達状況や特性に応じた相談支援、療育支援等を行った。 (再)国の制度に基づく児童発達支援及び保育所等訪問支援を実施した。 (再)教育委員会と連携し就学に向けた切れ目のない支援を実施した。 (再)臨床心理士や保育士による保育園等への巡回相談を延べ145回実施し、必要に応じ療育等につなげた。 (再)休日相談会を開催し、支援が必要な子どもを療育等につなげた。 (再)保護者が通院やリフレッシュなどを行う時に、一時保育を実施し、保護者の負担軽減を図った。	A	(再)子どもの発達に不安や悩みを抱える保護者の相談対応や、発達に遅れ等のある子どもの療育の実施 (再)国の制度に基づく児童発達支援及び保育所等訪問支援の実施 (再)就学に向けた切れ目のない支援の実施 (再)臨床心理士や保育士による保育園等への巡回相談の実施 (再)休日相談会の開催 (再)関係機関との連携強化等により、身近な地域で発達支援を受けられる体制づくりに向けた取組を推進 (再)こども発達支援センター利用児を対象にした一時保育の実施	(再)一人一人の子どもの発達状況や特性に応じた相談支援、療育支援等を行った。 (再)国の制度に基づく児童発達支援及び保育所等訪問支援を実施した。 (再)教育委員会と連携し就学に向けた切れ目のない支援を実施した。 (再)臨床心理士や保育士による保育園等への巡回相談を延べ51回実施し、必要に応じ発達相談等につなげた。 (再)休日相談会を開催し、平日来所することが難しい保護者の相談に応じたほか、センターが気軽に相談できる場であることを周知した。 (再)センター職員の研修に児童発達支援民間事業所からも参加いただき、連携を深めるとともに発達支援事業の底上げを図った。 (再)保護者がリフレッシュなどを行う時に、一時保育を実施し、保護者の負担軽減を図った。	A	継続	(再)子どもの発達に不安や悩みを抱える保護者の相談対応や、発達に遅れ等のある子どもの療育の実施 (再)国の制度に基づく児童発達支援及び保育所等訪問支援の実施 (再)就学に向けた切れ目のない支援の実施 (再)臨床心理士や保育士による保育園等への巡回相談の実施 (再)休日相談会の開催 (再)関係機関との連携強化等により、身近な地域で発達支援を受けられる体制づくりに向けた取組を推進 (再)こども発達支援センター利用児を対象にした一時保育の実施	
		イ 放課後等デイサービス事業を実施します。	福祉課	・放課後等デイサービスの提供	・放課後等デイサービス事業への給付により、障害のある児童・生徒に対する日常生活上の訓練等の実施を支援した。	A	・放課後等デイサービスの提供	・放課後等デイサービス事業への給付により、障害のある児童・生徒に対する日常生活上の訓練等の実施を支援した。	A	継続	・放課後等デイサービスの提供	
		(5)ユニバーサルデザインの推進										
				障害のある人が安全・安心で快適に利用できるよう、施設整備を行うとともに、施設管理者や事業者が利用者に配慮した運営・管理等の取組を促進します。	多文化共生課	・新潟県福祉のまちづくり条例に基づく整備基準等及び公共建築物ユニバーサルデザイン指針(令和4年4月改訂版)に基づく確認・指導を実施する。	・障害のある人や高齢者等に配慮した施設となるよう施設整備を実施し、利用者しやすい施設となるよう努めた。 ○新潟県福祉のまちづくり条例に基づく整備基準審査 協議件数:7件 適合施設:0件 ○上越市公共建築物ユニバーサルデザイン指針に基づく協議 協議件数:46件 適合施設:45件	A	・新潟県福祉のまちづくり条例に基づく整備基準等及び公共建築物ユニバーサルデザイン指針に基づく確認・指導を実施する。	・障害のある人や高齢者等に配慮した施設となるよう施設整備を実施し、利用者しやすい施設となるよう努めた。 ○新潟県福祉のまちづくり条例に基づく整備基準審査 協議件数:7件(見込) 適合施設:1件(見込) ○上越市公共建築物ユニバーサルデザイン指針に基づく協議 協議件数:32件(見込) 適合施設:32件(見込)	A	継続
			福祉課	(再)障害者向け住宅リフォームの助成	(再)障害のある人の住宅リフォームに係る費用を助成した。(6人)	A	(再)障害者向け住宅リフォームの助成	(再)障害のある人の住宅リフォームに係る費用を助成した。(10人)	A	継続	(再)障害者向け住宅リフォームの助成	

上越市第5次人権総合計画 実施計画 第4章 障害のある人の自立と社会参加の実現

第5次人権総合計画での位置付け			担当課	2023(R5) 年度			2024(R6) 年度			方向性	方向性の理由	2025(R7) 年度
目的達成のための施策				事業計画	実施状況(R5実績)	評価	事業計画	実施状況(R6実績見込み)	評価			方向性を踏まえた事業計画(案)
具体的な施策(目的)												
		実施施策										
第4節 雇用の促進・産業の振興												
－		(1)雇用、就労対策										
		ア 事業所に対して障害者雇用についての意識の醸成を図るほか、農業分野における就労機会の拡大など、新たな雇用機会の創出に取り組みます。	農政課	・障害のある人の就労機会拡大のため、農業分野で就労機会を創出できるよう認定農業者等に働きかけを行う。	・農業分野で就労機会を創出できるよう、農福連携の活動を行っている事業所の実態把握を行った。	C	・市内の事例確認や認定農業者等へ効果的な働きかけの手法について検討を進め、障害のある人の就労機会拡大を図る。	・上越ワーキングネットワークにおける農福連携の障害福祉事業所による農作業の取組及び農福連携の利用方法を認定農業者が集まる研修会の際に周知を行った。(8月5日、11月～3月に3回実施予定)	A	継続	・障害のある人の就労機会拡大のため、農業分野で就労機会を創出できるよう認定農業者等に働きかけを行う。	
			福祉課	・取組を継続したことで、福祉事業所において安定して農作業を受注できる環境が整ったため廃止	－	－	－	－	－	－	－	
			産業政策課	－	－	－	・障害者雇用の促進を図るため、啓発チラシを作成し市内事業所に周知する。 ・国が定める「もにす認定」(障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度)の申請に要する経費の一部を補助する。	・障害者雇用の促進を図るため、啓発チラシを作成し、商工会議所や市内商工会の会員企業に配布した。 ・国が定める「もにす認定」(障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度)の申請に要する経費の一部を補助した。(1件見込)	A	継続	・障害者雇用の促進を図るため、啓発チラシを作成し、市内事業所に周知する。 ・国が定める「もにす認定」(障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度)の申請に要する経費の一部を補助する。	
		イ 就職に有効な資格を取得する際の受験料及び旅費を助成し、障害のある人の就労機会の拡充を図ります。	産業政策課	障害のある人の就労機会を拡充するため、就労に役立つ資格の取得に必要な受験料や研修等の受験料、市外の受験会場への交通費を補助する。	・障害者の就労に役立つ資格の取得に必要な受験料や研修等の受験料、市外の受験会場への交通費を補助した。(22件17人)	A	・障害のある人の就労機会を拡充するため、就労に役立つ資格の取得に必要な受験料や研修等の受験料、市外の受験会場への交通費を補助する。	・障害のある人の就労機会を拡充するため、就労に役立つ資格の取得に必要な受験料や研修等の受験料、市外の受験会場への交通費を補助した。(20件、20人見込)	A	継続	・障害のある人の就労機会を拡充するため、就労に役立つ資格の取得に必要な受験料や研修等の受験料、市外の受験会場への交通費を補助する。	
		ウ 障害者就業・生活支援センターと連携を図り、一人ひとりの障害の特性に応じた訓練・指導を通じて、就業面及び生活面の一体的な支援を行います。	福祉課	・障害者就業・生活支援センターと連携し、日常生活及び就業に向けた相談や支援を実施する。 ・就労意欲のある障害のある人に対し、就労に向けた支援を実施するため、ジョブサポーターを配置する。	・在宅で生活している障害のある人への訪問や就労に向けた実習支援、職場開拓・職場定着に向けた支援を実施するため、障害者就業・生活支援センターにジョブサポーターを配置した。	A	・障害者就業・生活支援センターと連携し、日常生活及び就業に向けた相談や支援を実施する。 ・就労意欲のある障害のある人に対し、就労に向けた支援を実施するため、ジョブサポーターを配置する。	・在宅で生活している障害のある人への訪問や就労に向けた実習支援、職場開拓・職場定着に向けた支援を実施するため、障害者就業・生活支援センターにジョブサポーターを配置した。	A	継続	・障害者就業・生活支援センターと連携し、日常生活及び就業に向けた相談や支援を実施する。 ・就労意欲のある障害のある人に対し、就労に向けた支援を実施するため、ジョブサポーターを配置する。	
		エ 職業訓練を希望する障害のある人に、各種訓練機関などの情報提供を行います。	福祉課 産業政策課	・障害者就業・生活支援センターや就労継続支援を行う事業所を通じて、就労先に関する情報を提供する。 ・上越公共職業安定所と連携し、合同就職面接会を開催する。	・障害者就業・生活支援センターや就労継続支援を行う事業所及びハローワーク等の関係機関を通じて、就労先に関する情報提供を行った。 ・上越公共職業安定所と連携して、障害者合同就職面接会を2回開催し、障害のある人の就労を支援した。(9月25日、2月6日 延べ40事業所、求職者94人)	A	・障害者就業・生活支援センターや就労継続支援を行う事業所を通じて、就労先に関する情報を提供する。 ・上越公共職業安定所と連携し、合同就職面接会を開催する。	・障害者就業・生活支援センターや就労継続支援を行う事業所及びハローワーク等の関係機関を通じて、就労先に関する情報提供を行った。 ・上越公共職業安定所と連携して、障害者合同就職面接会を開催し、障害のある人の就労を支援した。(10月29日、20事業所・求職者40人見込)	A	継続	・障害者就業・生活支援センターや就労継続支援を行う事業所を通じて、就労先に関する情報を提供する。 ・上越公共職業安定所と連携し、合同就職面接会を開催する。	
		オ 障害のある人の職業訓練や日中活動、社会参加の場となる通所型施設との連携を強化します。	福祉課	・障害のある人の就労先や実習先の更なる拡大に向けて、企業や商工団体等へのわかりやすい情報提供等を実施する。	・就職活動が円滑に進むよう、企業等に必要な情報を提供する「就職・実習希望者エントリーシート」の活用について就労系の事業所へ周知した。	A	・障害のある人の就労先や実習先の更なる拡大に向けて、企業や商工団体等へのわかりやすい情報提供等を実施する。	・就職活動や実習の受入が円滑に進むよう、「就職・実習希望者エントリーシート」を活用し、企業等に必要な情報を提供した。	A	継続	・障害のある人の就労先や実習先の更なる拡大に向けて、企業や商工団体等へのわかりやすい情報提供等を実施し、雇用のミスマッチの解消を図る。	
		カ 特別支援学校等と連携を図り、障害のある児童の希望や能力に応じた進路選択を支援します。	福祉課	・特別支援学校等と連携し、障害福祉サービスへの理解を促進するとともに、障害のある児童・生徒が進路選択を行う際の情報提供等を行う。	・特別支援学校と連携し、進路講演会を開催(6月19日)した。 ・学校卒業後の進路を検討するため、福祉事業所の取組を紹介する福祉事業所合同説明会を開催(11月23日)した。	A	・特別支援学校等と連携し、障害福祉サービスへの理解を促進するとともに、障害のある児童・生徒が進路選択を行う際の情報提供等を行う。	・特別支援学校中学部の保護者を対象とした、卒業後に利用できる障害福祉サービスについて進路講話を開催した(7月24日)。 ・学校卒業後の進路を検討するため、福祉事業所の取組を紹介する福祉事業所合同説明会を開催した(7月7日)。	A	継続	・特別支援学校等と連携し、障害福祉サービスへの理解を促進するとともに、障害のある児童・生徒が進路選択を行う際の情報提供等を行う。	
		キ 「障害者優先調達推進法」の趣旨を踏まえ、障害のある人が就労している施設等への受注機会の拡大を図ります。	福祉課	・障害者優先調達推進方針を作成し、庁内に周知する。 ・障害福祉事業所が受託可能な作業等について庁内に周知する。	・予算要求時に合わせて、障害者優先調達推進方針及び障害福祉事業所が受託可能な作業等について庁内ネットワークを通じて各課等に周知した。(10月4日付けで文書通知)	A	・障害者優先調達推進方針を庁内に周知する。 ・障害福祉事業所が受託可能な作業等について庁内に周知する。 ・障害者優先調達推進方針に基づき、障害者就労施設に庁舎内清掃業務を委託する。	・予算要求時に合わせて、障害者優先調達推進方針及び障害福祉事業所が受託可能な作業等について庁内ネットワークを通じて各課等に周知した。(10月1日付けで文書通知) ・障害者優先調達推進方針に基づき、障害者就労施設に庁舎内清掃業務を委託した。	A	継続	・障害者優先調達推進方針を庁内に周知する。 ・障害福祉事業所が受託可能な作業等について庁内に周知する。 ・障害者優先調達推進方針に基づき、障害者就労施設に庁舎内清掃業務を委託する。	
		ク 障害のある人の雇用促進と就労の安定を図るため、市発注の物品購入等の見積合せや入札において、障害のある人の雇用率が法定雇用率を超えている企業を優先的に指名します。	産業政策課 契約検査課	・市発注の物品購入等の見積合せや入札において、障害のある人の雇用率が法定雇用率を超えている企業を優先的に指名する。	・障害者多数雇用事業者で履行可能な業務について優先的に指名を行った。(障害者多数雇用事業者登録:4社)	A	・市発注の物品購入等の見積合せや入札において、障害のある人の雇用率が法定雇用率を超えている企業を優先的に指名する。	・障害者多数雇用事業者で履行可能な業務について優先的に指名を行った。(指名業者数:4社)	A	継続	・市発注の物品購入等の見積合せや入札において、障害のある人の雇用率が法定雇用率を超えている企業を優先的に指名する。	

上越市第5次人権総合計画 実施計画 第4章 障害のある人の自立と社会参加の実現

第5次人権総合計画での位置付け			担当課	2023(R5) 年度			2024(R6) 年度			方向性	方向性の理由	2025(R7) 年度
目的達成のための施策				事業計画	実施状況(R5実績)	評価	事業計画	実施状況(R6実績見込み)	評価			方向性を踏まえた事業計画(案)
	具体的な施策(目的)											
		実施施策										
第5節 社会福祉の充実												
一		(1)地域生活支援の充実 障害のある人が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らすことができるように、必要となる居宅サービスの充実を図ります。	福祉課	・ホームヘルプサービスなどの各種サービスに係る介護給付費等の給付により、居宅サービスを適切に提供する。	・各種サービスに係る介護給付費等の給付により、居宅サービスの適切な提供を行った。 ・ホームヘルプサービス(3,566人) ・ショートステイ(2,609人) ・補装具費給付(367件) ・日常生活用具給付(4,482件)	A	・ホームヘルプサービスなどの各種サービスに係る介護給付費等の給付により、居宅サービスを適切に提供する。	・各種サービスに係る介護給付費等の給付により、居宅サービスの適切な提供を行った。 ・ホームヘルプサービス(3,696人) ・ショートステイ(2,520人) ・補装具費給付(415件) ・日常生活用具給付(4,757件)	A	継続		・ホームヘルプサービスなどの各種サービスに係る介護給付費等の給付により、居宅サービスを適切に提供する。
		(2)日常生活支援の充実 障害のある人の就労訓練や日中活動の場としての通所型施設と地域での生活の場となるグループホームの整備・充実に取り組みます。	福祉課	・障害者施設助成事業を実施する。	・就労移行・定着支援事業所及び就労継続支援事業所並びにグループホーム各1か所の施設整備に係る補助を実施した。	A	・障害者施設助成事業を実施する。	・自立訓練・宿泊型自立訓練・短期入所を提供する事業所1か所の施設整備に係る補助を実施した。	A	継続		・障害者施設助成事業を実施する。
		(3)ケアマネジメント体制の確立 障害のある人からの相談に応じ、個々の心身の状況やサービス利用の意向、家庭環境などを踏まえ、各種サービスや地域の人的資源を活用しながら、状況に応じた途切れない支援を行うことのできる仕組みづくりを推進します。	福祉課	・相談支援専門員研修会を開催し、個々の状態にあった適切なケアプランを作成する。	・相談支援専門員の資質向上に資する、事例を通した研修会を実施した(10回開催)。	A	・相談支援専門員研修会を開催し、個々の状態にあった適切なケアプランを作成する。	・相談支援専門員等に対し、事例を通した研修会を定期的に開催した(6回/年)。	A	継続		・相談支援専門員研修会を開催し、個々の状態にあった適切なケアプランを作成する。

上越市第5次人権総合計画 実施計画 第5章 男女共同参画社会の実現

第5次人権総合計画での位置付け			担当課	2023(R5) 年度			2024 (R6) 年度			方向性	方向性の理由	2025 (R7) 年度
目的達成のための施策				事業計画	実施状況(R5実績)	評価	事業計画	実施状況(R6実績見込み)	評価			方向性を踏まえた事業計画(案)
具体的な施策(目的)												
実施施策												
第1節 人権擁護の確立												
一	(1)女性に対するあらゆる暴力の防止に向けた環境づくり DVやセクシュアル・ハラスメント、ストーカー、痴漢など女性に対するあらゆる暴力は人権侵害であるという社会的認識を深めるため、広報・啓発はもとより、暴力被害を潜在化させないように情報収集や相談事業を行います。	男女共同参画推進センター	・「女性に対するあらゆる暴力の防止」に関する講座の開催(1講座以上) ・国や県などが実施する研修会等に参加し(10回予定)、DV防止、被害者支援に関する情報を収集 (再)女性相談窓口の設置 (再)女性相談窓口の設置情報を広報上越や情報紙等で市民に周知 (再)情報共有等を目的としたDV防止庁内連絡会議及び個別のケース会議の開催	・「女性に対するあらゆる暴力の防止」に関する講座を開催した。 センター講座1回(8月・37人)、出前講座7回(5, 6, 8, 9, 10, 12月・278人)、県女性財団オンラインセミナー(サテライト会場設置)1回(11月・4人) ・国や県、関係機関などが実施する研修会等に参加し(4110回)、DV防止、被害者支援に関する情報収集及び相談員間の意見交換を通じて、相談員のスキルアップとDV防止及び被害者支援に役立てた。 (再)女性相談員3人を配置し、相談窓口を設置した。 相談延べ件数:1,849件 相談実人員:171人 (再)広報上越やウィズじょうえつからのおたより、女性相談カード、デートDV防止リーフレット、大型パネル等で相談窓口の設置情報を市民に周知した。 (再)令和6年4月1日施行の困難女性支援法及び改正DV防止法を受け、新潟県で作成した「新潟県困難な問題を抱える女性支援及び配偶者等暴力防止・被害者支援基本計画」の県担当者からの説明を含むDV防止庁内連絡会議を令和6年5月に行うこととし、今年度は資料配布による開催とした。個別のケース会議はなかった。	A	・「女性に対するあらゆる暴力の防止」に関する講座の開催(1講座以上) ・国や県などが実施する研修会等に参加し(10回予定)、DV防止、被害者支援に関する情報を収集 ・パープル・ライトアップの実施 (再)女性相談窓口の設置 (再)女性相談窓口の設置情報を広報上越や情報紙等で市民に周知 (再)情報共有等を目的としたDV防止庁内連絡会議及び個別のケース会議の開催	・「女性に対するあらゆる暴力の防止」に関する講座を開催した。 センター講座1回(7月・16人)、出前講座5回(5, 6, 8, 10月・308人見込)、県女性財団オンラインセミナー(サテライト会場設置)1回(11月・10人見込) ・国や県、関係機関などが実施する研修会等に参加し(10回)、DV防止、被害者支援に関する情報収集及び相談員間の意見交換を通じて、相談員のスキルアップとDV防止及び被害者支援に役立てた。 (再)女性相談員3人を配置し、相談窓口を設置した。うち1人を統括女性相談員とし、相談体制の充実・強化を図った。 相談延べ件数:1,150件見込 相談実人員:194人見込 (再)広報上越やウィズじょうえつからのおたより、女性相談カード、デートDV防止リーフレット、パープル・ライトアップ等で相談窓口の設置情報を市民に周知した。 (再)令和6年4月1日施行の困難女性支援法及び改正DV防止法を受け、新潟県で作成した「新潟県困難な問題を抱える女性支援及び配偶者等暴力防止・被害者支援基本計画」の県担当者からの説明を含むDV防止庁内連絡会議を令和6年5月に開催した。個別のケース会議はなかった。	A	継続	・「女性に対するあらゆる暴力の防止」に関する講座の開催(1講座以上) ・国や県などが実施する研修会等に参加し(10回予定)、DV防止、被害者支援に関する情報を収集 ・パープル・ライトアップの実施 (再)女性相談窓口の設置 (再)女性相談窓口の設置情報を広報上越や情報紙等で市民に周知 (再)情報共有等を目的としたDV防止庁内連絡会議及び個別のケース会議の開催		
	(2)女性相談への対応 女性相談窓口の周知強化を図るとともに、DVなどの主に女性に対する人権侵害事案に対処するため、関係機関との連携により的確に対応します。	男女共同参画推進センター	(再)女性相談窓口の設置 (再)女性相談窓口の設置情報を広報上越や情報紙等で市民に周知 (再)情報共有等を目的としたDV防止庁内連絡会議及び個別のケース会議の開催	(再)女性相談員3人を配置し、相談窓口を設置した。 相談延べ件数:1,849件 相談実人員:171人 (再)広報上越やウィズじょうえつからのおたより、女性相談カード、デートDV防止リーフレット、大型パネル等で相談窓口の設置情報を市民に周知した。 (再)令和6年4月1日施行の困難女性支援法及び改正DV防止法を受け、新潟県で作成した「新潟県困難な問題を抱える女性支援及び配偶者等暴力防止・被害者支援基本計画」の県担当者からの説明を含むDV防止庁内連絡会議を令和6年5月に行うこととし、今年度は資料配布による開催とした。個別のケース会議はなかった。	A	(再)女性相談窓口の設置 (再)女性相談窓口の設置情報を広報上越や情報紙等で市民に周知 (再)情報共有等を目的としたDV防止庁内連絡会議及び個別のケース会議の開催	(再)女性相談員3人を配置し、相談窓口を設置した。うち1人を統括女性相談員とし、相談体制の充実・強化を図った。 相談延べ件数:1,150件見込 相談実人員:194人見込 (再)公共施設における出張相談はなかった。 (再)広報上越やウィズじょうえつからのおたより、女性相談カード、デートDV防止リーフレット、パープル・ライトアップ等で相談窓口の設置情報を市民に周知した。 (再)令和6年4月1日施行の困難女性支援法及び改正DV防止法を受け、新潟県で作成した「新潟県困難な問題を抱える女性支援及び配偶者等暴力防止・被害者支援基本計画」の県担当者からの説明を含むDV防止庁内連絡会議を令和6年5月に開催した。個別のケース会議はなかった。	A	継続	(再)女性相談窓口の設置 (再)女性相談窓口の設置情報を広報上越や情報紙等で市民に周知 (再)情報共有等を目的としたDV防止庁内連絡会議及び個別のケース会議の開催		
	(3)被害女性の安全確保と支援体制の整備 あらゆる暴力から女性を守るため、関係機関と連携して安全確保に取り組むとともに、自立支援のための相談・支援体制の整備を図ります。	男女共同参画推進センター	・一時保護施設や警察等関係機関との連携 情報提供及び情報の共有 被害者保護の対応協議、連絡調整会議の実施。 一時保護のための調整及び一時保護下における被害者対応 ・緊急一時保護生活費の貸与	・あらゆる暴力から女性を守るため、関係機関と連携して安全確保に取り組むとともに、自立支援のための相談・支援体制を維持した。 ・緊急一時保護施設入所者:なし、緊急一時保護生活費の貸与:なし (再)令和6年4月1日施行の困難女性支援法及び改正DV防止法を受け、新潟県で作成した「新潟県困難な問題を抱える女性支援及び配偶者等暴力防止・被害者支援基本計画」の県担当者からの説明を含むDV防止庁内連絡会議を令和6年5月に行うこととし、今年度は資料配布による開催とした。個別のケース会議はなかった。	A	・一時保護施設や警察等関係機関との連携 情報提供及び情報の共有 被害者保護の対応協議、連絡調整会議の実施 一時保護のための調整及び一時保護下における被害者対応 ・緊急一時保護生活費の貸与	・あらゆる暴力から女性を守るため、関係機関と連携して安全確保に取り組むとともに、自立支援のための相談・支援体制を維持している。 ・緊急一時保護施設入所者:なし、緊急一時保護生活費の貸与:なし (再)令和6年4月1日施行の困難女性支援法及び改正DV防止法を受け、新潟県で作成した「新潟県困難な問題を抱える女性支援及び配偶者等暴力防止・被害者支援基本計画」の県担当者からの説明を含むDV防止庁内連絡会議を令和6年5月に開催した。個別のケース会議はなかった。	A	継続	・一時保護施設や警察等関係機関との連携 情報提供及び情報の共有 被害者保護の対応協議、連絡調整会議の実施 一時保護のための調整及び一時保護下における被害者対応 ・緊急一時保護生活費の貸与		

上越市第5次人権総合計画 実施計画 第5章 男女共同参画社会の実現

第5次人権総合計画での位置付け			担当課	2023 (R5) 年度			2024 (R6) 年度			方向性	方向性の理由	2025 (R7) 年度
目的達成のための施策				事業計画	実施状況 (R5実績)	評価	事業計画	実施状況 (R6実績見込み)	評価			方向性を踏まえた事業計画(案)
具体的な施策(目的)												
		実施施策										
	—	(4)性別による役割分担意識の解消に向けた広報・啓発活動 地域・家庭・職場などに残る性別による役割分担を固定化する意識の解消に向け、広報上越への掲載や各種講座の実施などの啓発活動を推進します。	男女共同参画推進センター	・情報紙の発行(4回、計15,400部) ・「男女共同参画の取組」冊子の発行(85部) ・男女共同参画サポーターの募集及び懇談会、研修会の開催 ・男女共同参画コーナーでの情報提供 ・「固定的性別役割分担意識の解消」に関する講座の開催(1講座以上)	・ウィズじょうえつからのおたよりを発行した(4回、計15,400部)。 ・「男女共同参画の取組」冊子を発行した(11月、85部)。 ・男女共同参画サポーターについて、広報による募集を行うとともに、懇談会(4回)及び研修会(1回)を実施した。また、男女共同参画サポーターとの協働により、アンコンシャスバイアス(無意識の思い込み)のパネル展を開催し、啓発を図った。 ・男女共同参画コーナーにおいて、情報紙や関係図書等を配置・掲出し、情報提供を行った。 ・「固定的性別役割分担意識の解消」に関する講座を開催した。 センター講座6回(11月2講座12人、12月1講座19人、2月1講座15人、3月2講座18人)	A	・情報紙の発行(4回、計15,400部) ・「男女共同参画の取組」冊子の発行(85部) ・男女共同参画サポーターの募集及び懇談会、研修会の開催 ・男女共同参画コーナーでの情報提供 ・「固定的性別役割分担意識の解消」に関する講座の開催(1講座以上)	・ウィズじょうえつからのおたよりを発行した(4回、計15,400部)。 ・「男女共同参画の取組」冊子を発行した(11月、85部)。 ・男女共同参画サポーターについて、広報による募集を行うとともに、懇談会(4回)及び研修会(1回)を実施した。また、男女共同参画サポーターとの協働により、アンコンシャスバイアス(無意識の思い込み)のパネル展を柿崎区と名立区で開催し、啓発を図った。 ・男女共同参画コーナーにおいて、情報紙や関係図書等を配置・掲出し、情報提供を行った。 ・「固定的性別役割分担意識の解消」に関する講座を開催した。 センター講座4回(7月、10月、11月・80人見込)、出前講座1回(9月・15人)	A	継続		・情報紙の発行(4回、計15,400部) ・「男女共同参画の取組」冊子の発行(85部) ・男女共同参画サポーターの募集及び懇談会、研修会の開催 ・男女共同参画コーナーでの情報提供 ・「固定的性別役割分担意識の解消」に関する講座の開催(1講座以上)
第2節 人権教育・啓発の推進												
—		(1)市民、企業等への男女共同参画の意識啓発 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しを図るとともに、固定的な役割分担意識や性差に対する偏見の解消に向けて、人権週間、男女共同参画週間などの多様な機会を捉えて、家庭や地域、企業等への啓発・広報活動を推進し、男女共同参画社会に対する意識の底上げを図ります。	男女共同参画推進センター	・「男女共同参画に関する意識啓発」に関する講座の開催(目標:センター講座7回、出前講座18回)。 (再)情報紙の発行(4回、計15,400部)	・「男女共同参画に関する意識啓発」に関する講座を開催した(センター講座延べ12回、出前講座9回)。 (再)情報紙の発行(4回、計15,400部)	B	・「男女共同参画に関する意識啓発」に関する講座の開催(目標:センター講座9回、出前講座12回)。 (再)情報紙の発行(4回、計15,400部)	・「男女共同参画に関する意識啓発」に関する講座を開催した(センター講座延べ12回、出前講座10回)。 (再)情報紙の発行(4回、計15,400部)	B	継続		・「男女共同参画に関する意識啓発」に関する講座の開催(目標:センター講座9回、出前講座12回)。 (再)情報紙の発行(4回、計15,400部)
		(2)学校などにおける男女平等教育の推進と教育関係者等への意識啓発 保育園や幼稚園、認定こども園、学校において、男女の人権の尊重を基盤とした男女平等教育の充実を図ります。併せて、研修会などの機会を通じて、保護者や教育関係者への男女平等教育に関する意識啓発を図ります。	学校教育課	・全体計画への明記と校内研修の実施	・人権教育の全体計画に男女の人権の尊重を扱う内容・視点を確実に位置付け、全ての学校で男女平等教育の授業を実施した。9月の校長会で校内研修を行うよう指導した。	A	・人権教育の全体計画に男女の人権の尊重を扱う内容・視点を確実に位置付け、全ての学校で男女平等教育の授業を実施する。9月の校長会で校内研修を行うよう指導する。	・人権教育の全体計画に男女の人権の尊重を扱う内容・視点を確実に位置付け、全ての学校で男女平等教育の授業を実施した。9月の校長会で校内研修を行うよう指導した。	A	継続		・人権教育の全体計画に男女の人権の尊重を扱う内容・視点を確実に位置付け、全ての学校で男女平等教育の授業を実施する。9月の校長会で校内研修を行うよう指導する。
			幼児保育課	(再)日常の保育業務を通じ、保育目標である「なかよくあそぶ子ども」を実践する。	(再)日常の保育業務を通じ、子どもの気持ちを尊重することを心がけながら、やりたいことを広げて遊びをさらに展開していけるよう取り組むことで、子どもたちが仲良くのびのびと遊ぶ保育を行った。	A	(再)日常の保育業務を通じ、保育目標である「なかよくあそぶ子ども」を実践する。	(再)日常の保育業務を通じ、子どもの気持ちを尊重することを心がけながら、やりたいことを広げて遊びをさらに展開していけるよう取り組むことで、子どもたちが仲良くのびのびと遊ぶ保育を行った。	A	継続		(再)日常の保育業務を通じ、保育目標である「なかよくあそぶ子ども」を実践する。
		(3)男女平等と互いの人権を尊重する人づくりをめざした社会教育の推進 男女共同参画、人権尊重の視点を取り入れた社会教育事業を実施し、市民、教育関係者の意識啓発を推進します。	社会教育課	(再)市内小学校区を巡回して開催する人権を考える講話会の開催(16小学校区で開催予定)	(再)人権を考える講話会を開催し、地域住民に対する人権意識を高める。(16小学校区、469人参加)	A	(再)市内小学校区を巡回して開催する人権を考える講話会の開催(16小学校区で開催予定)	(再)人権を考える講話会を開催し、地域住民に対する人権意識を高める。(16小学校区、470人参加見込)	A	継続		(再)市内小学校区を巡回して開催する人権を考える講話会の開催(16小学校区で開催予定)
第3節 社会参画の推進												
—		(1)公募委員への応募促進 政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するため、各種審議会等の委員がいずれか一方の性別に偏ることのないよう留意しながら、地域や企業、団体と連携した各種講座の実施やサポーター登録者数の拡充など、ポジティブ・アクションを講じていくことで、公募委員への女性の応募を促します。	男女共同参画推進センター	・「女性の人材育成・能力発揮支援に向けた意識啓発」に関する講座の開催(1講座以上) ・市の審議会委員候補者などの選定に活用している女性人材バンク登録者情報の市民活動への活用促進 ・様々な分野での女性の活躍を推進するため、職場における女性の活躍をテーマにしたセミナーの開催	・「女性の人材育成・能力発揮支援に向けた意識啓発」に関する講座を開催した。(11月2講座12人、3月1講座5人) ・市の審議会委員候補者などの選定に活用している女性人材バンク登録者情報の市民活動への活用を促した。 ・様々な分野での女性の活躍を推進するため、職場や地域における女性の活躍に関連したセミナーを開催した。3回(10月1講座20人、12月1講座10人、3月1講座13人)	A	・「女性の人材育成・能力発揮支援に向けた意識啓発」に関する講座の開催(1講座以上) ・市の審議会委員候補者などの選定に活用している女性人材バンク登録者情報の市民活動への活用促進 ・様々な分野での女性の活躍を推進するため、職場における女性の活躍をテーマにしたセミナーの開催(1講座以上)	・「女性の人材育成・能力発揮支援に向けた意識啓発」に関する講座を開催した。センター講座4回(7月、10月・30人見込)、県共催講座3回(8月、9月、11月・15人見込) ・市の審議会委員候補者などの選定に活用している女性人材バンク登録者情報の市民活動への活用促進 ・様々な分野での女性の活躍を推進するため、職場や地域における女性の活躍に関連したセミナーを開催した。3回(6月、12月・70人見込)	A	継続		・「女性の人材育成・能力発揮支援に向けた意識啓発」に関する講座の開催(1講座以上) ・市の審議会委員候補者などの選定に活用している女性人材バンク登録者情報の市民活動への活用促進 ・様々な分野での女性の活躍を推進するため、職場における女性の活躍をテーマにしたセミナーの開催(1講座以上)

上越市第5次人権総合計画 実施計画 第5章 男女共同参画社会の実現

第5次人権総合計画での位置付け			担当課	2023 (R5) 年度			2024 (R6) 年度			方向性	方向性の理由	2025 (R7) 年度
目的達成のための施策				事業計画	実施状況 (R5実績)	評価	事業計画	実施状況 (R6実績見込み)	評価			方向性を踏まえた事業計画(案)
具体的な施策(目的)												
		実施施策										
－		(2)女性登用率の向上 市の審議会、委員会等への女性の参加拡大を図るため庁内の職員研修の際に女性委員の登用拡大を呼びかけ、男女共同参画基本計画に定めた目標値に向けて、登用率の向上を図ります。	男女共同参画推進センター	・女性登用率及び女性委員を含む審議会等の設置率の向上のための要請、依頼 ・庁内の職員研修会の開催に合わせて、審議会や委員会等への女性委員の登用拡大を呼びかけるとともに、各審議会や委員会の女性登用率の現状値を示すなど、全庁的な女性参画の推進に努めていく。 (再)市の審議会委員候補者などの選定に活用している女性人材バンク登録者情報の市民活動への活用促進 (再)様々な分野での女性の活躍を推進するため、職場や地域における女性の活躍をテーマにした講座の開催	・R5年度末時点の審議会等における女性委員の登用率は、R4年度末と比較し、0.2ポイント減の28.0%であった。 ・職員研修の実施に合わせ、審議会等における女性委員の登用の現状について説明したほか、今後審議会等を新設する場合や委員を改選する際には、改めて男女比に配慮するよう依頼した。 (再)市の審議会委員候補者などの選定に活用している女性人材バンク登録者情報の市民活動への活用を促した。 (再)様々な分野での女性の活躍を推進するため、職場や地域における女性の活躍に関連したセミナーを開催した。 3回(10月1講座20人、12月1講座10人、3月1講座13人)	C	・男女共同参画基本計画に定めた審議会等への女性登用率の目標値(令和9年度末・30.0%)に向けて、現状値(R5、28.0%)より向上させる。 ・女性登用率及び女性委員を含む審議会等の設置率の向上のための要請、依頼 ・庁内の職員研修会の開催に合わせて、審議会や委員会等への女性委員の登用拡大を呼びかけるとともに、各審議会や委員会の女性登用率の現状値を示すなど、全庁的な女性参画の推進に努めていく。 (再)市の審議会委員候補者などの選定に活用している女性人材バンク登録者情報の市民活動への活用促進 (再)様々な分野での女性の活躍を推進するため、職場や地域における女性の活躍をテーマにした講座の開催	・(R6年度末時点の審議会等における女性委員の登用率を算出し、R5年度末と比較) ・職員研修の実施に合わせ、審議会等における女性委員の登用の現状について説明したほか、今後審議会等を新設する場合や委員を改選する際には、改めて男女比に配慮するよう依頼した。 (再)市の審議会委員候補者などの選定に活用している女性人材バンク登録者情報の市民活動への活用を促した。 (再)様々な分野での女性の活躍を推進するため、職場や地域における女性の活躍に関連したセミナーを開催した。 3回(6月、12月・70人見込)	B	継続		・男女共同参画基本計画に定めた審議会等への女性登用率の目標値(令和9年度末・30.0%)に向けて、現状値(R6年度末実績値)より向上させる。 ・女性登用率及び女性委員を含む審議会等の設置率の向上のための要請、依頼 ・庁内の職員研修会の開催に合わせて、審議会や委員会等への女性委員の登用拡大を呼びかけるとともに、各審議会や委員会の女性登用率の現状値を示すなど、全庁的な女性参画の推進に努めていく。 (再)市の審議会委員候補者などの選定に活用している女性人材バンク登録者情報の市民活動への活用促進 (再)様々な分野での女性の活躍を推進するため、職場や地域における女性の活躍をテーマにした講座の開催
		(3)家事・育児等と地域活動の両立支援 男女が共に職業生活と家庭生活の両立を図ることができ、また、地域社会にも積極的に参画することができるようにするため、これまで家庭や地域への参画が少なかった男性が家事・育児及び地域活動へ積極的に参画できるように、啓発活動を通して促進を図ります。	男女共同参画推進センター	・「家庭での子育て支援」に関する講座の開催(1講座以上) (再)情報紙の発行(4回、計15,400部)	・「家庭での子育て支援」に関する講座を開催した。 センター講座4回(7月1講座22人、8月1講座37人、10月1講座10人、3月1講座13人) (再)ウィズじょうえつからのおたよりを発行した(4回、計15,400部)。	A	・「家庭での子育て支援」に関する講座の開催(1講座以上) (再)情報紙の発行(4回、計15,400部)	・「家庭での子育て支援」に関する講座を開催した。 センター講座5回(7月、10月、11月・81人見込) (再)ウィズじょうえつからのおたよりを発行した(4回、計15,400部)。	A	継続		・「家庭での子育て支援」に関する講座の開催(1講座以上) (再)情報紙の発行(4回、計15,400部)
	－		(4)役職者への女性の積極登用の促進 役職者への積極的な登用を促すため、企業、各種機関・団体等に対し、各種講座などの啓発活動を推進します。	男女共同参画推進センター	・「女性の社会参画」に関する出前講座の開催(1講座以上) (再)様々な分野での女性の活躍を推進するため、職場や地域における女性の活躍をテーマにした講座の開催	・「女性の参画促進」に関する講座を開催した。 出前講座3回(5月18人、9月33人、2月34人) センター講座3回(11月2講座12人、3月1講座5人) (再)様々な分野での女性の活躍を推進するため、職場や地域における女性の活躍をテーマにしたセミナーを開催した。 3回(10月1講座20人、12月1講座10人、3月1講座13人)	A	・「女性の社会参画」に関する出前講座等の開催(1講座以上) (再)様々な分野での女性の活躍を推進するため、職場や地域における女性の活躍をテーマにした講座の開催	・「女性の参画促進」に関する講座を開催した。出前講座2回(9月・10月、90人見込) (再)様々な分野での女性の活躍を推進するため、職場や地域における女性の活躍に関連したセミナーを開催した。 3回(6月、12月・70人見込)	A	継続	

第4節 職業の安定と雇用の促進

－	(1)女性の職業能力の開発・育成の支援 関係機関と連携して女性の再就職に向けた支援を行います。	産業政策課	・結婚、出産、子育て等、職業生活を中断した後に再就職を希望する人を対象とした、女性の再就職に向けたセミナーの開催	・上越公共職業安定所と連携し、女性の再就職に向けたセミナーを開催した。(11月17日・参加者9人)	A	・結婚、出産、子育て等、職業生活を中断した後に再就職を希望する人を対象とした、女性の再就職に向けたセミナーの開催	・上越公共職業安定所と連携し、女性の再就職に向けたセミナーを開催した。(10月18日、参加者10人見込)	A	継続		・結婚、出産、子育て等、職業生活を中断した後に再就職を希望する人を対象とした、女性の再就職に向けたセミナーの開催
	(2)育児休業、介護休業取得に向けた啓発 子どもの養育または家族の介護を行い、または行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活の両立を図るため、事業主が実施すべき措置や助成制度について、情報発信を行うとともに関係機関と連携して意識啓発を推進します。	産業政策課	・市ホームページや事業所訪問で周知を行うとともに、関係機関と連携して働き方改革の推進に向けた周知をすることにより、意識啓発を図る。	・市ホームページ及び広報上越(12月号)で、働き方改革の取組支援について周知を行った。 ・ワーク・ライフ・バランス啓発チラシを作成し、上越公共職業安定所と連携し、事業所が集まる説明会や研修会の場(5月19日新規学卒予定者対象求人申込説明会、9月5日新規高卒者採用選考に関する説明会)で配布するとともに(約600部)、商工会議所や商工会連絡協議会の協力のもと、7月に会員事業所に送付し、意識啓発を図った。	A	・市ホームページや広報等で周知を行うとともに、市内事業所にチラシを配布し、意識啓発を図る。	・市ホームページ及び広報上越(9月号)で、ワークライフバランスに関する啓発を行った。 ・ワーク・ライフ・バランス認証制度に関する補助制度チラシを作成し、上越公共職業安定所と連携し、事業所が集まる説明会や研修会の場(5月17日新規学卒予定者対象求人申込説明会、9月5日新規高卒者採用選考に関する説明会)で配布するとともに(約600部)、商工会議所や商工会連絡協議会の協力のもと、会員事業所に送付し、意識啓発を図った。	A	継続		・市ホームページや広報等で周知を行うとともに、市内事業所にチラシを配布し、意識啓発を図る。

上越市第5次人権総合計画 実施計画 第5章 男女共同参画社会の実現

第5次人権総合計画での位置付け			担当課	2023 (R5) 年度			2024 (R6) 年度			方向性	方向性の理由	2025 (R7) 年度
目的達成のための施策				事業計画	実施状況 (R5実績)	評価	事業計画	実施状況 (R6実績見込み)	評価			方向性を踏まえた事業計画 (案)
	具体的な施策 (目的)											
		実施施策										
一		(3)女性農業者の育成と活躍できる環境の整備 女性の農業経営への積極的な参画と女性農業者の更なる活躍に向けて、関係機関と連携して農業経営や農業技術の向上に向けた研修会を開催し、女性農業者を育成するとともに、就労環境の改善の必要性や環境整備に当たり活用可能な支援制度を周知するなど、女性が活躍できる環境づくりを推進します。	農政課	・関係機関・団体と連携し、農業経営への積極的な参画に向けた研修会等を開催するとともに、引き続き、交流を図る。 ・関係機関・団体と連携し、女性農業者同士が意見交換する場を設け、交流を図った。(3回：7月 (2回)・10月 (1回))	A	・関係機関と連携し、農業経営への積極的な参画に向けた研修会等を開催するとともに、引き続き、女性農業者同士の意見交換の場を設け、交流を図る。 ・関係機関・団体と連携し、女性農業者同士が意見交換する場を設け、交流を図る。(2回・10月 (1回)・11月 (1回))	A	継続			・関係機関と連携し、農業経営への積極的な参画に向けた研修会等を開催するとともに、引き続き、女性農業者同士の意見交換の場を設け、交流を図る。	
		(4)職業生活と家庭生活が両立できる就業環境の整備 働く人の個性や価値観に応じたゆとりある働き方や、子育てと仕事の両立を可能とするワーク・ライフ・バランスを実現できる職場環境を整備するため、関係機関と連携して事業者等への意識啓発を推進します。	産業政策課	(再)市ホームページや事業所訪問で周知を行うとともに、関係機関と連携して働き方改革の推進に向けた周知をすることにより、意識啓発を図る。 (再)市ホームページ及び広報上越(12月号)で、働き方改革の取組支援について周知を行った。 (再)ワーク・ライフ・バランス啓発チラシを作成し、上越公共職業安定所と連携し、事業所が集まる説明会や研修会の場(5月19日新規学卒予定者対象求人申込説明会、9月5日新規高卒者採用選考に関する説明会)で配布するとともに(約600部)、商工会議所や商工会連絡協議会の協力のもと、7月に会員事業所に送付し、意識啓発を図った。	A	(再)市ホームページや広報等で周知を行うとともに、市内事業所にチラシを配布し、意識啓発を図る。 (再)市ホームページ及び広報上越(9月号)で、ワークライフバランスに関する啓発を行った。 (再)ワーク・ライフ・バランス認証制度に関する補助制度チラシを作成し、上越公共職業安定所と連携し、事業所が集まる説明会や研修会の場(5月17日新規学卒予定者対象求人申込説明会、9月5日新規高卒者採用選考に関する説明会)で配布するとともに(約600部)、商工会議所や商工会連絡協議会の協力のもと、会員事業所に送付し、意識啓発を図った。	A	継続			(再)市ホームページや広報等で周知を行うとともに、市内事業所にチラシを配布し、意識啓発を図る。	
		(5)ひとり親家庭への就職支援事業の推進 ひとり親家庭の父または母は、一人の収入で生計を維持していくため、長期に安定した職に就く必要があります。安定した職を得て自立した生活基盤を築くことができるように、資格取得にかかる費用に対する助成を行うほか、上越公共職業安定所と連携した就職支援を推進します。	こども家庭センター	・児童扶養手当認定証書交付時に就職支援案内を同封し、対象者全員に支援制度の案内を行う。 ・児童扶養手当受給者のうち全部支給、一部支給の区分の人に対し、現況届の審査結果通知と合わせ、案内チラシを配布する。 ・自立支援プログラム作成、自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金の給付を行う。	A	・児童扶養手当認定証書交付時に就職支援案内を同封し、対象者全員に支援制度の案内を行う。 ・児童扶養手当受給者のうち全部支給、一部支給の区分の人に対し、現況届の審査結果通知と合わせ、案内チラシを配布する。 ・自立支援プログラム作成、自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金の給付を行う。	A	継続			・児童扶養手当認定証書交付時に就職支援案内を同封し、対象者全員に支援制度の案内を行う。 ・児童扶養手当受給者のうち全部支給、一部支給の区分の人に対し、現況届の審査結果通知と合わせ、案内チラシを配布する。 ・自立支援プログラム作成、自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金の給付を行う。	
二		(6)市役所で働く女性職員の活躍推進 「女性活躍推進法」の施行に伴い、2016 (平成28)年3 月に改訂した『上越市特定事業主行動計画』に基づき、育児休業等の取得促進など、仕事と子育てが両立できる職場づくりを推進し、市役所で働く女性が働きやすい環境を整備するとともに、政策形成に参画できる機会を拡大するため、女性職員の積極的な登用を推進します。 また、女性の社会参画の推進に向けて、実施した取組とその結果を市ホームページで公表します。	人事課 人材育成室	・職員が安心して妊娠・出産・子育てし、スムーズな職場復帰ができるよう、育児休業復帰支援プログラムに基づく一貫した支援の継続 ・配偶者が出産する男性職員に、利用できる子育てに関する休暇・休業等の制度をまとめた資料を所属長経由で配付し、職場の意識づけ及び制度の活用を支援 ・職員採用試験の女性受験者増加に向け、職員採用ガイドや職員採用説明会、市ホームページ等で市の取組のPR ・能力の実証及び職への適性を判断した上で、人事異動の基本原則に基づき、自己申告書の情報を踏まえながら、女性職員の積極的な登用及び適材適所の配置 ・行政管理能力や政策形成能力の習得のため、引き続き派遣や職場外研修を実施	A	・職員が安心して妊娠・出産・子育てし、スムーズな職場復帰ができるよう、育児休業復帰支援プログラムに基づく一貫した支援の継続 ・配偶者が出産する男性職員に、利用できる子育てに関する休暇・休業等の制度をまとめた資料を所属長経由で配付し、職場の意識づけ及び制度の活用を支援 ・職員採用試験の女性受験者増加に向け、職員採用ガイドや職員採用説明会、市ホームページ等で市の取組のPR ・能力の実証及び職への適性を判断した上で、人事異動の基本原則に基づき、自己申告書の情報を踏まえながら、女性職員の積極的な登用及び適材適所の配置 ・行政管理能力や政策形成能力の習得のため、引き続き派遣や職場外研修を実施	A	継続			・職員が安心して妊娠・出産・子育てし、スムーズな職場復帰ができるよう、育児休業復帰支援プログラムに基づく一貫した支援の継続 ・配偶者が出産する男性職員に、利用できる子育てに関する休暇・休業等の制度をまとめた資料を所属長経由で配付し、職場の意識づけ及び制度の活用を支援 ・職員採用試験の女性受験者増加に向け、職員採用ガイドや職員採用説明会、市ホームページ等で市の取組のPR ・能力の実証及び職への適性を判断した上で、人事異動の基本原則に基づき、自己申告書の情報を踏まえながら、女性職員の積極的な登用及び適材適所の配置 ・行政管理能力や政策形成能力の習得のため、引き続き派遣や職場外研修を実施	
		(7)学校で働く女性教職員の活躍推進 学校においては、能力・適性に応じて主任等の中核となる分掌に女性を配置したり、管理職選考検査の受検を促したりするなど、キャリアアップにつながる働きかけを校長に促します。	学校教育課	・女性教員の管理職選考検査受検と教務主任や研究主任への登用の働きかけ	A	・女性教員の管理職選考検査受検と教務主任や研究主任への登用の働きかけ	A	継続			・女性教員の管理職選考検査受検と教務主任や研究主任への登用などについて、校長会で働きかける。	

上越市第5次人権総合計画 実施計画 第5章 男女共同参画社会の実現

第5次人権総合計画での位置付け			担当課	2023(R5) 年度			2024(R6) 年度			方向性	方向性の理由	2025(R7) 年度
目的達成のための施策				事業計画	実施状況(R5実績)	評価	事業計画	実施状況(R6実績見込み)	評価			方向性を踏まえた事業計画(案)
	具体的な施策(目的)											
		実施施策										
第5節 社会福祉の充実												
－		(1)特別保育事業等の充実 女性の社会進出の増加とともに就労形態の多様化に対応するため、引き続き未満児保育、延長保育、病児・病後児保育、一時預かり事業及び放課後児童クラブを実施します。	こども家庭センター	・オーレンブラザこどもセンター内での一時預かり事業を実施する。 ・18歳までの子どもが3人以上いる世帯に対し、協賛企業等から商品の割引や特典等のサービスを受けられる子育てジョイカードを交付する。	・オーレンブラザこどもセンター内での一時預かり事業を実施した。 ・18歳までの子どもが3人以上いる世帯に対し、協賛企業等から商品の割引や特典等のサービスを受けられる子育てジョイカードを2,265世帯に交付した。	A	・オーレンブラザこどもセンター内での一時預かり事業を実施する。 ・18歳までの子どもが3人以上いる世帯に対し、協賛企業等から商品の割引や特典等のサービスを受けられる子育てジョイカードを 2,100世帯(見込み)に交付した。	・オーレンブラザこどもセンター内での一時預かり事業を実施した。 ・18歳までの子どもが3人以上いる世帯に対し、協賛企業等から商品の割引や特典等のサービスを受けられる子育てジョイカードを 2,100世帯(見込み)に交付した。	A	見直し	実施施策の目的に合った事業計画に見直した ・オーレンブラザこどもセンター内での一時預かり事業を実施する。	
		幼児保育課	・保護者ニーズに対応するため、未満児保育、延長保育、病児・病後児保育、一時預かりなどの多様な保育サービスを提供する。	・未満児保育、延長保育、病児・病後児保育、一時預かりなどの保育サービスを実施した。 0、1歳児(実利用者見込み)…1,042人 午後7時までの延長保育(延べ利用者見込み)…10,229人 病児・病後児保育(延べ利用者見込み)…5,315人 一時預かり(延べ利用者見込み)…保育園等2,992人、ファミリーヘルプ保育園6,906人	A	・保護者ニーズに対応するため、未満児保育、延長保育、病児・病後児保育、一時預かりなどの多様な保育サービスを提供する。	・未満児保育、延長保育、病児・病後児保育、一時預かりなどの多様な保育サービスを実施した。 0、1歳児(実利用者見込み)…1,003人 午後7時までの延長保育(延べ利用者見込み)…11,260人 病児・病後児保育(延べ利用者見込み)…4,068人 一時預かり(延べ利用者見込み)…保育園等3,654人、ファミリーヘルプ保育園7,030人	A	拡充	ひとり親家庭の増加や働き方の多様ななどに伴う新たな保育ニーズに対応するため、一時預かり事業の利用要件を拡充予定 ・保護者ニーズに対応するため、未満児保育、延長保育、病児・病後児保育、一時預かりなどの多様な保育サービスを提供する。		
		学校教育課	・学童保育事業(開設数:48か所) ・遊びを通して児童への支援や保護者の就労支援を行うとともに、支援員等については、研修会を通して資質の向上を図る。 ・特別な支援が必要な児童については、家庭、学校及び放課後児童クラブでの様子について、保護者、学校及び児童クラブの支援員等と情報を共有を図り、適切な支援を行う。	・市内全ての小学校で放課後児童クラブを開設し、子育てと就労の両立を支援した。 ・特別な支援を要する児童への対応として、保護者、学校、相談員及び放課後児童クラブ支援員等と情報共有を図るとともに、支援会議を実施するなど、適切な支援に努めた。 ・支援員等に対し、児童への対応等各種研修会を実施し、資質向上を図った。 ・放課後児童クラブを利用する保護者の満足度の評価目標を達成することができた。 利用保護者アンケート満足度 86.8%(R8目標値80%)	A	・学童保育事業(開設数:48か所) ・遊びを通して児童への支援や保護者の就労支援を行うとともに、支援員等については、研修会を通して資質の向上を図る。 ・特別な支援が必要な児童については、家庭、学校及び放課後児童クラブでの様子について、保護者、学校及び児童クラブの支援員等と情報を共有を図り、適切な支援を行う。	・市内全ての小学校で放課後児童クラブを開設し、子育てと就労の両立を支援した。 ・特別な支援を要する児童への対応として、保護者、学校、相談員及び放課後児童クラブ支援員等と情報共有を図るとともに、支援会議を実施するなど、適切な支援に努めた。 ・支援員等に対し、児童への対応等各種研修会を実施し、資質向上を図った(4回)。 ・放課後児童クラブを利用する保護者の満足度の評価目標を達成することができた。 ※利用保護者アンケートは、R7.2月実施	A	継続	・学童保育事業を実施する。(開設数:45か所) ・遊びを通して児童への支援や保護者の就労支援を行うとともに、支援員等については、研修会を通して資質の向上を図る。 ・特別な支援が必要な児童については、家庭、学校及び放課後児童クラブでの様子について、保護者、学校及び児童クラブの支援員等と情報を共有を図り、適切な支援を行う。		
	(2)男女共同参画の視点に立った介護支援策の充実 介護に関する男女共同参画推進センター講座の実施など、男女共同参画の視点に立った介護支援の啓発を推進します。	男女共同参画推進センター	・「男女共同参画の視点に立った介護支援」に関係する講座の開催(1講座以上) (再)情報紙の発行(4回、各15,400部)	・「男女共同参画の視点に立った介護支援」に関係する講座を開催した。 センター講座(公益財団法人新潟県女性財団との共催事業)1回(2月 15人) (再)情報紙の発行(4回、各15,400部)	A	・「男女共同参画の視点に立った介護支援」に関係する講座の開催(1講座以上) (再)情報紙の発行(4回、各15,400部)	・「男女共同参画の視点に立った介護支援」に関係する講座を開催した。公益財団法人新潟県女性財団との共催事業1回(12月・30人見込) (再)情報紙の発行(4回、各15,400部)	A	継続	・「男女共同参画の視点に立った介護支援」に関係する講座の開催(1講座以上) (再)情報紙の発行(4回、各15,400部)		
－	(3)女性の心身の健康支援 ライフステージに応じた的確に健康管理ができるよう、健康教育や健康診査、相談の機会を充実していく必要があります。女性の性と健康のための情報提供と相談支援を行います。	健康づくり推進課	・健康づくり推進活動チーム研修会を実施する。 (会場、回数は新型コロナウイルス感染症の拡大防止を踏まえ決定) ・女性の心身の健康相談を実施する(レディース検診会場)。 ・レディース検診、女性特有の疾病に対する学習機会を提供する。	・健康づくりリーダー研修会を実施した。(全30地区:R5.11月終了) ・レディース検診において、女性の心身の健康相談及び女性特有の疾病に対する情報提供を実施した。(131会場)	A	・健康づくり推進活動チーム研修会を実施する。(30地区) ・レディース検診における女性の心身の健康相談及び女性特有の疾患に対する情報提供を行う。 ・女性の心身の健康に関する学習機会を提供する。	・健康づくり推進活動チーム研修会を実施した。(30地区:R6年6～11月) ・レディース検診において、女性の心身の健康相談及び女性特有の疾病に対する情報提供を実施した。(143会場)	A	継続	・健康づくり推進活動チーム研修会を実施する。(30地区) ・子宮頸がん・乳がん検診における女性の心身の健康相談及び女性特有の疾患に対する情報提供を行う。 ・女性の心身の健康に関する学習機会を提供する。		
		男女共同参画推進センター	・女性の「性と生殖に関する健康と権利」に関係する講座の開催(1講座以上)	・女性の「性と生殖に関する健康と権利」に関係する講座を開催した。 センター講座1回(7月・22人)	A	・女性の「性と生殖に関する健康と権利」に関係する講座の開催(1講座以上)	・女性の「性と生殖に関する健康と権利」に関係する講座を開催した。 センター講座2回(10月、11月・20人見込)	A	継続	・女性の「性と生殖に関する健康と権利」に関係する講座の開催(1講座以上)		
	(4)啓発の推進 男性も女性も、仕事と育児・介護等の調和が図られるよう、「家庭は男女が協力し合い一緒につくるもの」という意識の普及に向けて、男女共同参画週間などの機会に、家庭や地域、企業等に対し、意識啓発の取組を推進します。	男女共同参画推進センター	・女性活躍やワーク・ライフ・バランス推進、性別による固定的役割分担意識の解消など、市民や事業者に向けた講座の開催 (再)「男女共同参画の視点に立った介護支援」に関係する講座の開催(1講座以上) (再)情報紙の発行(4回、各15,400部)	・女性活躍やワーク・ライフ・バランス推進、性別による固定的役割分担意識の解消など、市民や事業者に向けた講座を開催した。2講座(10月20人、12月10人) (再)情報紙の発行(4回、各15,400部) (再)「男女共同参画の視点に立った介護支援」に関係する講座を開催した。 センター講座(公益財団法人新潟県女性財団との共催事業)1回(2月15人)	A	・女性活躍やワーク・ライフ・バランス推進、性別による固定的役割分担意識の解消など、市民や事業者に向けた講座の開催 (再)情報紙の発行(4回、各15,400部) (再)「固定的性別役割分担意識の解消」に関係する講座の開催(1講座以上)	・女性活躍やワーク・ライフ・バランス推進、性別による固定的役割分担意識の解消など、市民や事業者に向けた講座を開催した。3講座(6月・12月、70人見込) (再)情報紙の発行(4回、各15,400部) (再)「男女共同参画の視点に立った介護支援」に関係する講座を開催した。公益財団法人新潟県女性財団との共催事業1回(12月・30人見込)	A	継続	・女性活躍やワーク・ライフ・バランス推進、性別による固定的役割分担意識の解消など、市民や事業者に向けた講座の開催 (再)情報紙の発行(4回、各15,400部) (再)「固定的性別役割分担意識の解消」に関係する講座の開催(1講座以上)		

上越市第5次人権総合計画 実施計画 第6章 外国人市民の人権保障の実現

第5次人権総合計画での位置付け		担当課	2023 (R5) 年度			2024 (R6) 年度			方向性	方向性の理由	2025 (R7) 年度
目的達成のための施策			事業計画	実施状況 (R5実績)	評価	事業計画	実施状況 (R6実績見込み)	評価			方向性を踏まえた事業計画 (案)
具体的な施策 (目的)											
実施施策											
第1節 人権擁護の確立											
1 国籍条項											
(1)職業選択の自由と働く権利の保障 採用試験における全ての職種について、引き続き、国籍要件を設けません。		人事課	・採用試験における全ての職種について、国籍要件を設けない。	・採用試験における全ての職種について、国籍要件を設けていない。	A	・採用試験における全ての職種について、国籍要件を設けない。	・採用試験における全ての職種について、国籍要件を設けていない。	A	継続		・採用試験における全ての職種について、国籍要件を設けない。
第2節 人権教育・啓発の推進											
1 人権啓発推進組織の充実											
(1)上越市国際交流センター機能の充実 上越市市民プラザ内に開設している上越市国際交流センターを、外国人市民のニーズに応じた情報提供や交流の場として活用します。		多文化共生課	・国際交流の拠点として国際交流センターを運営し、情報提供や交流の場を提供 (上越国際交流協会へ委託) する。	・国際交流センターを運営し、国際交流や国際理解に関する情報提供を行うことで、国際交流の拠点として広く利用された (上越国際交流協会へ委託)。利用者数:4,482人	A	・国際交流の拠点として国際交流センターを運営し、情報提供や交流の場の提供 (上越国際交流協会へ委託) する。	・国際交流センターを運営し、国際交流や国際理解に関する情報提供を行うことで、国際交流の拠点として広く利用された (上越国際交流協会へ委託)。利用者数:5,500人見込	A	継続		・国際交流の拠点として国際交流センターを運営し、情報提供や交流の場を提供 (上越国際交流協会へ委託) する。
(2)民間団体活動との連携 外国人市民との相互理解のために、上越国際交流協会などの関係機関や民間団体・組織と連携し、交流と支援の促進を図ります。		多文化共生課	・上越国際交流協会などの関係団体と連携し、定期的な交流機会を設定する。	・県国際交流協会主催の国際交流連絡会議に出席し、市内のみならず県内で活動する関係団体と情報交換し、必要に応じて連携した。 開催日:4月24日 (上越会場) 参加者:9団体20人	A	・上越国際交流協会などの関係団体と連携し、定期的な交流機会を設定する。	・県国際交流協会主催の国際交流連絡会議において、上越地域及び県内の関係機関の活動について情報を共有した。 開催日:4月22日 (上越会場) 参加者:12団体19人	A	継続		・上越国際交流協会などの関係団体と連携し、定期的な交流機会を設ける。
(3)交流事業の推進 多文化共生社会の形成に向け、互いの文化を理解し尊重し合えるよう、講演会やセミナー、交流会の実施など、交流事業を推進します。		多文化共生課	・上越国際交流協会による異文化体験イベント (上越国際交流協会へ委託) や英語しゃべり場などの国際理解交流事業を実施する。	・異文化交流イベントを実施し、市内の小中学生を対象に、ALTや留学生などの外国人とのクイズやゲームを通じて、文化の違いや習慣の違いを発見する機会を提供した (上越国際交流協会へ委託)。 開催日:11月5日 参加者:129人 ・上越国際交流協会が英語しゃべり場などの交流事業を実施し、国際理解を促進する交流機会を提供した。	A	・上越国際交流協会による異文化体験イベント (上越国際交流協会へ委託) や英語しゃべり場などの国際理解交流事業を実施する。	・市内の小中学生を対象に、ALTや留学生等の外国人とクイズやゲームを行う異文化交流イベントを実施し、文化や習慣の違いを知る機会となった。(上越国際交流協会へ委託) 開催日:11月30日 参加者:120人見込 ・上越国際交流協会が英語しゃべり場などの交流事業を実施し、国際理解を促進する交流機会を提供した。	A	継続		・上越国際交流協会による異文化体験イベント (上越国際交流協会へ委託) や英語しゃべり場などの国際理解交流事業を実施する。
(4)国際交流ボランティアの養成 市民主体の国際交流活動を推進するため、リーダーとなる人材を養成する講座を実施します。		多文化共生課	・国際理解を深めつつ、外国人市民の日本語学習や文化の理解をサポートする際に必要なノウハウを習得した人材を養成するため、国際交流サポーター養成講座を実施する。	・国際交流サポーター養成講座を実施し、外国人市民の日本語学習や文化の理解をサポートする際に必要な心得ややさしい日本語などを学習する機会を提供した (上越国際交流協会へ委託)。全4回、12人受講	A	・国際理解を深めつつ、外国人市民の日本語学習や文化の理解をサポートする際に必要なノウハウを習得した人材を養成するため、国際交流サポーター養成講座を実施する。全5回	・国際交流サポーター養成講座を実施し、日本語学習や日本文化の理解などにおいて、外国人市民をサポートできる人を養成した (上越国際交流協会へ委託)。全5回、15人受講	A	継続		・外国人市民の日本語学習や日本文化の理解をサポートする人を養成するため、国際交流サポーター養成講座を実施する。

上越市第5次人権総合計画 実施計画 第6章 外国人市民の人権保障の実現

第5次人権総合計画での位置付け		担当課	2023(R5) 年度			2024(R6) 年度			方向性	方向性の理由	2025(R7) 年度
目的達成のための施策			事業計画	実施状況(R5実績)	評価	事業計画	実施状況(R6実績見込み)	評価			方向性を踏まえた事業計画(案)
	具体的な施策(目的)										
	実施施策										
2 就学前教育・学校教育・社会教育における人権教育・啓発の推進	(1)就学前教育における国際理解教育										
	ア 保育・教育者の資質と指導力の向上 遊びや触れ合いを通して、全ての乳幼児が仲良く支え合える保育・教育実践を推進するとともに、保育・教育者の国際理解のための研修を実施し、保育・教育者の資質と指導力の向上に取り組みます。	幼児保育課	・園長会議で外国につながる園児への保育について情報交換を行い、文化や生活習慣等に配慮した保育の実践につなげる。 ・9月の園長会議では多文化共生課の職員から、通訳アプリ等について説明を受けるとともに、デモンストレーションを行い、活用方法を共有した。	A	・園長会議で外国につながる園児への保育について情報交換を行い、文化や生活習慣等に配慮した保育の実践につなげる。	・園長会議等で外国につながる園児への保育について情報交換を行い、文化や生活習慣等に配慮した保育の実践につなげた。	A	継続		・園長会議等で外国につながる園児への保育について情報交換を行い、文化や生活習慣等に配慮した保育の実践につなげる。	
		学校教育課	・保育・教育者の国際理解教育に係る日常的な取組を推進する。	A	・保育・教育者の国際理解教育に係る日常的な取組を推進する。	・玄関先など園内に地球儀や国旗等を配置し、機会に触れて教職員が園児と国際理解を促す会話をするよう努めた。(当年度該当園児の在籍なし)	A	継続		・保育・教育者の国際理解教育に係る日常的な取組を推進する。	
	イ 保護者啓発の充実 外国人市民の人権問題に関する認識を深めるために、保護者への啓発活動の充実を図ります。	幼児保育課	・保護者等へのわかりやすい説明や保育参観等を通して、外国につながる園児の文化や生活習慣への理解を促す。	A	・保護者等へのわかりやすい説明や保育参観等を通して、外国につながる園児の文化や生活習慣への理解を促す。	・保護者等へのわかりやすい説明や保育参観等を通して、外国につながる園児の文化や生活習慣への理解を促した。 ・新年度入園児童9人の外国人保護者に対し、2月に通訳が同席する入園説明会を開催し、園生活への理解を促した。	A	継続		・保護者等へのわかりやすい説明や保育参観等を通して、外国につながる園児の文化や生活習慣への理解を促す。	
		学校教育課	・異文化理解を深める教育の実践と、保護者の理解を促す働きかけを行う。	A	・異文化理解を深める教育の実践と、保護者の理解を促す働きかけを行う。	・玄関先など園内に地球儀や国旗等を配置し、国際社会を意識できる環境整備を行い、園児への教育と保護者の理解を促す働きかけを行った。	A	継続		・異文化理解を深める教育の実践と、保護者の理解を促す働きかけを行う。	
	(2)学校教育における国際理解教育										
	ア 外国につながる児童生徒に対する指導の充実 外国につながる児童生徒の日本語の能力を把握し、保護者との連携の下に、個々に応じた日本語指導の支援の充実を図るとともに教職員の資質の向上に取り組みます。 また、地域住民やPTAの理解、協力を得るため、学校から地域への情報発信や授業公開等に取り組みます。 さらに、支援の充実を図るため、職員の資質の向上に取り組みます。	学校教育課	・編入学前のプレクラスの早急な手配と実施(上越国際交流協会に講師の派遣を委託) ・特別の教育課程による日本語指導の推進(日本語指導補助員の派遣を上越国際交流協会に委託)	A	・編入学前のプレクラスの確実な実施 ・特別な教育課程による日本語指導の推進と補助員の派遣 ・日本語支援員研修会等の有益な資料を市内小中学校に送付し、研修等での活用を促す。	・編入学前のプレクラスについては、必要のあった6人に対してそれぞれ1日2時間を10日間、計20時間実施した。 ・18校(小学校13校、中学校5校)の計60人の児童生徒に対して、特別の教育課程による日本語指導を実施した。 ・外国につながる児童の受入れに経験の豊富な小学校の資料を7月に市内の校長へ送付し、参考として活用するよう促した。	A	継続		・編入学前のプレクラスを確実に実施する。 ・特別な教育課程による日本語指導の推進と補助員の派遣を行う。 ・日本語支援員研修会等の有益な資料を市内小中学校に送付し、研修等での活用を促す。	

上越市第5次人権総合計画 実施計画 第6章 外国人市民の人権保障の実現

第5次人権総合計画での位置付け				担当課	2023 (R5) 年度			2024 (R6) 年度			方向性	方向性の理由	2025 (R7) 年度
目的達成のための施策					事業計画	実施状況 (R5実績)	評価	事業計画	実施状況 (R6実績見込み)	評価			方向性を踏まえた事業計画 (案)
	具体的な施策 (目的)												
		実施施策											
		イ	国際化に対応した国際理解教育の推進 外国語指導助手を活用し、児童・生徒の国際理解や人権感覚を育成します。	学校教育課	・外国人や外国文化に対する理解を深めるための効果的なALTの配置と活用の促進	・19人のALTが全ての小中学校において週に1回または隔週1回の指導を行った。	A	・外国人や外国文化に対する理解を深めるため、小中学校での1日におけるALTとの授業時数を3～4時間確保する。	・19人のALTが全ての小中学校において、週に1回または隔週1回あたり3～4時間の授業時間を確保した。	A	継続		・外国人や外国文化に対する理解を深めるため、小中学校での1日におけるALTとの授業時数を3～4時間確保する。
		ウ	母語による教科支援 上越国際交流協会と上越教育大学、学校とが協力し、日本語を母語としない児童・生徒を対象に日本語支援と並行して、実態や必要に応じて母語による教科支援を行います。	学校教育課	・児童生徒の学習や学校生活を支援するための翻訳専用機の活用	・対象児童数が特に多い小学校1校に学年1台の翻訳専用機を配備し、学校生活への適応や学習支援で活用した。	A	・外国につながる児童生徒の学習や学校生活を支援するため、学習者用タブレット及び翻訳専用機の活用を推進する。	・対象児童生徒が特に多い小・中学校各1校に、今年度新たに翻訳専用機を配備し、学校生活への適応や学習支援で活用した。	A	継続		・外国につながる児童生徒の学習や学校生活を支援するため、対象児童生徒が多い小・中学校への学習者用タブレット及び翻訳専用機の配備・活用を推進する。
	(3)社会教育における国際理解教育												
		ア	外国人市民に対する学習の機会・情報の提供 外国人市民と日本人が同じ市民として言葉、文化、生活習慣の相互理解を図るため、外国人市民に対し多言語による情報提供や学習会、交流会を実施します。	多文化共生課	・外国人市民に向けた生活日本語教室を開催(上越国際交流協会へ委託)する。 ・地域の一員として外国人市民の能力がいかされ、活躍できる環境整備を促進するため、通訳について学ぶ基礎講座を開催(上越国際交流協会へ委託)する。	・外国人市民に向けた生活日本語教室を開催し、生活に必要な最低限の日本語を学習する機会を提供した(上越国際交流協会へ委託)。 4教室、延べ90回、延べ476人受講 ・通訳について学ぶ基礎講座を開催し、通訳について学び、語学力を向上する機会を提供した(上越国際交流協会へ委託)。 全6回、12人受講	A	・外国人市民に向けた生活日本語教室を開催(上越国際交流協会へ委託)する。 ・地域の一員として外国人市民の能力がいかされ、活躍できる環境整備を促進するため、通訳について学ぶ基礎講座を開催(上越国際交流協会へ委託)する。	・外国人市民に向けた生活日本語教室を開催し、生活に必要な最低限の日本語を学習する機会を提供した(上越国際交流協会へ委託)。 4教室、延べ90回、延べ600人受講 ・通訳について学ぶ基礎講座を開催し、通訳について学び、語学力を向上する機会を提供した(上越国際交流協会へ委託)。 全5回、10人受講	A	継続		・外国人市民に向けた生活日本語教室を開催(上越国際交流協会へ委託)する。
		イ	市民の学習・啓発活動の充実 外国人市民についての理解を深めるため、上越市国際交流センターを拠点に国際ボランティア養成講座を始めとする各種講座を実施するとともに、市民への図書や教材の貸出し、交流会の実施に組みます。	多文化共生課	(再)国際理解を深めつつ、外国人市民の日本語学習や文化の理解をサポートする際に必要なノウハウを習得した人材を養成するため、国際交流サポーター養成講座を実施する。	(再)国際交流サポーター養成講座を実施し、外国人市民の日本語学習や文化の理解をサポートする際に必要な心得や、やさしい日本語などを学習する機会を提供した(上越国際交流協会へ委託)。 全4回、12人受講	A	・(再)国際理解を深めつつ、外国人市民の日本語学習や文化の理解をサポートする際に必要なノウハウを習得した人材を養成するため、国際交流サポーター養成講座を実施する。 ・様々な言語の市民同士がコミュニケーションを図れるよう、共通言語としての「やさしい日本語」を習得するための講座を実施する。	(再)国際交流サポーター養成講座を実施し、日本語学習や日本文化の理解などにおいて、外国人市民をサポートできる人を養成した(上越国際交流協会へ委託)。 全5回、15人受講 ・様々な言語の市民同士がコミュニケーションを図れるよう、共通言語としての「やさしい日本語」を習得するための講座を実施した。 2月実施予定 30人受講見込	A	継続		・(再)外国人市民の日本語学習や日本文化の理解をサポートする人を養成するため、国際交流サポーター養成講座を実施する。 ・様々な言語の市民同士がコミュニケーションを図れるよう、共通言語としての「やさしい日本語」を習得するための講座を実施する。
		ウ	青少年を対象とした国際理解の推進 「謙信KIDSプロジェクト」など青少年を対象とした講座で、世界各国の生活習慣、伝統を学ぶ体験活動を実施し、世界の国々についての理解を深め、興味関心を育みます。	社会教育課	・小学校3～6年生を対象とした世界の文化を学ぶ講座の実施	・謙信KIDSプロジェクト事業において、「ワールドツアー」の講座を実施した(上越国際交流協会へ委託)。(延べ4回、72人受講)	A	・小学校3～6年生を対象とした世界の文化を学ぶ講座の実施	・謙信KIDSプロジェクト事業において、世界各国の生活習慣や伝統を学ぶ「ワールドツアー」の講座を実施した(上越国際交流協会へ委託)。(延べ4回、74人受講)	A	継続		・小学校3～6年生を対象とした世界の文化を学ぶ講座の実施
		エ	市職員の資質の向上 外国人市民への支援の充実を図るため、庁内関係部署による情報共有会議や研修などにより職員の資質の向上に取り組めます。	多文化共生課	・外国人市民と関係する課等の職員との情報を共有する。 ・必要に応じ勉強会等を開催する。 ・職員向けやさしい日本語研修を実施する。	・外国人市民と関係する課等と情報共有するとともに、各課等からの相談に応じた。 ・外国人市民とのコミュニケーションを促進するため、職員向けやさしい日本語研修を実施した。やさしい日本語についての講義及び実際に使用している行政文書の書き換え演習を行い、受講した職員からは業務で活かしたいとの声が多くあった。 開催日:11月6日 受講者数:42人	A	・外国人市民と関係する課等の職員との情報を有する。 ・必要に応じ勉強会等を開催する。 ・外国人市民とのコミュニケーションを促進するため、職員向けやさしい日本語研修を実施する。	・外国人市民を支援する関係課等と情報共有を図り、事案に応じた支援を行った。 ・市職員を対象にやさしい日本語研修を実施し、外国人市民への対応力の向上を図った。 開催日:2月予定 受講者数:40人見込	A	継続		・事案に応じた支援ができるよう、外国人市民を支援する関係課等と情報を共有する。 ・市職員を対象に日本語による外国人市民への伝え方を学ぶやさしい日本語研修を実施する。

上越市第5次人権総合計画 実施計画 第6章 外国人市民の人権保障の実現

第5次人権総合計画での位置付け			担当課	2023 (R5) 年度			2024 (R6) 年度			方向性	方向性の理由	2025 (R7) 年度
目的達成のための施策				事業計画	実施状況 (R5実績)	評価	事業計画	実施状況 (R6実績見込み)	評価			方向性を踏まえた事業計画 (案)
具体的な施策 (目的)												
実施施策												
第3節 社会参画の推進												
一	(1)外国人市民の地域社会への参画 外国人市民がその能力をいかし、地域の一員として活躍できる環境づくりを推進します。	多文化共生課	(再)地域の一員として外国人市民の能力がいかされ、活躍できる環境整備を促進するため、通訳について学ぶ基礎講座を開催 (上越国際交流協会へ委託) する。	(再)通訳について学ぶ基礎講座を開催し、通訳について学び、語学力を向上する機会を提供した (上越国際交流協会へ委託)。 全6回、12人受講	A	(再) 地域の一員として外国人市民の能力がいかされ、活躍できる環境整備を促進するため、通訳について学ぶ基礎講座を開催 (上越国際交流協会へ委託) する。	(再)通訳について学ぶ基礎講座を開催し、通訳について学び、語学力を向上する機会を提供した (上越国際交流協会へ委託)。 全5回、10人受講	A	継続		・地域の一員として外国人市民の能力がいかされ、活躍できる環境整備を促進する。	
	(2)啓発の推進 共に地域に暮らす住民として、互いの文化を理解して尊重し合えるように、講演会やセミナー、交流会の実施など、地域等との連携により交流事業を実施します。	多文化共生課	(再)上越国際交流協会による異文化交流イベント (上越国際交流協会へ委託) や英語しゃべり場などの国際理解交流事業を実施する。	(再)異文化交流イベントを実施し、市内の小中学生を対象に、ALTや留学生などの外国人とのクイズやゲームを通じて、文化の違いや習慣の違いを発見する機会を提供した (上越国際交流協会へ委託)。 開催日：11月5日 参加者：129人 (再)上越国際交流協会が英語しゃべり場などの交流事業を実施し、国際理解を促進する交流機会を提供した。	A	(再)上越国際交流協会による異文化体験イベント (上越国際交流協会へ委託) や英語しゃべり場などの国際理解交流事業を実施する。	(再)市内の小中学生を対象に、ALTや留学生等の外国人とクイズやゲームを行う異文化交流イベントを実施し、文化や習慣の違いを知る機会となった。(上越国際交流協会へ委託) 開催日：11月30日 参加者：120人見込 (再)上越国際交流協会が英語しゃべり場などの交流事業を実施し、国際理解を促進する交流機会を提供した。	A	継続		(再)異文化交流イベント (上越国際交流協会へ委託) などの国際理解交流事業を実施する。	
	(3)相談体制の充実 外国人の人権に配慮し、在留資格や国籍など外国人特有の相談に応じるため、関係機関や民間団体・組織との連携により的確に対応します。	多文化共生課	(再)外国人の様々な問題解決に向けた支援を行うための外国人相談窓口を開設 (上越国際交流協会へ委託) する。 開設日時：月～水、金曜日 10:00～17:00 木曜日 13:00～19:00 相談方法：対面・電話・メール・オンライン ・増加する外国人市民の多様化するニーズを把握するため、市と相談員との情報共有会の実施 (月1回)	(再)外国人相談窓口を開設し、外国人市民が安心・安全な生活を送るための問題解決に向けた支援を行った (上越国際交流協会へ委託)。 開設日時：月～水、金曜日 10:00～17:00 木曜日 13:00～19:00 相談方法：対面・電話・メール・オンライン 相談件数：277件 ・増加する外国人市民の多様化するニーズを把握するため、市と相談員との情報共有会を月1回実施した。	A	(再)外国人の様々な問題解決に向けた支援を行うための外国人相談窓口の開設する (上越国際交流協会へ委託)。 開設日時：月～金曜日 10:00～17:00 土曜日 10:00～13:00 相談方法：対面・電話・メール・オンライン	(再)外国人相談窓口を開設し、外国人市民が安心・安全な生活を送るための問題解決に向けた支援を行った (上越国際交流協会へ委託)。 開設日時：月～金曜日 10:00～17:00 土曜日 10:00～13:00 相談方法：対面・電話・メール・オンライン 相談件数：270件見込	A	継続		(再)外国人の様々な問題解決に向けた支援を行うための外国人相談窓口の開設する (上越国際交流協会へ委託)。 開設日時：月～金曜日 10:00～17:00 土曜日 10:00～13:00 相談方法：対面・電話・メール・オンライン	
	(4)日本語習得の支援 外国人市民の日本語習得を支援するため、生活日本語教室を実施します。	多文化共生課	(再)外国人市民に向けた生活日本語教室を開催 (上越国際交流協会へ委託) する。	(再)外国人市民に向けた生活日本語教室を開催し、生活に必要な最低限の日本語を学習する機会を提供した (上越国際交流協会へ委託)。 4教室、延べ90回、延べ470人受講	A	(再)外国人市民に向けた生活日本語教室を開催 (上越国際交流協会へ委託) する。	(再)外国人市民に向けた生活日本語教室を開催し、生活に必要な最低限の日本語を学習する機会を提供した (上越国際交流協会へ委託)。 4教室、延べ90回、延べ600人受講	A	継続		(再)外国人市民に向けた生活日本語教室を開催 (上越国際交流協会へ委託) する。	
	(5)情報提供の充実 社会生活に必要な各種の情報を提供するため、多言語の表記による生活ガイドブックや多言語版ごみ分別ポスター・カレンダーを作成します。また、各種案内表示についてもやさしい日本語や外国語併記を推進します。	多文化共生課 生活環境課	・国際交流センターのホームページを作成 (英・中・韓) (上越国際交流協会へ委託) する。 ・広報上越やハザードマップ等を多言語で配信する。 ・多言語用のごみ分別ポスター及び収集カレンダーの作成及び配付 ・翻訳アプリケーション「カタログポケット」に分別ポスターの掲載	・国際交流センターのホームページ (英・中・韓) を作成し、市民に向けた情報提供を行った (上越国際交流協会へ委託)。 ・外国人市民が必要な情報を見ることができるよう、広報上越やハザードマップ等を多言語で配信した。 ・多言語用のごみ分別ポスター及び収集カレンダーを作成し配付した。 ・翻訳アプリケーション「カタログポケット」に分別ポスターを掲載した。	A A	・国際交流センターのホームページを作成 (英・中・韓) (上越国際交流協会へ委託) する。 ・広報上越やハザードマップ等を多言語で配信する。 ・多言語用のごみ分別ポスター及び収集カレンダーの作成及び配付 ・翻訳アプリケーション「カタログポケット」に分別ポスター及び家庭ごみの分け方出し方ガイドの掲載	・国際交流センターのホームページ (英・中・韓) を作成し、市民に向けた情報提供を行った (上越国際交流協会へ委託)。 ・外国人市民が必要な情報を見ることができるよう、広報上越やハザードマップ等を多言語で配信した。 ・多言語用のごみ分別ポスター及び収集カレンダーの作成及び配付した。 ・翻訳アプリケーション「カタログポケット」に分別ポスター及び家庭ごみの分け方出し方ガイドの掲載した。	A A	継続 継続		・国際交流センターのホームページを作成 (英・中・韓) (上越国際交流協会へ委託) する。 ・広報上越やハザードマップ等を多言語で配信する。 ・多言語用のごみ分別ポスター及び収集カレンダーの作成及び配付 ・翻訳アプリケーション「カタログポケット」に分別ポスター及び家庭ごみの分け方出し方ガイドの掲載	

上越市第5次人権総合計画 実施計画 第6章 外国人市民の人権保障の実現

第5次人権総合計画での位置付け			担当課	2023(R5) 年度			2024(R6) 年度			方向性	方向性の理由	2025(R7) 年度
目的達成のための施策				事業計画	実施状況(R5実績)	評価	事業計画	実施状況(R6実績見込み)	評価			方向性を踏まえた事業計画(案)
具体的な施策(目的)												
		実施施策										
—		(6)医療通訳ボランティアの派遣 外国人市民の健康を確保するため、日本語を話せない外国人市民が医療機関を受診する際に、医療機関との意思疎通を図るための「医療通訳ボランティア」を派遣します。	地域医療推進課	・医療通訳ボランティアの派遣 ・医療通訳ボランティア育成講座の開催 1講座 ・外国人医療支援出前講座の開催 1講座	・医療通訳ボランティアを派遣した。(派遣件数:300件) ・医療通訳ボランティア育成講座を開催した。(1講座) ・外国人医療支援出前講座を開催した。(1講座)	A	・医療通訳ボランティアの派遣(派遣件数:300件) ・医療通訳ボランティア育成講座の開催4講座 ・外国人医療支援出前講座の開催 1講座	・医療通訳ボランティアを派遣した。(派遣件数:300件見込)。 ・医療通訳ボランティア育成講座を開催した。(4講座) ・外国人医療支援出前講座を開催した。(1講座)	A	継続		・医療通訳ボランティアの派遣(派遣件数300件) ・医療通訳ボランティア育成講座の開催 4講座 ・外国人医療支援出前講座の開催 1講座
		(7)災害時の外国人への支援 災害発生時に、市災害応急対策計画に基づき多言語による情報発信、相談員の派遣を行います。 また、県による多言語支援センターが設置された場合、市と上越国際交流協会が連携し、日常業務で蓄積した地域の外国人情報を活用しながら支援に当たります。	多文化共生課	・災害時の外国人支援に関心のある県民(外国人、行政職員、防災士、日本語教育関係者、社会福祉協議会、ボランティア等)を対象とした、災害時外国人支援セミナー及び、災害時外国人支援模擬訓練に参加(新潟県国際交流協会主催)する。	・県が主催するセミナー及び災害時外国人支援模擬訓練への参加はなかったが、市総合防災訓練に参加し、外国人避難者への対応を確認した。 ・能登半島地震を受け、外国人の避難について情報収集し、また他自治体へ支援体制や情報発信について聞き取りを行い、必要に応じて関係課等に情報共有した。	C	・災害時の外国人支援に関するセミナーや訓練に参加する。 ・能登半島地震における外国人対応の状況を踏まえ、県や関係各課と連携した市の災害時外国人支援体制を整備する。	・県が主催するセミナーに参加した。 2月実施予定 ・能登半島地震を受け、災害時における外国人支援について関係機関と協議を進めた。	A	継続		・災害時の外国人支援に関する知識の向上を図る。 ・災害時における外国人市民の支援について関係機関と協議を進める。
			市民安全課	・外国人向けの防災パンフレットを希望する町内会に必要部数を配布する。	・外国人向けの防災パンフレットを希望する町内会に配布した。 ・上越市国際交流センターに外国人向けの防災パンフレットを設置した。	A	・外国人向けの防災パンフレットを希望する町内会に配布する。 ・上越市国際交流センターに外国人向けの防災パンフレットを設置する。 ・自主防災組織を通じて外国人市民の防災訓練参加を促す。	・外国人を雇用する頸城区の事業所を訪問し、外国人向けの防災パンフレットを配布するとともに、災害時の行動を確認し、防災意識の向上につなげた。(5・6月、4事業所、590部配布) ・上越市国際交流センターに外国人向けの防災パンフレットを設置した。 ・自主防災組織を通じて防災訓練への外国人市民の参加を促した。	A	継続		・市内の事業所を訪問し、外国人向けの防災パンフレットを配布する。 ・上越市国際交流センターに外国人向けの防災パンフレットを設置する。 ・自主防災組織を通じて外国人市民の防災訓練参加を促す。
			危機管理課	・次期防災行政情報伝達システムの基本設計に基づき、多言語による情報配信手段の詳細な設計を行う。	・次期防災行政情報伝達システムの基本設計に基づき、多言語による情報配信手段の詳細な設計を行った。	A	・防災行政情報伝達システムの更新工事を発注し、設計に基づき多言語による情報配信手段を構築する。	・令和4～5年度に行った基本・実施設計に基づき、防災行政情報伝達システムの更新工事を10月に発注した。 ・令和7年度に多言語による情報配信手段(防災アプリ)の構築を進めるため、仕様協議を行った。	A	継続		・令和6年度に行った多言語による情報配信手段(防災アプリ)の仕様協議結果に基づき、令和8年度の試験運用に向けてシステム構築を行う。
第4節 職業の安定と雇用の促進												
—		(1)相談・啓発活動の推進 企業や上越公共職業安定所と連携し、能力開発や資格の取得、実務研修のほか、企業への啓発、就労や雇用情報の提供に取り組みます。	産業政策課	(再)市と上越公共職業安定所が連携し開催する「新規高卒者採用選考に関する説明会」(9月上旬)において、公正採用選考に関するチラシを配布する。	(再)市と上越公共職業安定所が連携し、上越文化会館で開催した「新規高卒者採用選考に関する説明会」(9月5日)において、公正採用選考に関するチラシを配布し、雇用主の差別解消の意識を高めた。(約200部)	A	(再)市と上越公共職業安定所が連携し開催する「新規高卒者採用選考に関する説明会」(9月上旬)において、公正採用選考に関するチラシを配布する。(約200部)	(再)市と上越公共職業安定所が連携し、上越文化会館で開催した「新規高卒者採用選考に関する説明会」(9月5日)において、公正採用選考に関するチラシを配布し、雇用主の差別解消の意識を高めた。(約200部)	A	継続		(再)市と上越公共職業安定所が連携し開催する「新規高卒者採用選考に関する説明会」(9月上旬)において、公正採用選考に関するチラシを配布する。(約200部)

上越市第5次人権総合計画 実施計画 第7章 高齢者の社会参加の推進と社会福祉の充実

第5次人権総合計画での位置付け			担当課	2023(R5)年度			2024(R6)年度			方向性	方向性の理由	2025(R7)年度
目的達成のための施策				事業計画	実施状況(R5実績)	評価	事業計画	実施状況(R6実績見込み)	評価			方向性を踏まえた事業計画(案)
	具体的な施策(目的)	実施施策										
第1節 人権擁護の確立												
ー	(1)高齢者の相談支援の実施 高齢者の虐待、生活困窮等の相談に応じ、関係機関と連携しながら、必要な支援を行います。	高齢者支援課	・地域包括支援センターにおける高齢者の相談支援の実施	・すこやかなくらし包括支援センター及び地域包括支援センターにおいて、高齢者の虐待等の相談に応じ、関係機関と連携しながら、必要な支援を行った。	A	・地域包括支援センターにおける高齢者の相談支援の実施	・高齢者支援課及び地域包括支援センターにおいて、高齢者の虐待等の相談に応じ、関係機関と連携しながら、必要な支援を行った。	A	継続		・地域包括支援センターにおける高齢者の相談支援の実施	
	(2)権利擁護の推進 高齢者の虐待防止に取り組むほか、判断能力が不十分な人の財産管理や身上保護が適切に行われるように、成年後見制度に関する相談に対応し、関係機関と連携しながら、必要な支援を行います。	高齢者支援課 すこやかなくらし支援室	・高齢者の虐待等の権利擁護に関する相談支援の実施 (再)地域の利用実態や課題などについて関係団体と意見交換を行う「成年後見制度利用促進連携連絡会議」の開催	(再)すこやかなくらし包括支援センター及び地域包括支援センターにおいて、高齢者の虐待等の相談に応じ、関係機関と連携しながら、必要な支援を行った。 (再)成年後見制度利用促進連携連絡会議を2回開催(12月26日、3月21日)し、関係団体と地域の実態や課題について共有した。	A	・高齢者の虐待等の権利擁護に関する相談支援の実施 (再)上越市成年後見支援センター(中核機関)とともに、地域の利用実態や課題などについて関係団体と意見交換を行う「成年後見制度利用促進連携連絡会議」を2回開催する。	(再)高齢者支援課及び地域包括支援センターにおいて、高齢者の虐待等の相談に応じ、関係機関と連携しながら、必要な支援を行った。 (再)成年後見制度利用促進連携連絡会議を2回(8月27日、2月25日予定)開催し、関係団体と地域の実態や課題について共有した。	A	継続		・高齢者の虐待等の権利擁護に関する相談支援の実施 (再)成年後見制度利用促進連携連絡会議を2回開催し、関係団体と地域の実態や課題について共有する。	
	(3)人権啓発の推進 高齢者の人権について市民の理解を深め、高齢者に対する偏見や差別、虐待を解消するため、広報上越や市ホームページなどによる啓発活動を推進します。人権侵害が発生した場合は、事実関係を調査し、加害者にその行為が人権侵害であることを理解させるなどの教育指導・啓発を行います。 また、高齢者の虐待防止や成年後見制度の利用促進に向け、関係機関と連携しながら相談窓口や制度の周知を行います。	人権・同和対策室	(再)12月の人権週間に合わせ、広報上越12月号やエフエム上越の放送などで人権・同和問題に関する各種情報を提供するとともに、市ホームページでも随時提供する。 (再)人権啓発用のリーフレットを機会を捉えて市民に配布する(500部)。 (再)人権啓発用の町内回覧板を希望する町内会に配布する(450冊)。	(再)市ホームページのほか、12月の人権週間に合わせて広報上越12月号への掲載やエフエム上越の放送などで人権に関する情報を市民に提供した。 (再)人権啓発用リーフレットを市民セミナーや地域人権懇談会など、できるだけ多くの機会を捉えて市民に配布し、市民の人権感覚と差別解消の意識を高めた。(600部)。 (再)人権啓発用町内回覧板を希望町内会に配布し、人権啓発及び本人通知制度登録を促した(450冊)。	A	(再)12月の人権週間に合わせ、広報上越12月号やエフエム上越の放送などで人権・同和問題に関する各種情報を提供するとともに、市ホームページでも随時提供する。 (再)人権啓発用のリーフレットを機会を捉えて市民に配布する(600部)。 (再)人権啓発用の町内回覧板を希望する町内会に配布する(450冊)。	(再)市ホームページのほか、12月の人権週間に合わせて広報上越12月号への掲載やエフエム上越の放送などで人権に関する情報を市民に提供した。 (再)人権啓発用リーフレットを市民セミナーや地域人権懇談会などの機会を捉えて市民に配布し、市民の人権感覚と差別解消の意識を高めた。(600部)。 (再)人権啓発用町内回覧板を希望町内会に配布し、人権啓発及び本人通知制度登録を促した(300冊)。	A	継続		(再)12月の人権週間に合わせ、広報上越12月号やエフエム上越の放送などで人権・同和問題に関する各種情報を提供するとともに、市ホームページでも随時提供する。 (再)人権啓発用のリーフレットを機会を捉えて市民に配布する(600部)。 (再)人権啓発用の町内回覧板を希望する町内会に配布する(300冊)。	
			高齢者支援課	(再)地域包括支援センターの案内チラシの配布 ・高齢者の虐待等に関する相談対応の実施	・地域包括支援センターの職員が高齢者世帯を訪問した時や各種講座に参加した時に、地域包括支援センターの案内チラシを配布し、虐待や成年後見制度等の相談窓口について周知した。 (再)すこやかなくらし包括支援センター及び地域包括支援センターにおいて、高齢者の虐待等の相談に応じ、関係機関と連携しながら、必要な支援を行った。	A	(再)地域包括支援センターの案内チラシの配布 ・高齢者の虐待等に関する相談対応の実施	・地域包括支援センターの職員が高齢者世帯を訪問した時や各種講座に参加した時に、地域包括支援センターの案内チラシを配布し、虐待や成年後見制度等の相談窓口について周知した。 (再)高齢者支援課及び地域包括支援センターにおいて、高齢者の虐待等の相談に応じ、関係機関と連携しながら、必要な支援を行った。	A	継続		(再)地域包括支援センターの案内チラシの配布 ・高齢者の虐待等に関する相談対応の実施

上越市第5次人権総合計画 実施計画 第7章 高齢者の社会参加の推進と社会福祉の充実

第5次人権総合計画での位置付け			担当課	2023 (R5) 年度			2024 (R6) 年度			方向性	方向性の理由	2025 (R7) 年度
目的達成のための施策				事業計画	実施状況 (R5実績)	評価	事業計画	実施状況 (R6実績見込み)	評価			方向性を踏まえた事業計画(案)
	具体的な施策(目的)											
		実施施策										
第2節 人権教育・啓発の推進												
一		(1)市職員の資質の向上 市職員一人ひとりが、自らの職務や地域社会の中で、人権啓発の指導的役割を果たすことができるよう研修を実施します。	人権・同和対策室	(再)人権・同和問題に関する新規採用職員、係長級職員及び所属長職員の研修を実施する。	(再)人権問題全般の現状・課題等をテーマに職員研修を実施した。 新規採用職員研修①「人権に関する基本的知識」(5月12日、44人参加) 新規採用職員研修②「同和問題に関する講演」(10月30日、52人参加) 係長級職員研修「地域の同和問題の歴史」及び「いま、部落問題は～インターネットと部落差別にふれて～」(10月10日、78人参加) 所属長職員研修「性的マイノリティ研修 基礎からもう一步先へ」(1月25日、82人参加) 研修会を通して、人権・同和問題に対する理解を深めるとともに、人権意識を高めることで、組織として職務を遂行できるよう知識の習得を図った。	A	(再)人権・同和問題に関する新規採用職員、係長級職員及び所属長職員の研修を実施する。	(再)人権問題全般の現状・課題等をテーマに職員研修を実施した。 新規採用職員研修①「人権に関する基本的知識」 (5月9日、55人参加) 新規採用職員研修②「同和問題に関する講演」 (10月28日、54人参加) 係長級職員研修「地域の同和問題の歴史」及び「部落差別問題の現状と課題」 (11月13日、80人参加予定) 所属長職員研修 「(仮) インターネットによる人権侵害に関する講演」 (2月開催、90人参加予定) 研修会を通して、人権・同和問題に対する理解を深めるとともに、人権意識を高めることで、組織として職務を遂行できるよう知識の習得を図った。	A	継続	(再)人権・同和問題に関する新規採用職員、係長級職員及び所属長職員の研修を実施する。	
		(2)教職員の資質の向上 高齢化の進展を踏まえ、学校教育における福祉教育の推進を図る必要があります。このため、教職員の高齢者に対する人権意識を高めるための研修を実施します。	学校教育課	・年度の重点説明会、校内外の研修会や授業改善支援訪問、研究指定地区制度の取組等を通して、人権課題の1つとして高齢者の人権に対する教職員の意識向上を図る。	・重点説明会や授業改善支援訪問を通じて、高齢者の人権について、新潟県の人権課題の1つとして示し、計画的な部落問題学習、人権教育の取組を指導した。(6月～12月、3月、全小中学校)	A	・年度の重点説明会、校内外の研修会や授業改善支援訪問、研究指定地区制度の取組等を通して、人権課題の1つとして高齢者の人権に対する教職員の意識向上を図る。	・重点説明会や授業改善支援訪問を通じて、高齢者の人権について、新潟県の人権課題の1つとして示し、計画的な部落問題学習、人権教育の取組を指導した。(6月～12月、2月、全小中学校)	A	継続	・年度の重点説明会、校内外の研修会や授業改善支援訪問、研究指定地区制度の取組等を通して、人権課題の1つとして高齢者の人権に対する教職員の意識向上を図る。	
		(3)学習と交流の機会の充実 地域住民に身近な公民館等社会教育施設を活用し、高齢者のニーズ・課題に応じた学びや交流の機会となる事業を行います。また、高齢者のもつ優れた知識・経験を生かすことのできる世代間の相互交流や地域の連帯感を高める活動を推進します。	社会教育課	・地域住民のニーズに応じ、学びの意欲を高めたり交流の輪を広めたりする講座や、世代間の交流を図る講座等を実施する。	・各地区で地域資源や地域の人材を生かした事業に取り組み、人づくり、地域づくりを推進した。 ・学びの意欲を高め交流の輪を広める趣味・教養講座や、世代間交流を図る青少年教育活動事業を実施した。(109事業、317回開催、延べ4,208人受講)	A	・誰もが生涯にわたって学ぶことができる機会を提供し、主体的な学びへの意欲を高め、交流の輪を広げるきっかけとなる講座等を実施する。(108事業、331回開催予定)	・各地区で地域資源や地域の人材を生かした事業に取り組み、人づくり、地域づくりを推進した。 ・誰もが生涯にわたって学ぶことができる機会を提供し、主体的な学びへの意欲を高め、交流の輪を広げるきっかけとなる講座等を実施した。(108事業、331回開催予定)	A	継続	・誰もが生涯にわたって学ぶことができる機会を提供し、主体的な学びへの意欲を高め、交流の輪を広げるきっかけとなる講座等を実施する。	
		(4)人権啓発の推進 高齢者の人権について、高齢者も含めた市民の理解を深め、高齢者に対する偏見や差別、虐待を解消するため、人権啓発DVDを活用した「地域人権懇談会」の実施や広報上越、市ホームページによる啓発活動を推進します。	人権・同和対策室	(再)人権啓発DVDを活用した「地域人権懇談会」を実施する。 (再)12月の人権週間に合わせ、広報上越12月号やエフエム上越の放送などで人権・同和問題に関する各種情報を提供するとともに、市ホームページでも随時提供する。	(再)人権啓発DVDを活用した「地域人権懇談会」を民生委員児童委員協議会や事業所等で実施し、市民の差別を許さない人権感覚と差別解消の意識を高めた(8回、136人参加)。 (再)市ホームページのほか、12月の人権週間に合わせて広報上越12月号への掲載やエフエム上越の放送などで人権に関する情報を市民に提供した。	A	(再)人権啓発DVDを活用した「地域人権懇談会」を実施する(7回)。 (再)12月の人権週間に合わせ、広報上越12月号やエフエム上越の放送などで人権・同和問題に関する各種情報を提供するとともに、市ホームページでも随時提供する。	(再)人権啓発DVDを活用した「地域人権懇談会」を民生委員児童委員協議会や事業所等で実施し、市民の差別を許さない人権感覚と差別解消の意識を高めた(7回、100人参加見込)。 (再)市ホームページのほか、12月の人権週間に合わせて広報上越12月号への掲載やエフエム上越の放送などで人権に関する情報を市民に提供した。	A	継続	(再)人権啓発DVDを活用した「地域人権懇談会」を実施する(7回)。 (再)12月の人権週間に合わせ、広報上越12月号やエフエム上越の放送などで人権・同和問題に関する各種情報を提供するとともに、市ホームページでも随時提供する。	
				高齢者支援課	(再)地域包括支援センターの案内チラシの配布 (再)高齢者の虐待等に関する相談対応の実施	(再)地域包括支援センターの職員が高齢者世帯を訪問した時や各種講座に参加した時に、地域包括支援センターの案内チラシを配布し、虐待や成年後見制度等の相談窓口について周知した。 (再)すこやかなくらし包括支援センター及び地域包括支援センターにおいて、高齢者の虐待等の相談に応じ、関係機関と連携しながら、必要な支援を行った。	A	(再)地域包括支援センターの案内チラシの配布 (再)高齢者の虐待等に関する相談対応の実施	(再)地域包括支援センターの職員が高齢者世帯を訪問した時や各種講座に参加した時に、地域包括支援センターの案内チラシを配布し、虐待や成年後見制度等の相談窓口について周知した。 (再)高齢者支援課及び地域包括支援センターにおいて、高齢者の虐待等の相談に応じ、関係機関と連携しながら、必要な支援を行った。	A	継続	(再)地域包括支援センターの案内チラシの配布 (再)高齢者の虐待等に関する相談対応の実施

上越市第5次人権総合計画 実施計画 第7章 高齢者の社会参加の推進と社会福祉の充実

第5次人権総合計画での位置付け			担当課	2023 (R5) 年度			2024 (R6) 年度			方向性	方向性の理由	2025 (R7) 年度
目的達成のための施策				事業計画	実施状況 (R5実績)	評価	事業計画	実施状況 (R6実績見込み)	評価			方向性を踏まえた事業計画 (案)
	具体的な施策 (目的)											
		実施施策										
第3節 社会参加の推進												
—		(1)シルバー人材センターの支援 高齢者の就業機会を確保するため、豊富な人生経験や知識、技能を地域社会に生かすシルバー人材センターの支援を行います。	高齢者支援課	・シルバー人材センターが行う高齢者への就業機会の提供を通じて、活力ある地域づくりの推進の一翼を担う高齢者の活動と活躍の場づくりにつながるよう支援する。 補助額:17,801千円	・シルバー人材センターが行う高齢者への就業機会の提供を通じて、活力ある地域づくりの推進の一翼を担う高齢者の活動と活躍の場づくりにつながるよう支援した。 補助額:17,801千円	A	・シルバー人材センターが行う高齢者への就業機会の提供を通じて、活力ある地域づくりの推進の一翼を担う高齢者の活動と活躍の場づくりにつながるよう支援する。 補助額:17,801千円	・シルバー人材センターが行う高齢者への就業機会の提供を通じて、活力ある地域づくりの推進の一翼を担う高齢者の活動と活躍の場づくりにつながるよう支援した。 補助額:17,801千円	A	継続	・シルバー人材センターが行う高齢者への就業機会の提供を通じて、活力ある地域づくりの推進の一翼を担う高齢者の活動と活躍の場づくりにつながるよう支援する。 補助額:17,801千円	
		(2)社会参加の機会確保 生きがいと健康づくりを推進する多様な事業を実施するとともに、老人クラブやシルバー人材センターへの助成を実施します。また、高齢者が現役時代に磨き上げてきた知識や経験、技能など、かけがえのない力を活力ある地域づくりに役立てるための仕組みづくりを検討し、高齢者の活躍の場を創出します。	高齢者支援課	・高齢者の生きがいと健康づくりのための高齢者趣味講座や作品展、スポーツ大会等の実施 ・老人クラブ活動費の一部を補助、老人クラブ相談窓口の実施 ・老人クラブ連合会とともに、活動の活性化を図り、積極的な社会参加を促すための取組について、検討を行う。 (再)高齢者に対し、就労を通じて生きがいの場を提供するシルバー人材センターを支援することにより、高齢者の就業機会の創出と地域社会の活性化を推進	・高齢者趣味講座や作品展、スポーツ大会等の実施 高齢者趣味講座 (延受講者:7,247人) シニアセンター (入館者:2,194人) シニア作品展 (出展:313点、来場者:1,234人) シニアスポーツ大会 (11区 1,838人) シニアゲートボール大会等 (6区264人) ・老人クラブへの支援を拡充し補助 (老人クラブ連合会加入クラブ 175団体、老人クラブ連合会に加入しない団体41団体)、老人クラブ相談窓口の実施 ○単位老人クラブへの補助金 加入クラブ交付額:11,272千円 未加入団体交付額:955千円 ○老人クラブ連合会への補助金 活動費交付額:4,986千円 事業費交付額:200千円 ・市老人クラブ連合会と高齢者の活躍の場の創出に向けた意見交換会の実施した。(8月24日) (再)シルバー人材センターが行う高齢者への就業機会の提供を通じて、活力ある地域づくりの推進の一翼を担う高齢者の活動と活躍の場づくりにつながるよう支援した。 補助額:17,801千円	A	・高齢者の生きがいと健康づくりのための高齢者趣味講座や作品展、スポーツ大会等の実施 ・老人クラブ活動費の一部を補助、老人クラブ相談窓口の実施 ・老人クラブ連合会とともに、活動の活性化を図り、積極的な社会参加を促すための取組について、検討を行う。 (再)高齢者に対し、就労を通じて生きがいの場を提供するシルバー人材センターを支援することにより、高齢者の就業機会の創出と地域社会の活性化を推進	・高齢者趣味講座や作品展、スポーツ大会等の実施 高齢者趣味講座 (延受講者:22,299人) シニア作品展 (出展:322点、来場者:896人) シニアスポーツ大会 (9区1,541人) シニアゲートボール大会等 (5区193人) ・老人クラブへの支援を拡充し補助 (老人クラブ連合会加入クラブ 175団体、老人クラブ連合会に加入しない団体41団体)、老人クラブ相談窓口の実施 ○単位老人クラブへの補助金 加入クラブ交付額:11,272千円 未加入団体交付額:955千円 ○老人クラブ連合会への補助金 活動費交付額:4,145千円 事業費交付額:200千円 ・市老人クラブ連合会と高齢者の活躍の場の創出に向けた意見交換会の実施した。(7月26日) (再)シルバー人材センターが行う高齢者への就業機会の提供を通じて、活力ある地域づくりの推進の一翼を担う高齢者の活動と活躍の場づくりにつながるよう支援した。 補助額:17,801千円	A	継続	・高齢者の生きがいと健康づくりのための高齢者趣味講座や作品展、スポーツ大会等の実施 ・老人クラブ活動費の一部を補助、老人クラブ相談窓口の実施 ・老人クラブ連合会とともに、活動の活性化を図り、積極的な社会参加を促すための取組について、検討を行う。 (再)高齢者に対し、就労を通じて生きがいの場を提供するシルバー人材センターを支援することにより、高齢者の就業機会の創出と地域社会の活性化を推進する。	
		(3)相互で助け合う体制づくりの促進 ボランティアによる高齢者相互や地域における助け合い体制の構築を支援します。	高齢者支援課	・有償ボランティア制度の訪問型サービスBの実施 ・ボランティア養成講座を6回実施するとともに、訪問型サービスBの担い手登録の人等を対象に、担い手フォローアップ講座を2回実施	・訪問型サービスB担い手養成講座を受講した有償ボランティアが利用者宅を訪問し、生活支援サービス(話し相手や安否確認、家事援助)を提供した。 R5延べ利用者数:388人 ・ボランティア養成講座を6回、担い手フォローアップ講座を2回開催。	A	・有償ボランティア制度の訪問型サービスBの実施 ・ボランティア養成講座を6回実施するとともに、訪問型サービスBの担い手登録の人等を対象に、担い手フォローアップ講座を2回実施	・訪問型サービスB担い手養成講座を受講した有償ボランティアが利用者宅を訪問し、生活支援サービス(話し相手や安否確認、家事援助)を提供した。 R6延べ利用者数:400人見込 ・ボランティア養成講座を6回、担い手フォローアップ講座を2回開催。	A	継続	・有償ボランティア制度の訪問型サービスBの実施 ・ボランティア養成講座を6回実施するとともに、訪問型サービスBの担い手登録の人等を対象に、担い手フォローアップ講座を2回実施	
		(4)ユニバーサルデザインの推進 高齢者が安全・安心で快適に利用できる施設整備を行うとともに、施設管理者や事業者が利用者に配慮した運営・管理等の取組を促進します。	多文化共生課	(再)新潟県福祉のまちづくり条例に基づく整備基準等及び公共建築物ユニバーサルデザイン指針に基づく確認・指導を実施する。	(再)障害のある人や高齢者等に配慮した施設となるよう施設整備を実施し、利用者しやすい施設となるよう努めた。 ○新潟県福祉のまちづくり条例に基づく整備基準審査 協議件数:12件 適合施設:1件 ○上越市公共建築物ユニバーサルデザイン指針に基づく協議 協議件数:53件 適合施設:51件	A	(再)新潟県福祉のまちづくり条例に基づく整備基準等及び公共建築物ユニバーサルデザイン指針に基づく確認・指導を実施する。	(再)障害のある人や高齢者等に配慮した施設となるよう施設整備を実施し、利用者しやすい施設となるよう努めた。 ○新潟県福祉のまちづくり条例に基づく整備基準審査 協議件数:7件見込 適合施設:1件見込 ○上越市公共建築物ユニバーサルデザイン指針に基づく協議 協議件数:32件見込 適合施設:32件見込	A	継続	(再)新潟県福祉のまちづくり条例に基づく整備基準及び公共建築物ユニバーサルデザイン指針に基づく確認・指導を実施する。	
			高齢者支援課	・介護保険制度における住宅改修費の支給 ・高齢者向け住宅リフォーム補助金の支給	・居宅介護住宅改修費の支給件数:432件 ・介護予防住宅改修費の支給件数:313件 ・高齢者向けリフォーム補助金の支給件数:47件	A	・介護保険制度における住宅改修費の支給 ・高齢者向け住宅リフォーム補助金の支給	・居宅介護住宅改修費の支給件数:396件見込 ・介護予防住宅改修費の支給件数:276件見込 ・高齢者向けリフォーム補助金の支給件数:54件見込	A	継続	・介護保険制度における住宅改修費の支給及び高齢者向け住宅リフォーム補助金の支給を継続して実施する。	

上越市第5次人権総合計画 実施計画 第7章 高齢者の社会参加の推進と社会福祉の充実

第5次人権総合計画での位置付け			担当課	2023(R5) 年度			2024(R6) 年度			方向性	方向性の理由	2025(R7) 年度	
目的達成のための施策				事業計画	実施状況(R5実績)	評価	事業計画	実施状況(R6実績見込み)	評価			方向性を踏まえた事業計画(案)	
具体的な施策(目的)													
実施施策													
第4節 社会福祉の充実													
－	(1)地域包括支援センターの運営 身近な地域の相談機関である地域包括支援センターにおいて、高齢者の日常生活や介護、健康等の相談に応じるとともに、関係機関と連携し必要な支援につなげます。また、地域ケア推進会議を開催し、高齢者が地域において自立した日常生活を継続できるよう、地域の支援者と連携しながら見守り等の必要な支援体制を整備します。	高齢者支援課	(再)地域包括支援センターにおける高齢者の相談支援を実施 ・地域ケア推進会議の開催	(再)高齢者支援課及び地域包括支援センターにおいて、高齢者の介護や健康等の相談に応じ、関係機関と連携しながら、必要な支援を行った。 ・地域ケア推進会議において、町内会長や民生委員・児童委員、医療・福祉・介護関係者と、高齢者や障害のある人等の現状・課題を共有し、地域のネットワークづくりを進めた。 (地域ケア推進会議開催回数:33回)	A	(再)地域包括支援センターにおける高齢者の相談支援を実施 ・地域ケア推進会議の開催	(再)高齢者支援課及び地域包括支援センターにおいて、高齢者の虐待等の相談に応じ、関係機関と連携しながら、必要な支援を行った。 ・地域ケア推進会議において、町内会長や民生委員・児童委員、医療・福祉・介護関係者と、高齢者のくらしの現状・課題を共有し、地域のネットワークづくりを進めた。 (地域ケア推進会議開催回数:12回予定)	A	継続		(再)地域包括支援センターにおいて、高齢者の介護や健康等の相談に応じ、関係機関と連携しながら、必要な支援を行う。 ・地域ケア推進会議において、町内会長や民生委員・児童委員、医療・福祉・介護関係者と、高齢者のくらしの現状・課題を共有し、地域のネットワークづくりを進める。 (地域ケア推進会議開催回数:12回予定)		
	(2)介護支援専門員の資質向上 支援が必要な人の自立支援や重度化防止につながるケアマネジメントができるように、研修を継続的・体系的に実施し、介護支援専門員の資質の向上に取り組めます。	高齢者支援課	・介護支援専門員への支援 ・介護支援専門員への定期的な研修会の開催 ・苦情・相談体制の整備 ・事業者間の連携促進	・居宅介護支援事業所向け研修会を実施した。(1回) ・地域包括支援センターにおいて、介護支援専門員研修会を実施し、資質向上を図った。(18回)	A	・介護支援専門員への支援 ・介護支援専門員への定期的な研修会の開催 ・苦情・相談体制の整備 ・事業者間の連携促進	・居宅介護支援事業所向け研修会を実施した。(1回) ・地域包括支援センターにおいて、介護支援専門員研修会を実施し、資質向上を図った。(18回)	A	継続		・居宅介護支援事業所向け研修会を実施する。 ・地域包括支援センターにおいて、介護支援専門員研修会を実施し、資質向上を図る。		
	(3)介護保険運営協議会の開催 市民参加型の運営協議会を開催し、介護保険事業の運営状況や事業計画の見直し・策定に関する審議を行い、事業の円滑化を図ります。	高齢者支援課	・介護保険運営協議会の開催:5回	・介護保険運営協議会を5回開催した。 (5月24日、7月26日、10月25日、11月22日、12月6日)	A	・介護保険運営協議会の開催:2回	・11月に介護保険運営協議会を開催する予定。委員改選の年度であることから、令和6年度は1回の開催となる見込み。	A	継続		・市民参加型の運営協議会を開催し、介護保険事業の運営状況や事業計画の見直し・策定に関する審議を行い、事業の円滑化を図る。		
	(4)介護相談員派遣事業の実施 利用者相談や事業者との連携の中で、サービスの質の向上を図る「介護相談員派遣事業」を行います。	高齢者支援課	・新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、上半期は介護保険事業所に対する介護相談員派遣事業を中止し、下半期からの実施とする。 ・介護保険事業所に対し、介護相談員を派遣する。 訪問回数:96回	・上半期に新任介護相談員2人を養成したほか、定例会を4回開催し、介護相談員の情報共有を図った。 ・介護保険事業所に対し、介護相談員を派遣した。 訪問回数:95回(下半期に実施)	A	・介護保険事業所に対し、介護相談員を派遣する。 訪問回数:192回	・介護保険事業所に対し、介護相談員を派遣した。(165回見込)	B	継続		・利用者相談や事業者との連携の中で、サービスの質の向上を図るため介護保険事業所に対し、介護相談員を派遣する。 訪問回数:192回		
	(5)個別訪問型保健指導の実施 介護予防事業として、脳血管疾患や糖尿病などの発症予防や重症化予防のため、個別訪問型の保健指導を引き続き行います。	健康づくり推進課	・高齢者健康支援訪問の実施 訪問計画件数は約1,500件	・昨今新型コロナウイルス感染症や高齢者の就業率の増加に伴い、高齢者支援訪問に繋がらない実態があった。それを踏まえ事業の見直しを行い、令和5年11月以降事業所への新規対象者の委託を終了し、12月以降は市の保健師等の専門職が引き続き訪問を行った。訪問数682件。	C	・脳血管疾患や糖尿病などの発症予防や重症化予防のための訪問等を実施	・脳血管疾患や糖尿病などの発症予防や重症化予防のための訪問等を実施した。 (9月26日現在643件。訪問見込数990件)	A	継続		・脳血管疾患や心疾患などの発症予防や重症化予防のための訪問等を実施		
	(6)認知症初期集中支援チームの設置 認知症専門医、保健師、社会福祉士及び認知症地域支援専門員などで構成する認知症初期集中支援チームが、認知症の人やその家族の相談に応じ、専門医の受診や介護サービス等につなげます。	高齢者支援課	・認知症初期集中支援チームによる個別相談の実施 ・認知症サポーター養成講座の実施 ・キャラバンメイトの資質向上を図る研修会の開催	・認知症初期集中支援チームが、認知症に関する相談に応じ、専門医への受診や介護サービスの利用等につなげた。 (相談件数:54件) ・認知症サポーター養成講座を開催し、認知症の人やその家族を温かく見守り支援することのできる地域づくりを進めるため、その支えとなる認知症サポーターを養成した。 (講座開催数:60回、サポーター養成者数983人) ・キャラバンメイトを対象に、資質向上を図るための研修会を開催した。(研修会開催数:2回)	A	・認知症初期集中支援チームによる個別相談の実施 ・認知症サポーター養成講座の実施 ・キャラバンメイトの資質向上を図る研修会の開催	・認知症初期集中支援チームが、認知症に関する相談に応じ、専門医への受診や介護サービスの利用等につなげた。 (相談件数:50件見込) ・認知症サポーター養成講座を開催し、認知症の人やその家族を温かく見守り支援することのできる地域づくりを進めるため、その支えとなる認知症サポーターを養成した。 (講座開催数:70回、サポーター養成者数1,200人見込) ・キャラバンメイトを対象に、資質向上を図るための研修会を開催した。(研修会開催数:8月9日、47人)	A	継続		・認知症初期集中支援チームによる個別相談の実施 ・認知症サポーター養成講座の実施 ・キャラバンメイトの資質向上を図る研修会の開催		

上越市第5次人権総合計画 実施計画 第8章 子どもの人権の確保

第5次人権総合計画での位置付け		担当課	2023 (R5) 年度			2024 (R6) 年度			方向性	方向性の理由	2025 (R7) 年度
目的達成のための施策			事業計画	実施状況 (R5実績)	評価	事業計画	実施状況 (R6実績見込み)	評価			方向性を踏まえた事業計画(案)
具体的な施策(目的)											
実施施策											
第1節 人権擁護の確立											
—	(1)子ども・子育て支援総合計画の推進 『子ども・子育て支援総合計画』に位置付けた各種施策を着実に推進するため、子ども・子育て会議において進捗管理を行います。	こども家庭センター	・「上越市子ども・子育て会議」を3回開催し、子どもの権利に関する施策の取組状況等の審議を行う。	・「上越市子ども・子育て会議」を3回開催し、子どもの権利に関する施策の取組状況等の審議を行った。	A	・「上越市子ども・子育て会議」を3回開催し、子どもの権利に関する施策の取組状況等の審議を行う。	・「上越市子ども・子育て会議」を4回開催し、「こども計画」(計画期間:令和7年度～令和11年度)の策定や子どもの権利に関する施策の取組状況等の審議を行った。	A	継続		・「上越市子ども・子育て会議」を3回開催し、子どもの権利に関する施策の取組状況等の審議を行う。
	(2)子どもの虐待予防の推進 子どもの虐待防止を図るため、児童相談所や教育機関、警察署などの関係機関により構成する上越市要保護児童対策地域協議会を設置し、児童虐待の早期発見、早期支援に取り組むとともに、保育園や学校等の職員を対象に虐待対応研修会や市民啓発を行っていきます。 また、乳幼児健康診査や家庭訪問などの機会を通して、保健師や家庭児童相談員等が不安や負担感を抱える保護者への支援を行います。	こども家庭センター	(再)子どもの育ちに関する相談支援の実施 (再)子どもの虐待への早期発見・早期支援の実施 (再)市要保護児童対策地域協議会代表者会議の開催 (再)教職員や保育関係者等を対象とした、虐待対応等に関する研修会の実施 (再)市民を対象とした出前講座の実施 (再)関係者の連絡会議の開催	(再)すこやかなくらし包括支援センターにおいて、子どもの育ちに関する困り事を抱える家族の状況を丁寧に聞き取り、関係機関と連携しながら必要な支援を行った。 (再)子どもの虐待に関する相談については、専門職が実態を的確に把握し、児童相談所等の関係機関と連携しながら、早期の支援を行った。 (再)また、定期的に保育園や小中学校等と、子どもの虐待に関する情報を共有し、早期発見につなげるとともに、虐待の予防を図った。 (再)4月27日に要保護児童対策地域協議会代表者会議を開催し、各関係機関と児童虐待の現状を共有するとともに、支援や連携体制を確認した。 (再)子どもの虐待防止実務者研修会を実施した。 (再)児童虐待防止の普及啓発を目的に、市民等を対象に出前講座を実施した。 (再)保育園や小中学校等を対象に、虐待通告後の対応研修を実施した。(3回) (再)保育園、小中学校・高校等において、「子どもの虐待防止ハンドブックダイジェスト版」を活用した児童虐待対応研修を実施した。 (再)関係者の連絡会議の開催として、代表者会議1回、合同実務者会議2回、ブロック会議14回を実施した。	A	(再)子どもの育ちに関する相談支援の実施 (再)子どもの虐待への早期発見・早期支援の実施 (再)市要保護児童対策地域協議会代表者会議の開催 (再)教職員や保育関係者等を対象とした、虐待対応等に関する研修会の実施 (再)市民を対象とした出前講座の実施 (再)関係者の連絡会議の開催	(再)こども家庭センターにおいて、子どもの育ちに関する困り事を抱える家族の状況を丁寧に聞き取り、関係機関と連携しながら必要な支援を行った。 (再)子どもの虐待に関する相談については、専門職が実態を的確に把握し、児童相談所等の関係機関と連携しながら、早期の支援を行った。 (再)また、定期的に保育園や小中学校等と、子どもの虐待に関する情報を共有し、早期発見につなげるとともに、虐待の予防を図った。 (再)4月25日に要保護児童対策地域協議会代表者会議を開催し、各関係機関と児童虐待の現状を共有するとともに、支援や連携体制を確認した。 (再)子どもの虐待防止実務者研修会を実施した。 (再)児童虐待防止の普及啓発を目的に、市民等を対象に出前講座を実施した。 (再)保育園や小中学校等を対象に、虐待通告後の対応研修を実施した。(3回) (再)関係者の連絡会議の開催として、代表者会議1回、合同実務者会議2回、ブロック会議14回を実施した。	A	継続		(再)子どもの育ちに関する相談支援の実施 (再)子どもの虐待への早期発見・早期支援の実施 (再)市要保護児童対策地域協議会代表者会議の開催 (再)教職員や保育関係者等を対象とした、虐待対応等に関する研修会の実施 (再)市民を対象とした出前講座の実施 (再)関係者の連絡会議の開催
	(3)若竹寮の管理運営 「児童福祉法」に基づき、何らかの事情により社会的養護が必要な児童を養育し、自立のための援助を行う。	こども家庭センター	・様々な事情により社会的養護が必要な子どもを養育し、自立のための援助を行う。	・様々な事情により社会的養護が必要な子どもを養育し、自立のための援助を行った。	A	・様々な事情により社会的養護が必要な子どもを養育し、自立のための援助を行う。	・様々な事情により社会的養護が必要な子どもを養育し、自立のための援助を行った。	A	継続		・様々な事情により社会的養護が必要な子どもを養育し、自立のための援助を行う。
	(4)母子生活支援施設の運営 「児童福祉法」に基づき、配偶者のない母親またはこれに準ずる事情がある母親及びその児童を入所・保護するとともに、自立の促進のためにその生活を支援します。	こども家庭センター	・生活の支援が必要な母子世帯を保護し、施設での安全で安心な生活を確保しながら、早期に自立できるように支援する。	・生活の支援が必要な母子世帯を保護し、施設での安全で安心な生活を確保しながら、早期に自立できるように支援した。	A	・生活の支援が必要な母子世帯を保護し、施設での安全で安心な生活を確保しながら、早期に自立できるように支援する。	・生活の支援が必要な母子世帯を保護し、施設での安全で安心な生活を確保しながら、早期に自立できるように支援した。	A	継続		・生活の支援が必要な母子世帯を保護し、施設での安全で安心な生活を確保しながら、早期に自立できるように支援する。
	(5)生徒指導への支援 教職員が、児童・生徒の悩みの解消に向けた心のケアや児童・生徒の自主的・自治的な特別活動の推進を適切に指導できるようにカウンセリングや学級づくりの研修を実施します。	学校教育課	・いじめや不登校など、学校における諸課題の解決に向けた教職員の資質向上のための研修会を実施する。	・いじめや不登校など、学校における諸課題の解決に向けた教職員の資質向上のための研修会を実施し、課題解決の方策を意見交換できた(4回)。	A	・いじめや不登校など、学校における諸課題の解決に向けた教職員の資質向上のための研修会を実施する(4回)。	・いじめや不登校など、学校における諸課題の解決に向けた教職員の資質向上のための研修会を実施し、課題解決の方策を意見交換した(4回)。	A	継続		・いじめや不登校など、学校における諸課題の解決に向けた教職員の資質向上のための研修会を実施する(4回)。
	(6)やすづか学園運営費の補助 自然と地域の中での生活・学習を通して、子どもたちの傷ついた心を癒し、自信を取り戻して自立できるよう支援します。	福祉課	・やすづか学園の運営を支援するため、市社会福祉協議会への補助金を交付する。	・不登校に悩む子どもたちが自立した社会生活を送れるよう支援する「やすづか学園」に補助金を交付した。	A	・やすづか学園の運営を支援するため、市社会福祉協議会への補助金を交付する。	・不登校に悩む子どもたちが自立した社会生活を送れるよう支援する「やすづか学園」に補助金を交付した。	A	継続		・やすづか学園の運営を支援するため、市社会福祉協議会への補助金を交付する。
	(7)子育て関連施設等における相談の実施 保育園、こどもセンター及び子育てひろばにおいて、子育てに関する相談に常時応じるほか、専門員による相談室を定期的に開設します。	幼児保育課 こども家庭センター	・必要に応じて関係機関と連携しながら、保育園やこどもセンター等において子育て相談を実施する。	・必要に応じて関係機関と連携しながら、保育園やこどもセンター等において子育て相談を実施した。	A	・必要に応じて関係機関と連携しながら、保育園やこどもセンター等において子育て相談を実施する。	・必要に応じて関係機関と連携しながら、保育園やこどもセンター等において子育て相談を実施した。	A	継続		・必要に応じて関係機関と連携しながら、保育園やこどもセンター等において子育て相談を実施する。

上越市第5次人権総合計画 実施計画 第8章 子どもの人権の確保

第5次人権総合計画での位置付け			担当課	2023(R5) 年度			2024(R6) 年度			方向性	方向性の理由	2025(R7) 年度
目的達成のための施策				事業計画	実施状況 (R5実績)	評価	事業計画	実施状況 (R6実績見込み)	評価			方向性を踏まえた事業計画(案)
	具体的な施策(目的)											
		実施施策										
－		(8)子どもの悩み相談の実施 助産師による電話相談や学校訪問カウンセラーによる学校での教育相談、電話相談(子どもほっとライン)及び来所相談を実施し、思春期における不安の軽減や理解の普及、友人関係や生活の悩みの解消に向けた助言や支援を行います。 また、不登校児童・生徒教育支援室を開設し、不登校児童・生徒の社会的自立をめざした学校復帰や希望する進路実現のための助言や支援を行います。	こども家庭センター	・助産師による電話相談の実施(週4回)	・思春期保健事業を通じて、相談先を周知した。 ・助産師による電話相談を週4回実施した。(計190回)	A	・助産師による電話相談の実施(週4回)	・思春期保健事業を通じて、相談先を周知した。 ・助産師による電話相談を週4回実施した。(計190回見込)	A	継続		・助産師による電話相談の実施(週4回)
		学校教育課	・各相談事業を継続して実施するとともに、不登校の増加に対応して、不登校を生まない学校づくりと不登校のサインの早期把握と適切な初期対応の取組を実施する。	・学校訪問カウンセラー10人による学校訪問相談、24時間相談電話「子どもほっとライン」、教育相談所での来所相談、教育支援室指導員による不登校相談を実施し、子どもや保護者の悩みの解消に努めた。(相談件数1,223件) ・不登校への適切な対応を啓発する保護者のためのリーフレットを小学校1年生の保護者に配付した。 ・不登校児童生徒適応指導教室の名称を教育支援室子ども未来サポートCoCoMoに改め、学校以外のもう一つの居場所に相応しいものにした。 ・電子メール相談を開設し、聴覚障がいやコミュニケーション障害等がある人にも対応できるようにした。	A	・学校訪問カウンセラーによる教育相談の実施 ・「子どもほっとライン」での電話相談の実施 ・来所相談、電子メール相談の実施 ・不登校児童生徒教育支援室での相談の実施 ・不登校への適切な対応を啓発する保護者のためのリーフレットの配付を継続 ・心理的安全性の高い集団作りの推進	・学校訪問カウンセラー10人による学校訪問相談、24時間相談電話「子どもほっとライン」、教育相談所での来所相談、教育支援室指導員による不登校相談を実施し、子どもや保護者の悩みの解消に取り組んだ。 ・電子メール相談を実施し、聴覚障がいやコミュニケーション障がい等がある人にも対応できるようにした。 ・不登校への適切な対応を啓発する保護者のためのリーフレットを小学校1年生の保護者に配付した。(1,312部) ・管理職を対象に、誰もが行きたくなるウェルビーイングな学校づくり研修を実施し、学校風土の改善に役立つようにした。	A	継続	・学校訪問カウンセラーによる教育相談を実施する。 ・「子どもほっとライン」での電話相談を実施する。 ・来所相談、電子メール相談を実施する。 ・不登校児童生徒教育支援室での相談を実施する。 ・不登校への適切な対応を啓発する保護者のためのリーフレットの配付について、小中学生の全保護者を対象に行う。 ・心理的安全性の高い、誰もが行きたくなるウェルビーイングな学校づくりを推進する。		
		(9)民生委員・児童委員、主任児童委員活動 常に住民の立場に立ち、子どもに関する相談・支援を実施します。	福祉課	・民生委員・児童委員、主任児童委員に必要な知識、技術習得、委員の資質向上のための研修会開催の支援を行う。	・各種研修会に出席しスキルの向上を図るとともに、子どもに関する相談や支援を行った。 (7月21日 上越市民児協連児童部会)	A	・民生委員・児童委員、主任児童委員に必要な知識、技術習得、委員の資質向上のための研修会開催の支援を行う。	・各種研修会に出席しスキルの向上を図るとともに、子どもに関する相談や支援を行った。 (7月16日 上越市民児協連児童部会)	A	継続		・民生委員・児童委員、主任児童委員に必要な知識、技術習得、委員の資質向上のための研修会開催の支援を行う。
		(10)JASTじょうえつあんしんサポートチーム 学校だけでは解決困難なケースに対し、学校が主体となって早期解決できるよう、チームによる支援を行います。	学校教育課	・指導主事やカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる学校への助言や支援、ケース会議への参加などを通して、学校だけでは解決が困難な事例についての支援を行う。	・指導主事やカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる学校への助言や支援、ケース会議への参加などを通して、学校だけでは解決が困難な事例についての支援を行った。	A	・指導主事やカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる学校への助言や支援、ケース会議への参加などを通して、学校だけでは解決が困難な事例についての支援を行う。	・指導主事やカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる学校への助言や支援、ケース会議への参加などを通して、学校だけでは解決が困難な事例についての支援を行った。	A	継続		・指導主事やカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる学校への助言や支援、ケース会議への参加などを通して、学校だけでは解決が困難な事例を支援する。
		(11)いじめ問題対策連絡協議会の運営 いじめ防止等のための対策についての協議や関係機関等相互の連絡調整を行いながら、いじめ防止等に係る施策の推進に必要と認められる事項について協議します。	学校教育課	・いじめ問題対策協議会の運営(2回)	・いじめ問題対策協議会を2回実施し、いじめ防止等のための対策の推進について協議することができた。	A	・いじめ問題対策協議会を2回運営し、市内のいじめの実態や様態を共有し、いじめ防止等のための対策の推進について協議する。	・いじめ問題対策協議会を2回実施し、いじめ防止等のための対策の推進について協議し、相互の連携を図った。	A	継続		・いじめ問題対策協議会を2回運営し、市内のいじめの実態や様態を共有し、いじめ防止等のための対策の推進を協議する。
		(12)いじめ防止対策等専門委員会の設置 重大事態発生時に教育委員会内に設置し、いじめ防止等のための対策について専門的知見からの調査研究や、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行います。	学校教育課	・いじめ防止対策等専門委員会の設置(1回+随時開催)	・いじめ防止対策等専門委員会を設置した。 ・2月に専門委員会を開催し、年度の市の取組を総括するとともに、次年度に向けての方向性を確認した。	A	・いじめ防止対策等専門委員会の設置し、年1回は開催し、いじめ防止等のための対策について専門的知見から調査及び研究する。	・いじめ防止対策等専門委員会を設置した。 ・専門委員会を開催し、年度の市の取組を総括するとともに、次年度に向けての方向性を確認した。(2月に開催予定)	A	継続		・いじめ防止対策等専門委員会を開催し、いじめ防止等のための対策について専門的知見から調査及び研究する。
		(13)いじめ問題再調査委員会の設置 市長部局に設置し、市長の諮問に応じて、いじめ防止対策等専門委員会の調査結果について必要な調査を行います。	総務課	・いじめ問題再調査委員会の設置(随時開催)	・いじめ問題の重大事態の発生はなかったため、開催実績はなし。	A	いじめ問題再調査委員会の設置(随時開催)	・いじめ問題の重大事態の発生はなかったため、開催実績はなし。	A	継続		いじめ問題再調査委員会の設置(随時開催)
		(14)性同一性障害に係る児童・生徒への的確な対応 「性同一性障害に係る児童・生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」(2015年4月30日文部科学省児童生徒課長通知)に基づき、対象となる児童・生徒にきめ細かに対応します。また、性同一性障害や性的指向に対する理解を深めるため、教職員を対象とした研修を実施します。	学校教育課	・人権課題への確かな理解を図るため、性的マイノリティについて学ぶ各種研修会、講演会等への参加要請ならびに、情報提供を行う。	・人権課題への確かな理解を図るため、性的マイノリティについて学ぶ人権・同和教育講座越佐にんげん学校(7月)への参加要請ならびに、情報提供を行った。市内10校(複数人参加校を含む)の参加があった。	A	・人権課題への確かな理解を図るため、性的マイノリティについて学ぶ各種研修会、講演会等への参加要請ならびに、情報提供を行う。	・人権課題への確かな理解を図るため、性的マイノリティについて学ぶ人権・同和教育講座越佐にんげん学校(7月)への参加要請ならびに、情報提供を行った。市内12校(複数人参加校を含む)の参加があった。	A	継続		・人権課題への確かな理解を図るため、性的マイノリティについて学ぶ各種研修会、講演会等への参加要請及び情報提供を行う。
人権・同和対策室	・市ホームページ等で性的少数者の理解を深めるための情報や、県・関係団体が主催する性的少数者に関する研修会等の開催情報を提供する。		・市のホームページで、性の多様性について理解を深めるための情報や、令和6年2月1日から開始した「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」について掲載した。また、他の自治体や人権団体主催による性的少数者に関する研修会等の開催情報を周知した。	A	・市ホームページ等で性的少数者の理解を深めるための情報や、県・関係団体が主催する性的少数者に関する研修会等の開催情報を提供する。	・市のホームページで、性の多様性について理解を深めるための情報や、令和6年2月1日から運用開始している「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」について掲載した。また、広報上越4月～6月の3回の連載や啓発チラシの配布、多様な性を考える人権問題をテーマとした市民セミナー「LGBT超基礎講座」の開催(6月29日、69人参加)により、性の多様性への理解を深めた。そのほか、他の自治体や人権団体主催による性的少数者に関する研修会等の開催情報を周知した。	A	継続	・市ホームページ等で性的少数者の理解を深めるための情報や、県・関係団体が主催する性的少数者に関する研修会等の開催情報を提供する。			

上越市第5次人権総合計画 実施計画 第8章 子どもの人権の確保

第5次人権総合計画での位置付け			担当課	2023 (R5) 年度			2024 (R6) 年度			方向性	方向性の理由	2025 (R7) 年度
目的達成のための施策				事業計画	実施状況 (R5実績)	評価	事業計画	実施状況 (R6実績見込み)	評価			方向性を踏まえた事業計画(案)
	具体的な施策(目的)											
		実施施策										
第2節 人権教育・啓発の推進												
	1 理解の普及と意識の啓発											
	(1)子どもの権利に関する啓発 広報上越や市ホームページなどを活用し、子どもの権利についての啓発活動を行うとともに、子ども、保護者、地域住民及び子どもとの関わりを持つ組織・団体に向けて「子どもの権利講座」を実施し、子どもの権利を大切にする意識づくりを推進します。	こども家庭センター	(再)広報上越、エフエム上越、市ホームページで子どもの権利に関する啓発を行う。	(再)広報上越11月号、10月31日放送のエフエム上越及び市ホームページで子どもの権利に関する啓発を行った。	A	(再)広報上越、エフエム上越、市ホームページで子どもの権利に関する啓発を行う。	(再)広報上越11月号、10月15日放送エフエム上越及び市ホームページで子どもの権利に関する啓発を行った。	A	継続		(再)広報上越、エフエム上越、市ホームページで子どもの権利に関する啓発を行う。	
	(2)「子どもの権利」の理解の普及と意識の啓発 人権問題に対する市民の正しい理解と認識を深め、差別意識の払拭を図るため、人権啓発DVDを活用した「地域人権懇談会」や小学校区単位で行っている「人権を考える講話会」を実施するとともに、講師派遣事業も実施します。 また、人権に関する図書及びビデオの貸し出しを行います。	人権・同和対策室	(再)人権啓発DVDを活用した「地域人権懇談会」を実施する(7回)。	(再)人権啓発DVDを活用した「地域人権懇談会」を民生委員児童委員協議会や事業所等で実施し、市民の差別を許さない人権感覚と差別解消の意識を高めた(8回、136人参加)。	A	(再)人権啓発DVDを活用した「地域人権懇談会」を実施する(7回)。	(再)人権啓発DVDを活用した「地域人権懇談会」を民生委員児童委員協議会や事業所等で実施し、市民の差別を許さない人権感覚と差別解消の意識を高めた(7回、100人参加見込)。	A	継続		(再)人権啓発DVDを活用した「地域人権懇談会」を実施する(7回)。	
		社会教育課	(再)市内小学校区を巡回して開催する人権を考える講話会の開催(16小学校区で開催予定) (再)人権・同和関係図書資料等の整備・貸出	(再)人権を考える講話会を開催し、地域住民に対する人権意識を高めた。(16小学校区、469人参加) (再)図書12冊を購入・蔵書に追加し、白山会館の人権図書コーナーに設置した。 (再)図書資料等の貸出情報を市ホームページで提供し、利用を促した。(図書43冊、DVD2巻貸出)	A	(再)市内小学校区を巡回して開催する人権を考える講話会の開催(16小学校区で開催予定) (再)人権・同和関係図書資料等の整備・貸出	(再)人権を考える講話会を開催し、地域住民に対する人権意識を高める。(16小学校区、470人参加見込) (再)図書15冊を購入・蔵書に追加し、白山会館の人権図書コーナーに設置した。 (再)図書資料等の貸出情報を市ホームページで提供し、利用を促した。(図書30冊、DVD3回貸出見込)	A	継続		(再)市内小学校区を巡回して開催する人権を考える講話会の開催(16小学校区で開催予定) (再)人権・同和関係図書資料等の整備・貸出	
	(3)虐待予防の啓発活動 子どもの虐待防止啓発を図るため、ポスターやリーフレットを公共施設、保育園、学校、病院等に配布するとともに、広報上越を活用し市民への啓発を行います。	こども家庭センター	・児童虐待防止に関するリーフレット等の配布、広報等による周知の実施	・4月に保育園等に虐待防止に関するポスターを配布した。 ・広報上越の8月号、11月号で虐待防止の啓発を行った。 ・11月の児童虐待予防推進月間に合わせ、エフエム上越やポスターやリーフレットで児童虐待予防の啓発を行った。 ・小中高校生に虐待防止のリーフレットを配布した。	A	・児童虐待防止に関するリーフレット等の配布、広報等による周知の実施	・保育園等に虐待防止に関するポスターを配布した。 ・広報上越の8月号、11月号で虐待防止の啓発を行った。 ・11月の児童虐待予防推進月間に合わせ、エフエム上越やポスターやリーフレットで児童虐待予防の啓発を行った。 ・小中高校生に虐待防止のリーフレットを配布した。	A	継続		・児童虐待防止に関するリーフレット等の配布、広報等による周知の実施	

上越市第5次人権総合計画 実施計画 第8章 子どもの人権の確保

第5次人権総合計画での位置付け		担当課	2023(R5)年度			2024(R6)年度			方向性	方向性の理由	2025(R7)年度
目的達成のための施策			事業計画	実施状況(R5実績)	評価	事業計画	実施状況(R6実績見込み)	評価			方向性を踏まえた事業計画(案)
具体的な施策(目的)	実施施策										
2	教育と学習										
	(1)子どもの権利学習プログラム『えがお』を使った学習の推進 小学校1年生から中学校3年生までの児童・生徒が、子どもの権利学習テキスト『えがお』を使用した学習を通じて、子ども自身の権利を学ぶ取組と、学習の内容を保護者にも波及させるための取組を継続します。	こども家庭センター	(再)市立小学校1年から中学校3年までの児童・生徒における「子どもの権利学習」を促進するため、各学校へ「子どもの権利学習」を11月～12月にかけて実施されるよう依頼するとともに、「子どもの権利学習テキスト『えがお』を送付する。	(再)市立小学校1年から中学校3年までの児童・生徒における「子どもの権利学習」を促進するため、各学校へ「子どもの権利学習」を11月～12月にかけて実施されるよう依頼するとともに、「子どもの権利学習テキスト『えがお』を送付した。	A	(再)市立小学校1年から中学校3年までの児童・生徒における「子どもの権利学習」を促進するため、各学校へ「子どもの権利学習」を11月～12月にかけて実施されるよう依頼するとともに、「子どもの権利学習テキスト『えがお』を送付する。	(再)市立小学校1年から中学校3年までの児童・生徒における「子どもの権利学習」を11月～12月にかけて実施されるよう依頼するとともに、「子どもの権利学習テキスト『えがお』を送付した。 ・ヤングケアラーへの理解を深めるため、「えがお」に説明を掲載し、啓発を行った。	A	継続	(再)市立小学校1年から中学校3年までの児童・生徒における「子どもの権利学習」を促進するため、各学校へ「子どもの権利学習」を11月～12月にかけて実施されるよう依頼するとともに、「子どもの権利学習テキスト『えがお』を送付する。	
	(2)市職員、保育関係職員の資質の向上 子どもの権利に十分配慮した対応、各施策への反映など、子どもと関わりの深い業務に従事している職員を対象に研修を実施し、職員の資質の向上に取り組みます。	こども家庭センター	(再)子どもの権利に関する職員研修会を実施する。	(再)子どもの権利に関する職員研修会を9月27日開催し、81人の参加があった。	A	(再)子どもの権利に関する職員研修会を実施する。	(再)子育てひろば職員を対象に子どもの権利に関する講演を行った。(7月5日、21人) (再)子どもの権利に関する職員研修会を開催し、職員の資質向上を図った(10月3日、92人参加見込)。	A	継続	(再)子どもの権利に関する職員研修会を実施する。	
	(3)就学前教育における人権教育の充実 幼稚園・保育園などの教育・保育目標に人権教育の視点を位置付け、多様な体験活動を通して豊かな心情や生命を尊重する心を育てる教育・保育を行います。 子どもを取り巻く環境、家庭・地域の教育力の現状を踏まえ、地域と連携して教育環境の整備を進めます。 子どもが権利主体として尊重される育成環境づくりを検討します。 人権教育の充実を図るために、研修により教職員の意識や資質の向上を図ります。	学校教育課	・重点目標「友だちとかかわりながら、自発的に遊びに取り組む子ども」を目指した教育活動の工夫と実践への助言 (再)学校運営協議会等と連携した地域との交流機会の推進 ・保護者からの育児相談等への対応による育成環境づくりへの支援	・定期公開等の折に、担当指導主事が訪問し、重点目標「友だちとかかわりながら、自発的に遊びに取り組む子ども」を目指した教育活動の工夫と実践への助言を行った。 (再)公開日が増え、学校運営協議会等と連携した地域との交流機が増えた。 ・保護者からの育児相談等へ適宜対応し、育成環境づくりへの支援を行った。	A	・重点目標「友だちとかかわりながら、自発的に遊びに取り組む子ども」を目指した教育活動の工夫と実践への助言 (再)学校運営協議会等と連携した地域との交流機会の推進 ・保護者からの育児相談等への対応による育成環境づくりへの支援	・定期公開等の折に、担当指導主事が訪問し、重点目標「友だちとかかわりながら、自発的に遊びに取り組む子ども」を目指した教育活動の工夫と実践への助言を行った。 (再)公開日が増え、学校運営協議会等と連携した地域との交流機が増えた。 ・保護者からの育児相談等へ適宜対応し、育成環境づくりへの支援を行った。	A	継続	・重点目標「友だちとかかわりながら、自発的に遊びに取り組む子ども」を目指した教育活動の工夫と実践への助言を行う。 (再)学校運営協議会等と連携した地域との交流を推進する。 ・保護者からの育児相談等への対応を通じた育成環境づくりへの支援を行う。	
		幼児保育課	(再)日常の保育業務を通じ、保育目標である「なかよくあそぶ子ども」を実践する。 (再)「地域活動事業」を通じ、行事等において地域住民との交流を行う。 (再)園児からの訴えや保護者からの育児相談等についての対応を学ぶため、子どもの権利に関する職員研修会に参加する。	(再)日常の保育業務を通じ、子どもの気持ちを尊重することを心がけながら、やりたいことを広げて遊びをさらに展開していけるよう取り組むことで、子どもたちが仲良しのびのびと遊ぶ保育を行った。 (再)公立保育園33園、私立保育園及び認定こども園18園で、「地域活動事業」を通じ、行事等において幅広い年齢層の地域住民と子どもたちとの交流を行った。 (再)9月27日開催の「子どもの権利及び児童虐待防止に関する研修会」に参加し、職員間で共有を図った。	A	(再)日常の保育業務を通じ、保育目標である「なかよくあそぶ子ども」を実践する。 (再)公立保育園34園、私立保育園及び認定こども園19園で、「地域活動事業」を通じ、行事等において地域住民との交流を行う。 (再)園児からの訴えや保護者からの育児相談等についての対応を学ぶため、子どもの権利に関する職員研修会に参加する。	(再)日常の保育業務を通じ、子どもの気持ちを尊重することを心がけながら、やりたいことを広げて遊びをさらに展開していけるよう取り組むことで、子どもたちが仲良しのびのびと遊ぶ保育を行った。 (再)公立保育園34園、私立保育園及び認定こども園19園で、「地域活動事業」を通じ、行事等において幅広い年齢層の地域住民と子どもたちとの交流を行った。 (再)10月3日開催の「子どもの権利及び児童虐待防止に関する研修会」に保育園職員34人が参加し、各園の職員間で共有を図った。	A	継続	(再)・日常の保育業務を通じ、保育目標である「なかよくあそぶ子ども」を実践する。 (再)・公立保育園、私立保育園及び認定こども園で、「地域活動事業」を通じ、行事等において地域住民との交流を行う。 (再)・園児からの訴えや保護者からの育児相談等についての対応を学ぶため、子どもの権利に関する職員研修会に参加する。	
	(4)子どもとかかわりをもつ大人に対する支援 民生委員・児童委員やPTAなど子どもとかかわりのある大人が、子どもをめぐる課題を把握し、子どもの権利についての理解を深めるための講座を実施します。	こども家庭センター	(再)PTAや民生委員・児童委員協議会に対するCAPじょうえつの派遣による、子どもの権利に関する講座を開催する。	(再)PTAや民生委員・児童委員協議会に対するCAPじょうえつの派遣による、子どもの権利に関する講座を6月に1回、11月に1回計2回開催した。	A	(再)PTAや民生委員・児童委員協議会に対するCAPじょうえつの派遣による、子どもの権利に関する講座を開催する。	(再)PTAや民生委員・児童委員協議会に対するCAPじょうえつの派遣による、子どもの権利に関する講座を9月に1回開催した。	A	継続	(再)PTAや民生委員・児童委員協議会に対するCAPじょうえつの派遣による、子どもの権利に関する講座を開催する。	
	(5)教職員研修の実施と子どもの権利学習への支援 子どもの権利に十分配慮した子どもとの信頼に基づく人間関係の構築、虐待・いじめの早期発見など、教職員の研修を実施します。 また、学校における人権教育を支援するため、学校教育実践上の重点説明会等において、人権教育への指導を行うほか、教育センターは子どもの権利研修を実施するとともに、「人権問題に関する研究会」への参加を奨励するなど、情報提供を行います。	学校教育課	・子どもとの信頼に基づく人間関係の構築、虐待・いじめの早期発見などについて教職員の理解を深めることを目的にした研修会を開催する。 ・学校教育実践上の重点説明会等において、人権教育への指導を行う。	・子どもとの信頼に基づく人間関係の構築、虐待・いじめの早期発見などについて教職員の理解を深めることを目的に「ゲートキーパー」を主題とした子どもの権利研修会を開催した。(7月7日、69人) (再)・実践の共有化を図るため、同和教育研究指定制度成果発表研修会を開催し、市内外の学校、行政、団体から参加があった。(2月8日、117人)また、「学校同和教育研修資料その43」の作成と市内全小中学校区及び上越地区の高等学校、関係団体等へ配付した。(3月、137団体・学校)	A	・子どもとの信頼に基づく人間関係の構築、虐待・いじめの早期発見などについて教職員の理解を深めることを目的にした研修会を開催する。 ・学校教育実践上の重点説明会等において、人権教育への指導を行う。	・子どもとの信頼に基づく人間関係の構築、虐待・いじめの早期発見などについて教職員の理解を深めることを目的に「ゲートキーパー」を主題とした子どもの権利研修会を開催した。(7月11日、71人) (再)実践の共有化を図るため、同和教育研究指定制度成果発表研修会を開催し、市内外の学校、行政、団体に参加を呼びかける。(2月6日、120人見込)また、「学校同和教育研修資料その44」の作成と市内全小中学校区及び上越地区の高等学校、関係団体等へ配付した。(3月、130団体・学校見込)	A	継続	・子どもとの信頼に基づく人間関係の構築、虐待・いじめの早期発見などについて教職員の理解を深める研修会を開催する。 ・学校教育実践上の重点説明会等において、人権教育への指導を行う。	

上越市第5次人権総合計画 実施計画 第8章 子どもの人権の確保

第5次人権総合計画での位置付け			担当課	2023(R5) 年度			2024(R6) 年度			方向性	方向性の理由	2025(R7) 年度
目的達成のための施策				事業計画	実施状況(R5実績)	評価	事業計画	実施状況(R6実績見込み)	評価			方向性を踏まえた事業計画(案)
	具体的な施策(目的)											
		実施施策										
第3節 社会参加の推進												
一		(1)子どもボランティア参加推進事業 子どもたちの社会参加の意欲を高めるため、小・中学校を通じて子どもたちが実践できるボランティア活動情報を提供し、子どもたちのボランティア活動への参加を促します。	地域政策課	・児童・生徒向けのボランティアだよりKid'sの発行(1回)	・子どもたちが実践できるボランティア活動情報を掲載した「ボランティアだよりKid's」を作成し、夏休み前に市内の小中学校を通じて全児童・生徒(72校、13,622人)へ配布し、子どもたちの社会参画意欲を高めた。(7月)	A	・児童・生徒向けのボランティアだよりKid'sの発行(1回)	・子どもたちが実践できるボランティア活動情報を掲載した「ボランティアだよりKid's」を作成し、夏休み前に市内の小中学校を通じて全児童・生徒(70校、13,242人)へ配布し、子どもたちの社会参画意欲を高めた。(7月)	A	継続	・子どもたちが実践できるボランティア活動情報を掲載した「ボランティアだよりKid's」を作成し、夏休み前に市内の小中学校を通じて全児童・生徒(67校、約13,000人)へ配布し、子どもたちの社会参画意欲を高める。(7月)	
		(2)キャリア教育における職場体験等の実施 人権感覚を養う学習の一環として、地域の方からの職業講話、職場体験、地域行事への参加、地域の職場見学等の体験活動を通して、児童・生徒が地域の方々と関わる教育を推進します。	学校教育課	・キャリアスタートウィークによる各中学校の実情に応じた職場体験、職業講話を実施する。 ・講師を派遣するマナー講習会を実施する。	・キャリアスタートウィークによる職場体験学習、職業講話を各中学校の実情に応じて全市立中学校(22校)で実施した。 ・講師を派遣するマナー講習会を全市立中学校(22校)で実施した。	A	・キャリアスタートウィークによる職場体験、職業講話を各中学校の実情に応じて、全市立中学校で実施する。 ・講師を派遣するマナー講習会を希望する中学校で実施する。	・キャリアスタートウィークによる職場体験学習を各中学校の実情に応じて全市立中学校(20校)で実施した。 ・講師を派遣するマナー講習会を市内19校の中学校で実施した。	A	継続	・キャリアスタートウィークによる職場体験、職業講話を各中学校の実情に応じて、全市立中学校で実施する。 ・講師を派遣するマナー講習会を希望する中学校で実施する。	
		(3)謙信KIDSプロジェクト 心豊かで、思いやりのある子どもの育成を進めるため、ふるさと上越の豊富で特色ある地域資源を活用した体験活動を実施します。	社会教育課	・市内小学校の全児童を対象に、様々な体験活動を提供し、市の特色について興味・関心を深めるとともに、異なる学年・学校の仲間との交流の場を提供する。	・市内小学校の全児童を対象に、様々な体験活動を提供したほか、市の特色について興味・関心を深めるとともに、異なる学年・学校の仲間との交流の場を提供した(17講座22コース、98回開催)。	A	・市内小学校の全児童を対象に、様々な体験活動を提供し、市の特色について興味・関心を深めるとともに、異なる学年・学校の仲間との交流の場を提供する。	・市内小学校の全児童を対象に、様々な体験活動を提供したほか、市の特色について興味・関心を深めるとともに、異なる学年・学校の仲間との交流の場を提供した(18講座22コース、98回開催見込)。	A	継続	・市内小学校の全児童を対象に、様々な体験活動を提供し、市の特色について興味・関心を深めるとともに、異なる学年・学校の仲間との交流の場を提供する。	
		(4)青少年教育活動事業 地域の子どもの対象に、地域資源及び地域の人材を活用した体験活動や交流を図る事業等を行います。	社会教育課	・地域資源及び地域の人材を活用した体験活動や交流等を通じて、子どもたちの豊かな心をはぐくむための事業を実施する。	・「学びの輪が 人をはぐくみ 地域を支えるまち」の実現に向け、各地区で、地域資源や人材をいかした体験活動や交流等を通じて、子どもたちの豊かな心をはぐくむ事業等に取り組み、人づくり、地域づくりを推進した。(49事業、122回開催、延べ1,864人受講)	A	・地域での学びや地域との関わりを通じて、主体的に学ぶことの楽しさや喜びを知り、子どもたちのチャレンジ精神とふるさとへの愛着を育てるための事業を実施する。(47事業、116回開催予定)	・「学びの輪が 人をはぐくみ 地域をつなぐ」姿の実現に向け、各地区で地域での学びや地域との関わりを通じて、子どもたちのチャレンジ精神とふるさとへの愛着を育てるための事業等に取り組み、人づくり、地域づくりを推進した。(47事業、116回開催予定)	A	継続	・「学びの輪が 人をはぐくみ 地域をつなぐ」姿の実現に向け、各地区で地域での学びや地域との関わりを通じて、子どもたちのチャレンジ精神とふるさとへの愛着を育てるための事業を実施する。	
		(5)家庭教育支援講座 保護者及び地域住民を対象に、家庭のもつ教育力を高める講演会等を実施します。	社会教育課	・子どもたちが健やかに育つよう家庭や地域における教育力の向上を図るための事業を実施する。	・保護者等を対象に、家庭の教育力向上や地域で子どもを育む大切さに関する講座を実施し、子どものすこやかな育ちを支えた。(19事業、23回開催、延べ437人受講)	A	・家庭、学校、地域が連携し、ともに学び、子どものすこやかな育ちを支えるための事業を実施する。(23事業、32回開催予定)	・保護者等を対象に、家庭の教育力向上や地域で子どもを育む大切さに関する講座を実施し、子どものすこやかな育ちを支えた。(23事業、32回開催予定)	A	継続	・保護者等を対象に、家庭の教育力向上や地域で子どもを育む大切さに関する講座を実施し、子どものすこやかな育ちを支えるための事業を実施する。	
		(6)青少年健全育成センター事業 青少年の非行防止及び若者育成支援事業等を充実し、健全育成を推進します。	青少年健全育成センター	・街頭指導により、非行や問題行動をする青少年の人数を減少させる。(「注意」「指導」した青少年数を500人以下にする) ・若者の居場所(Fit)を中核にし高校生期以降の若者とその保護者の支援を実施する。(支援者15人以上) ・支援内容の充実のために次の事業を推進する。 1 親の会の開催 2 若者支援機関や団体とのネットワークづくり	・街頭指導により、非行や問題行動をする青少年の人数が減少した。(「注意」「指導」した青少年数は134人) ・若者の居場所(Fit)を中核にし高校生期以降の若者とその保護者の支援を実施した。(支援者31人以上) ・支援内容の充実のために次の事業を推進した。 1 親の会の開催(6回)で 保護者39人の支援を行った。 2 若者支援機関や団体とのネットワークづくりに努め、他の関係機関と連携して28人の若者の支援に当たることができた。	A	・街頭指導により、非行や問題行動をする青少年の人数を減少させる。(「注意」「指導」した青少年数を500人以下にする) ・若者の居場所(Fit)を中核にし高校生期以降の若者とその保護者の支援を実施する。(支援者15人以上) ・支援内容の充実のために次の事業を推進する。 1 親の会の開催 2 若者支援機関や団体とのネットワークづくり	・138回、延べ500人の街頭指導により、青少年の非行や問題行動を抑止するとともに市民の意識を高めた。(「注意」「指導」した青少年数は200人、「愛の一声」は8,000人見込) ・若者の居場所「Fit」を中核にし高校生期以降の若者とその保護者の支援を実施した。(支援者21人) ・支援内容の充実のために次の事業を推進した。 1 親の会の開催(6回)で 保護者40人(見込)の支援を行った。 2 若者支援機関や団体とのネットワークづくりに努め、他の機関等と連携して20人(見込)の若者の支援に当たることができた。	A	継続	・51名の委員や高校・PTA等と連携した毎月の街頭指導により、青少年の非行や問題行動を抑止するとともに市民の意識の促進を図る。(「注意」「指導」した青少年数を500人以下、「愛の一声」8000人以上) ・若者の居場所(Fit)を中核にし高校生期以降の若者とその保護者の支援を実施する。(支援者20人以上) ・支援内容の充実のために次の事業を推進する。 1 親の会の開催(各月実施) 2 若者支援機関や団体との連携による支援	
		(7)地域青少年育成会議 地域の子どもは地域で育てるという視点に立ち、地域が主体的に考えて学校と連携した教育活動を行い、地域の総合的な教育力の向上をめざす地域青少年育成会議の活動を推進します。 小・中学校、地域及び家庭が、それぞれの役割を自覚し連携することにより、いじめ、不登校、非行等の問題の解決を図り、児童・生徒の健全育成をめざします。 青少年教育に関わる各機関や、民生委員・児童委員、主任児童委員、人権擁護委員、保護司等との連携強化を図ります。	社会教育課	・新型コロナウイルス感染症の感染予防対策を講じ、また、感染拡大状況を注視し、できる範囲で地域の青少年と大人が話合う活動を各地域で実施し、地域の課題解決や活性化等につなげる。 ・青少年の健全育成と地域の教育力の向上を図るため、各地域の青少年育成会議が、地域の多様な団体との連携により各種事業を実施する。	・地域と学校が連携・協働し、各地域に合った青少年の健全育成活動を推進するとともに、8月と2月に広報紙(各8,000部)を作成し、町内回覧及び市HPへの掲載により市民への周知を図った。 ・新任の地域学校協働活動推進員を対象に、制度の概要及び地域や学校との対話を円滑に進めるための研修会を行った。(7/6 18人参加) ・地域学校協働活動推進員を始めとする育成会議関係者に対し、地域と学校の連携、協働に対する研修等を行い、資質の向上を図った。(6月14日,8月30日,10月20日,11月24日,12月9日 計168人参加)	A	・地域と学校が連携・協働し、各地域に合った青少年の健全育成活動を推進するため、各地域の青少年育成会議が、地域の多様な団体との連携により各種事業を実施する。 【新任地域学校協働活動推進員研修会】年1回 【地域学校協働活動推進員研修会】年1回 【活動事例発表、意見交換会】年1回	・地域と学校が連携・協働し、各地域に合った青少年の健全育成活動を推進するとともに、9月と2月に広報紙(各8,000部)を作成し、町内回覧及び市HPへの掲載により市民への周知を図った。 ・就任1・2年目の地域学校協働活動推進員を対象に、制度の概要や求められる役割、地域と学校の関係づくりに関して研修会を実施し、理解促進と資質向上を図った。(7月2日、24人参加) ・地域学校協働活動推進員を始めとする育成会議関係者に対し、子どもの健全育成や地域と学校の連携・協働に対する研修を行い、資質の向上を図った。(6月20日、7月23日、8月8日 計 54人参加) ・活動事例発表及び意見交換会を実施し、情報共有と育成会議同士の連携強化を図ったほか、中学生にも参加を呼びかけ、学生の声を聞く機会とした。(12月8日、計60人参加見込)	A	継続	・地域と学校が連携・協働し、各地域に合った青少年の健全育成活動を推進するため、各地域の青少年育成会議が、地域の多様な団体との連携により各種事業を実施する。 【新任地域学校協働活動推進員研修会】年1回 【地域学校協働活動推進員研修会】年1回 【活動事例発表、意見交換会】年1回	

上越市第5次人権総合計画 実施計画 第8章 子どもの人権の確保

第5次人権総合計画での位置付け		担当課	2023 (R5) 年度			2024 (R6) 年度			方向性	方向性の理由	2025 (R7) 年度
目的達成のための施策			事業計画	実施状況 (R5実績)	評価	事業計画	実施状況 (R6実績見込み)	評価			方向性を踏まえた事業計画(案)
具体的な施策(目的)											
—	(8)安全教室 保育園児・幼稚園児とその保護者及び小学生を対象に、犯罪から自らの身を守るための方法などを指導します。	市民安全課	・保育園や小学校に対して安全教室(防犯教室)の開催を働きかけ、指導員等の派遣要請のあった保育園、幼稚園、学校等では、年代に応じた内容で実施する。 ・独自に指導・教育を実施している保育園などの取組実態を把握するため、年1回、教育内容の調査を行う。 ・全ての保育園・幼稚園、小学校において、防犯教育が行われている状態にする。	・地域安全支援員、安全教育指導員が保育園や小学校等に出向き、年代に応じた内容で防犯教室を実施した。 ・派遣要請のなかった保育園等に対しては、実施内容について調査し、全ての保育園・幼稚園、小学校において防犯教育が行われていることを確認した。 ※令和5年度実績:保育園など48園、小学校48校	A	・保育園や小学校に対して安全教室(防犯教室)の開催を働きかけ、指導員等の派遣要請のあった保育園、幼稚園、学校等では、年代に応じた内容で実施する。 ・独自に指導・教育を実施している保育園などの取組実態を把握するため、年1回、教育内容の調査を行う。 ・全ての保育園・幼稚園、小学校において、防犯教育が行われている状態にする。	・地域安全支援員、安全教育指導員が保育園や小学校等に出向き、年代に応じた内容で防犯教室を実施した。 ・派遣要請のなかった保育園等に対しては、実施内容について調査し、全ての保育園・幼稚園、小学校において防犯教育が行われていることを確認した。 ※全ての保育園、幼稚園、小学校にて実施されている状況を確認予定。	A	継続	・保育園や小学校に対して安全教室(防犯教室)の開催を働きかけ、指導員等の派遣要請のあった保育園、幼稚園、学校等では、年代に応じた内容で実施する。 ・独自に指導・教育を実施している保育園などの取組実態を把握するため、年1回、教育内容の調査を行う。 ・全ての保育園・幼稚園、小学校において、防犯教育が行われている状態にする。	
	(9)110ばん協力車制度 市民や市内事業所等に「110 ばん協力車」のステッカー貼付した車での「ながらパトロール」への協力を依頼し、犯罪の抑止効果と防犯意識の啓発を図ります。	市民安全課	・110ばん協力車によるながらパトロールに参加してもらうため、市ホームページや安全教室(成人対象)での広報の他、上越市防犯の日・防犯週間の機会を通じ制度を広く周知し、参加者の拡充を図る。	・市ホームページでの広報のほか、上越市防犯の日、防犯週間に合わせて町内会、事業所、小中学校等に対して防犯活動の一環として110ばん協力車への登録を呼びかけを実施した。 ※令和5年度実績:6,088台	A	・110ばん協力車によるながらパトロールに参加してもらうため、市ホームページや安全教室での広報の他、上越市防犯の日・防犯週間の機会を通じ制度を広く周知し、参加者の拡充を図る。	・市ホームページでの広報のほか、上越市防犯の日、防犯週間に合わせて町内会、事業所、小中学校等に対して防犯活動の一環として110ばん協力車への登録を呼びかけを実施し犯罪の抑止効果と防犯意識の啓発を図った。 ※令和6年度実績:6,095台見込	A	継続	・110ばん協力車によるながらパトロールに参加してもらうため、市ホームページや安全教室での広報の他、上越市防犯の日・防犯週間の機会を通じ制度を広く周知し、参加者の拡充を図る。	
	(10)安全安心まちづくり推進パトロール 犯罪の抑止と防犯意識の啓発を図るため、市の青色パトロール車で職員が公務外出時に地域内の巡回を行います。	市民安全課	・青色回転灯を装着した防犯パトロール車(公用車15台)で職員が地域内を巡回する。	・青色回転灯を装着した防犯パトロール車(公用車15台)で職員が地域内を巡回したが9月以降は14台で地域内を巡回した。(大潟区の青色防犯パトロール車両が故障のため廃車となったため。)※令和5年度実績:51,084km	B	・青色回転灯を装着した防犯パトロール車(公用車15台)で職員が地域内を巡回する。	・青色回転灯を装着した防犯パトロール車(公用車15台)で職員が地域内を巡回した。 ・9月末までは14台で地域内を巡回した。(大潟区青色防犯パトロール車両の廃車のため) ・防犯パトロールを実施し、防犯意識の啓発を図った。 ※令和6年度実績:51,000km見込	B	継続	・青色回転灯を装着した防犯パトロール車(公用車15台)で職員が地域内を巡回する。	
	(11)安全メール 登録者に対し、パソコンや携帯電話のメール機能を利用して、災害や防犯、火災、交通安全、その他(クマ、サルの出没等)の情報を発信します。	市民安全課	・防犯、防災、火災、交通安全等の情報を迅速かつ確実に配信する。 ・各種広報媒体や高齢者世帯訪問等で登録を呼び掛ける。 ・啓発チラシを配布する対象を拡大し、新規登録者を増やす。 ・メールに加え、市公式LINE、SNS (Facebook及びTwitter(市公式Twitterとの連携含む))による情報発信など、多様な手段による情報発信を行う。	・市内で発生した火災や防犯・交通安全等の注意喚起、災害に関する情報等を適時的確に発信した。 ・高齢者世帯訪問時や防犯教室での保護者等へのチラシ配布により、登録の促進を図った。 ・情報を得る手段の多様化(X(旧Twitter)、Facebook、LINEの普及)等に対応した。 ※令和5年度実績:32,400件	A	・防犯、防災、火災、交通安全等の情報を迅速かつ確実に配信する。 ・各種広報媒体や高齢者世帯訪問等で登録を呼び掛ける。 ・啓発チラシを配布する対象を拡大し、新規登録者を増やす。 ・メールに加え、市公式LINE、SNS (Facebook及びX(旧Twitter))による情報発信など、多様な手段による情報発信を行う。	・市内で発生した火災や防犯・交通安全等の注意喚起、災害に関する情報等を適時的確に発信した。 ・高齢者世帯訪問時や防犯教室の参加者へのチラシ配布により、登録の促進を図った。 ・情報を得る手段の多様化(X(旧Twitter)、Facebook、LINEの普及)等に対応した。 ・安全メール登録数は、SNSを含め34,000件見込	A	継続	・防犯、防災、火災、交通安全等の情報を迅速かつ確実に配信する。 ・各種広報媒体や高齢者世帯訪問等で登録を呼び掛け、新規登録者を増やす。 ・メールに加え、市公式LINE、SNS (Facebook及びX(旧Twitter))による情報発信など、多様な手段による情報発信を行う。	
	(12)日本語支援事業 早期の学校適応を図るため、外国人や帰国児童・生徒等に対し、日本語学習支援を行います。	学校教育課	・日本語支援が必要な児童生徒に対し遅延なく講師の派遣を行う。	・日本語支援が必要な児童生徒に対し、講師又は支援員を派遣した。(小学生45人、中学生18人、計63人:3月末時点) ・対象児童が特に多い小学校に学年1台の翻訳専用機を配備した。	A	・学校の要請に応じて講師を派遣し必要とする児童生徒に対し日本語指導を実施する。 ・学校生活への適応や学習支援のため翻訳専用機の配備を進める。	・市が任用する日本語支援員の配置校3校のほか、要請のあった全ての小・中学校に対して日本語支援講師を派遣し、計18校・60人見込の児童生徒に対して日本語支援を実施した。 ・対象児童生徒が特に多い小・中学校3校に、翻訳専用機を配備した。	A	継続	・学校の要請に応じて講師を派遣し必要とする児童生徒に対し日本語指導を実施する。 ・学校生活への適応や学習支援のため翻訳専用機の配備を進める。	
(13)学校運営協議会制度(コミュニティ・スクールの推進) 市立の全小・中学校及び幼稚園をコミュニティ・スクールとして、校長、教職員、保護者、地域住民、学識経験者などで構成する「学校運営協議会」を設置します。協議会では、学校運営の基本方針の承認、教育活動に関する意見交換、学校評価などを行い、地域とともにある学校づくりを進めます。この取組を通して、児童・生徒が地域の人から学んだり、地域に出て活動したりする教育活動がしやすくなり、児童・生徒の社会参画への関心を高めます。	学校教育課	・教職員や学校運営協議会委員を対象とした研修を実施することを通して、児童・生徒が地域とかかわり地域との結びつきを深めたりする教育活動推進の働きかけを行う。	・各校もしくは各中学校区における学校運営協議会では、生活科・総合的な学習の時間、キャリア教育、ボランティア活動等において、子どもが地域とつながる体験活動を支援する働きかけを行った。 ・市内全70学校園で地域の人・もの・ことを活用した教育活動を展開することができた。	A	・教職員や学校運営協議会委員を対象とした研修を実施することを通して、児童・生徒が地域とかかわり地域との結びつきを深めたりする教育活動推進の働きかけを行う。	・各校もしくは各中学校区における学校運営協議会では、生活科・総合的な学習の時間、キャリア教育、ボランティア活動等において、子どもが地域とつながる体験活動を支援する働きかけを行った。 ・市内全68学校園で地域の人・もの・ことを活用した教育活動を展開することができた。	A	継続	・教職員や学校運営協議会委員を対象とした研修を実施することを通して、児童・生徒が地域とかかわり地域との結びつきを深めたりする教育活動推進の働きかけを行う。		

上越市第5次人権総合計画 実施計画 第8章 子どもの人権の確保

第5次人権総合計画での位置付け		担当課	2023 (R5) 年度			2024 (R6) 年度			方向性	方向性の理由	2025 (R7) 年度
目的達成のための施策			事業計画	実施状況 (R5実績)	評価	事業計画	実施状況 (R6実績見込み)	評価			方向性を踏まえた事業計画(案)
具体的な施策(目的)											
実施施策											
第4節 社会福祉の充実											
—	(1)子どもの発達支援 子どもの発達に不安や悩みを抱える保護者の相談に対応するとともに、発達に遅れ等のある子どもの特性に応じた療育支援を行い、子どもがすこやかに育つことができる環境を整えます。また、就学に向けた切れ目のない支援により、小学校への円滑な移行を進めるほか、こども発達支援センターを利用する子どもを対象に一時保育を実施し、保護者の負担軽減を図ります。	こども発達支援センター	(再)子どもの発達に不安や悩みを抱える保護者の相談対応や、発達に遅れ等のある子どもの療育の実施 (再)国の制度に基づく児童発達支援及び保育所等訪問支援の実施 (再)就学に向けた切れ目のない支援の実施 (再)臨床心理士や保育士による保育園等への巡回相談の実施 (再)休日相談会の開催 (再)こども発達支援センター利用児を対象にした一時保育の実施	(再)一人一人の子どもの発達状況や特性に応じた相談支援、療育支援等を行った。 (再)国の制度に基づく児童発達支援及び保育所等訪問支援を実施した。 (再)教育委員会と連携し就学に向けた切れ目のない支援を実施した。 (再)臨床心理士や保育士による保育園等への巡回相談延べ145回実施し、必要に応じ療育等につなげた。 (再)休日相談会を開催し、支援が必要な子どもを療育等につなげた。 (再)保護者が通院やリフレッシュなどを行う時に、一時保育を実施し、保護者の負担軽減を図った。	A	(再)子どもの発達に不安や悩みを抱える保護者の相談対応や、発達に遅れ等のある子どもの療育の実施 (再)国の制度に基づく児童発達支援及び保育所等訪問支援の実施 (再)就学に向けた切れ目のない支援の実施 (再)臨床心理士や保育士による保育園等への巡回相談の実施 (再)休日相談会の開催 (再)関係機関との連携強化等により、身近な地域で発達支援を受けられる体制づくりに向けた取組を進める。 (再)こども発達支援センター利用児を対象にした一時保育の実施	(再)一人一人の子どもの発達状況や特性に応じた相談支援、療育支援等を行った。 (再)国の制度に基づく児童発達支援及び保育所等訪問支援を実施した。 (再)教育委員会と連携し就学に向けた切れ目のない支援を実施した。 (再)臨床心理士や保育士による保育園等への巡回相談を延べ51回実施し、必要に応じ発達相談等につなげた。 (再)休日相談会を開催し、平日来所することが難しい保護者の相談に応じたほか、センターが気軽に相談できる場であることを周知した。 (再)センター職員の研修に児童発達支援民間事業所からも参加いただき、連携を深めるとともに発達支援事業の底上げを図った。 (再)保護者がリフレッシュなどを行う時に、一時保育を実施し、保護者の負担軽減を図った。	A	継続	(再)子どもの発達に不安や悩みを抱える保護者の相談対応や、発達に遅れ等のある子どもの療育の実施 (再)国の制度に基づく児童発達支援及び保育所等訪問支援の実施 (再)就学に向けた切れ目のない支援の実施 (再)臨床心理士や保育士による保育園等への巡回相談の実施 (再)休日相談会の開催 (再)関係機関との連携強化等により、身近な地域で発達支援を受けられる体制づくりに向けた取組を推進 (再)こども発達支援センター利用児を対象にした一時保育の実施	
	(2)児童扶養手当 母子家庭及び父子家庭等に対し手当を支給します。	こども家庭センター	・離婚や配偶者との死別等に伴い受給資格が発生すると思われる戸籍の届出を行った方について、市民課と連携し、対象者に手続きの案内を行う。 ・広報上越8月号、12月号で制度を周知する。	・離婚や配偶者との死別等に伴い受給資格が発生すると思われる戸籍の届出を行った方について、市民課と連携し、対象者に手続きの案内を行った。 ・広報上越8月号、12月号で制度を周知を行った。	A	・離婚や配偶者との死別等に伴い受給資格が発生すると思われる戸籍の届出を行った方について、市民課と連携し、対象者に手続きの案内を行う。 ・広報上越8月号、12月号で制度を周知する。	・離婚や配偶者との死別等に伴い受給資格が発生すると思われる戸籍の届出を行った方について、市民課と連携し、対象者に手続きの案内を行った。 ・広報上越8月号、12月号で制度を周知を行った。	A	継続	・離婚や配偶者との死別等に伴い受給資格が発生すると思われる戸籍の届出を行った方について、市民課と連携し、対象者に手続きの案内を行う。 ・広報上越8月号、12月号で制度を周知する。	
	(3)子ども医療費助成 保護者の経済的負担を軽減するため、子どもの医療費の一部を助成します。	こども家庭センター	・対象者に手続きの案内を行う。 ・住民票の異動状況を随時確認し、未申請者に対して随時案内を行う。	・対象者に手続きの案内を行った。 ・住民票の異動状況を随時確認し、未申請者に対して随時案内を行った。	A	・対象者に手続きの案内を行う。 ・住民票の異動状況を随時確認し、未申請者に対して随時案内を行う。	・対象者に手続きの案内を行った。 ・住民票の異動状況を随時確認し、未申請者に対して随時案内を行う。 ・広報上越8月号で非課税世帯の小学生から高校卒業相当までの子どもの一部負担金無料について周知した。	A	継続	・対象者に手続きの案内を行う。 ・住民票の異動状況を随時確認し、未申請者に対して随時案内を行う。	
	(4)ひとり親家庭等医療費助成 ひとり親家庭等の経済的負担を軽減するため、医療費の一部を助成します。	こども家庭センター	・離婚や配偶者との死別等に伴い受給資格が発生すると思われる戸籍の届出を行った方について、市民課と連携し、手続きの案内を行う。 ・住民票の異動状況を把握し、未申請者に対し随時案内を行う。	・離婚や配偶者との死別等に伴い受給資格が発生すると思われる戸籍の届出を行った方について、市民課と連携し、手続きの案内を行った。 ・住民票の異動状況を把握し、未申請者に対し随時案内を行った。	A	・離婚や配偶者との死別等に伴い受給資格が発生すると思われる戸籍の届出を行った方について、市民課と連携し、手続きの案内を行う。 ・住民票の異動状況を把握し、未申請者に対し随時案内を行う。	・離婚や配偶者との死別等に伴い受給資格が発生すると思われる戸籍の届出を行った方について、市民課と連携し、手続きの案内を行った。 ・住民票の異動状況を把握し、未申請者に対し随時案内を行った。	A	継続	・離婚や配偶者との死別等に伴い受給資格が発生すると思われる戸籍の届出を行った方について、市民課と連携し、手続きの案内を行う。 ・住民票の異動状況を把握し、未申請者に対し随時案内を行う。	
	(5)私立幼稚園等教育振興事業 保護者負担の軽減を図り、幼稚園教育の普及・充実を図るため、私立幼稚園等及び園児保護者への助成を行います。	教育総務課	・国立大学附属幼稚園の保育料無償化を継続する。	・国立大学附属幼稚園の保育料無償化を継続した。	A	・国立大学附属幼稚園の保育料無償化を継続する。	・国立大学附属幼稚園の保育料無償化を継続した。	A	継続	・国立大学附属幼稚園の保育料無償化を継続する。	
	(6)就学支援委員会 特別な教育的支援を必要とする幼児及び児童・生徒に対し、十分な教育を受ける機会を保障するために、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等の専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みを整え、当該幼児及び児童・生徒の適切な就学を図ります。	学校教育課	・特別な教育的支援が必要な児童生徒に対する適性就学への支援の実施	・幼児290人、児童生徒120人の就学相談の申込みがあった。それぞれの幼児児童生徒の障害の状態等に応じた適切な就学相談を実施した。	A	・特別な教育的支援が必要な児童生徒に対する適性就学への支援の実施	・幼児281人、児童生徒151人の就学相談の申込みがあった。それぞれの幼児児童生徒の障害の状態等に応じた適切な就学相談を実施した。	A	継続	・特別な教育的支援が必要な児童生徒に対する適性就学への支援を実施する。	
	(7)特別支援学級 小・中学校に設置し、教育上特別な支援を必要とする児童・生徒に対し、障害による学習上または生活上の困難を克服するための教育を行います。	学校教育課	・障害の種別に応じた支援を行う学級の開設	・知的、自閉症・情緒、病弱、肢体不自由、難聴等の障害の種別に応じた特別支援学級を開設(新設11学級、増設4学級)し、障害による学習上または生活上の困難を克服するための教育を行った。	A	・障害の種別に応じた支援を行う学級の開設	・知的、自閉症・情緒、病弱、肢体不自由、難聴等の障害の種別に応じた特別支援学級を開設(新設14学級、増設10学級)し、障害による学習上または生活上の困難を克服するための教育を行った。	A	継続	・障害の種別に応じた支援を行う学級を開設する。	

上越市第5次人権総合計画 実施計画 第8章 子どもの人権の確保

第5次人権総合計画での位置付け			担当課	2023(R5) 年度			2024(R6) 年度			方向性	方向性の理由	2025(R7) 年度
目的達成のための施策				事業計画	実施状況(R5実績)	評価	事業計画	実施状況(R6実績見込み)	評価			方向性を踏まえた事業計画(案)
	具体的な施策(目的)											
		実施施策										
—		(8)学習指導支援事業 通常の学級に在籍する学習障害、注意欠陥多動性障害及び高機能自閉症など発達障害のある児童・生徒へのきめ細かい指導・支援を行うため教育補助員を配置します。 また、特別支援学級に在籍する介護が必要な児童・生徒への支援を行うため、介護員を配置します。	学校教育課	・児童生徒の実態に応じた特別な教育的支援を行う教育補助員・介護員の配置	・特別支援学級内で介護が必要な児童生徒には介護員113人と学校看護師2人を、通常の学級で学習の補助等が必要な児童生徒には教育補助員101人を、各校の児童生徒の実態に応じて配置した。	A	・児童生徒の実態に応じた特別な教育的支援を行う教育補助員・介護員の配置	・特別支援学級内で介護が必要な児童生徒には介護員116人と学校看護師3人を、通常の学級で学習の補助等が必要な児童生徒には教育補助員102人を、各校の児童生徒の実態に応じて配置した。	A	継続		・児童生徒の実態に応じた特別な教育的支援を行う教育補助員・介護員を配置する。
		(9)奨学金貸付事業 経済的な理由により修学が困難な学生・生徒に対して、奨学金を貸し付けることにより、教育の機会均等の確保と、地域社会に有用な人材の育成を図ります。	学校教育課	・経済的に修学が困難な学生に対する奨学金の貸付の実施	・経済的な理由により奨学金の貸与を希望する学生33人に貸付を行った。	A	・経済的に修学が困難な学生に対する奨学金の貸付の実施	・経済的な理由により奨学金の貸与を希望する学生30人に貸付を行った。	A			経済的な理由により奨学金の貸与を希望する学生に対し、在学募集と予約募集を実施し、貸付を行う。
		(10)就学援助費補助事業 経済的な理由により、就学が困難な児童・生徒の保護者に対して学用品費等の経済的な支援を行うことで、保護者の収入状況にかかわらず、等しく教育を受ける機会を保障します。	学校教育課	・経済的に就学が困難な児童生徒の保護者に対する経済的支援の実施	・経済的に就学が困難な児童生徒の保護者に対する経済的支援を実施した。(1,418人)	A	・経済的に就学が困難な児童生徒の保護者に対する経済的支援の実施	・経済的に就学が困難な児童生徒の保護者に対する経済的支援を実施した。(1,513人見込)	A	継続		・経済的に就学が困難な児童生徒の保護者に対する経済的支援を実施する。
		(11)通学援助費 遠距離通学する児童・生徒の通学費を援助し、保護者の負担軽減を図ります。	学校教育課	・遠距離通学する児童生徒の通学費助成の実施	・上越市立小学校及び中学校の児童生徒及び新潟県立特別支援学校に通学する児童生徒の遠距離通学に係る費用を助成した。(1,560人)	A	・遠距離通学する児童・生徒の通学費を援助し、保護者の負担軽減を図る。	・上越市立小学校及び中学校の児童生徒及び新潟県立特別支援学校に通学する児童生徒の遠距離通学に係る費用を助成した。(1,600人見込)	A	継続		・遠距離通学する児童生徒の通学費助成を実施する。
		(12)上越市自立支援協議会の運営 障害のある人(児童含む)の福祉向上を目的とし、個別の相談支援からニーズや課題を抽出し、その解決・改善に向けた検討を行います。	福祉課	・障害のある児童等の支援体制の充実に向けた検討	(再)自立支援協議会を5回開催(第1回:5月26日、第2回:7月25日、第3回:9月28日、第4回:11月28日、第5回:2月26日)し、第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の策定に向けた協議・検討を行い、3月末に策定。	A	・自立支援協議会の開催 全体会議 2～3回 運営会議 2～3回 専門部会 3～4回	(再)自立支援協議会を2回開催(第1回:9月6日、第2回:2月20日予定) (再)運営会議を2回開催(第1回:5月28日、第2回:1月16日) (再)専門部会(こども部会5回、相談支援部会4回、くらし部会4回、権利擁護部会4回) (再)当事者部会2回開催 地域の現状と課題を抽出し、必要な取り組みの方向性について検討した。	A	継続		(再)自立支援協議会の開催 全体会議 2～3回 運営会議 2～3回 専門部会 3～4回 当事者部会1～2回
		(13)障害児福祉手当 精神または身体に著しい重度の障害があり、日常生活において常時介護を必要とする児童(20歳未満)に対し、手当を支給します。	福祉課	(再)障害児福祉手当の支給	・重度の障害により、常時介護を必要とする児童に対して、障害児福祉手当を支給した。(105人)	A	(再)障害児福祉手当の支給	・重度の障害により、常時介護を必要とする児童に対して、障害児福祉手当を支給した。(93人見込)	A	継続		(再)障害児福祉手当の支給
		(14)特別児童扶養手当 精神または身体に障害のある児童(20歳未満)を在宅で監護・養育する人に対し、手当を支給します。	福祉課	(再)特別児童扶養手当の支給	・障害のある児童を在宅で監護・養育する保護者に対して、特別児童扶養手当を支給した。(277人)	A	(再)特別児童扶養手当の支給	・障害のある児童を在宅で監護・養育する保護者に対して、特別児童扶養手当を支給した。(272人見込)	A	継続		(再)特別児童扶養手当の支給
		(15)通所交通費の助成 市外の施設等へ定期的に通所する児童の保護者に対し、経済的負担の軽減を図るため、通所にかかる交通費の一部を助成します。	福祉課	・通所交通費の助成	・市外の施設等へ定期的に通所・通院する児童の保護者に対して、通所にかかる交通費の一部を助成した。	A	・通所交通費の助成	・市外の施設等へ定期的に通所・通院する児童の保護者に対して、通所にかかる交通費の一部を助成した。	A	継続		・通所交通費の助成
		(16)障害児日中一時支援事業 日中介護者がいないため、一時的に見守り等が必要な障害のある児童等に、施設等で活動の場の提供などの支援を行います。	福祉課	・障害のある児童等の活動の場を提供するため、費用の一部を支給	・障害のある児童等の活動の場を提供するため、費用の一部を支給した。(実利用者数14人) ・医療的ケア児等を日常的に介護している家族の一時的な休息等を支援するため、看護師を配置している障害福祉サービス事業所等において、日中、医療的ケア児等を預かり、必要な介護を行った。(実利用者数3人)	A	・障害のある児童等の活動の場を提供するため、費用の一部を支給	・障害のある児童等の活動の場を提供するため、費用の一部を支給した。(実利用者数17人) ・医療的ケア児等を日常的に介護している家族の一時的な休息等を支援するため、看護師を配置している障害福祉サービス事業所等において、日中、医療的ケア児等を預かり、必要な介護を行った。(実利用者数3人)	A	継続		・障害のある児童等の活動の場を提供するため、費用の一部を支給
		(17)国際交流事業の推進 子どもが、外国人に対する理解を深めることができるように、小・中学生を対象にした異文化交流「ワールドキャンプ」や交流イベントを実施します。	多文化共生課	・青少年に異文化交流の機会を提供し、外国文化に対する理解を深め、国際感覚の醸成を図るため、小中学生異文化体験イベントの実施(上越国際交流協会へ委託)	(再)異文化交流イベントを実施し、市内の小中学生を対象に、ALTや留学生などの外国人とのクイズやゲームを通じて、文化の違いや習慣の違いを発見する機会を提供した(上越国際交流協会へ委託)。 開催日:11月5日 参加者:129人	A	・青少年に異文化交流の機会を提供し、外国文化に対する理解を深め、国際感覚の醸成を図るため、小中学生異文化体験イベントの実施(上越国際交流協会へ委託)	(再)市内の小中学生を対象に、ALTや留学生等の外国人とクイズやゲームを行う異文化交流イベントを実施し、文化の違いや習慣の違いを知る機会となった。(上越国際交流協会へ委託) 開催日:11月30日 参加者:120人見込	A	継続		・外国文化に対する理解を深め、国際感覚の醸成を図るため、青少年を対象に異文化交流の機会を提供する。(上越国際交流協会へ委託)

上越市第5次人権総合計画 実施計画 第8章 子どもの人権の確保

第5次人権総合計画での位置付け			担当課	2023 (R5) 年度			2024 (R6) 年度			方向性	方向性の理由	2025 (R7) 年度
目的達成のための施策				事業計画	実施状況 (R5実績)	評価	事業計画	実施状況 (R6実績見込み)	評価			方向性を踏まえた事業計画 (案)
具体的な施策 (目的)	実施施策											
一	(18)就学前教育における国際理解教育											
	ア 保育・教育者の資質と指導力の向上 遊びや触れ合いを通して、全ての乳幼児が仲良く支え合える保育・教育実践を推進するとともに、保育・教育者の国際理解のための研修の充実を図ります。 イ 保護者啓発の充実 外国人市民の人権問題についての認識を深めるために、保護者への啓発活動の充実を図ります。		幼児保育課	(再)小学校が実施する人権教育・同和教育の研修会へ参加する。 (再)保護者等へのわかりやすい説明や保育参観等を通して、外国につながる園児の文化や生活習慣への理解を促す。	(再)11月17日に東本町小学校の人権教育・同和教育研修会が開催され、保育園職員1人が参加した。 (再)保護者等へのわかりやすい説明や保育参観等を通して、外国につながる園児の文化や生活習慣への理解を促した。 (再)新年度入園児童9人の外国人保護者に対し、2月に通訳が同席する入園説明会を開催し、園生活への理解を促した。	A	(再)小学校が実施する人権教育・同和教育の研修会へ参加する。 (再)保護者等へのわかりやすい説明や保育参観等を通して、外国につながる園児の文化や生活習慣への理解を促す。	(再)11月15日に東本町小学校の人権教育・同和教育研修会が開催され、保育園職員1人が参加した。 (再)保護者等へのわかりやすい説明や保育参観等を通して、外国につながる園児の文化や生活習慣への理解を促した。 (再)新年度入園児童の外国人保護者に対し、多文化共生課で任用する地域外国人支援協力員の支援により、入園に関する説明を行い、園生活への理解を促した。	A	継続	(再)・小学校が実施する人権教育・同和教育の研修会へ参加する。 (再)・保護者等へのわかりやすい説明や保育参観等を通して、外国につながる園児の文化や生活習慣への理解を促す。	
			学校教育課	(再)保育・教育者の国際理解教育に係る日常的な取り組みを推進する。 (再)異文化理解を深める教育の実践と、保護者の理解を促す働きかけを行う。	(再)玄関先など園内に地球儀や国旗等を配置し、機会に触れて教職員が園児と国際理解を促す会話をするよう努めた。(当年度該当園児の在籍なし) (再)玄関先など園内に地球儀や国旗等を配置し、国際社会を意識できる環境整備を行い、園児への教育と保護者の理解を促す働きかけを行った。	A	・高田幼稚園と定期的に連絡を取り、職員の資質と指導力の向上と保護者啓発の在り方を支援する。	・園訪問の際に、教職員へ、国際理解を促す教職員と園児の対話、保護者の理解を促す働きかけについて助言した。	A	継続	・高田幼稚園と連携し、職員の資質と指導力の向上と保護者啓発の在り方を支援する。	
	(19)学校教育における国際理解教育											
	ア 外国人市民の児童生徒に対する指導の充実 外国人市民の児童生徒の日本語の能力を把握し、保護者との連携の下に、個々に応じた日本語指導の支援の充実を図ります。また、地域住民やPTAの理解、協力を得るため、学校から地域への情報発信や授業公開等に取り組みます。 イ 国際化に対応した国際理解教育の推進 外国語指導助手を活用し、児童・生徒の国際理解や人権感覚を育成します。 ウ 母語による教科支援 上越国際交流協会や上越教育大学、学校が協力し、日本語を母語としない児童・生徒を対象に日本語支援と並行して、必要と実態に応じて母語による教科支援を行います。		学校教育課	(再)編入学前のプレクラスの早急な手配と実施 (上越国際交流協会に講師の派遣を委託) ・特別の教育課程による日本語指導の推進 (日本語指導補助員の派遣を上越国際交流協会に委託) (再)外国人や外国文化に対する理解を深めるための効果的なALTの配置と活用の促進 (再)児童生徒の学習や学校生活を支援するための翻訳専用機の活用	(再)年度途中に編入学した児童生徒に対して、2人ずつ2回のプレクラスを実施した。 (再)19校 (小学校13校、中学校6校) において50人の児童生徒に対して特別の教育課程による日本語指導を実施している。 (再)19人のALTが全ての小中学校において週に1回または隔週1回の指導を行っている。 (再)対象児童数が特に多い小学校1校に学年1台の翻訳専用機を配備した。	A	(再)編入学前のプレクラスの確実な実施 (再)特別な教育課程による日本語指導の推進と補助員の派遣 (再)1日におけるALTとの授業時数を3～4時間確保する。 (再)学習者用タブレット及び翻訳専用機の活用を推進する。	(再)編入学前のプレクラスについては、必要のあった6人に対してそれぞれ1日2時間を10日間、計20時間実施した。 (再)18校 (小学校13校、中学校5校) の計60人の児童生徒に対して、特別の教育課程による日本語指導を実施した。 (再)19人のALTが全ての小中学校において、週に1回または隔週1回あたり3～4時間の授業時間を確保した。 (再)対象児童生徒が特に多い小・中学校3校に翻訳専用機を配備し、学校生活への適応や学習支援で活用した。	A	継続	(再)編入学前のプレクラスを確実に実施する。 (再)特別な教育課程による日本語指導の推進と補助員の派遣を行う。 (再)1日におけるALTとの授業時数を3～4時間確保する。 (再)学習者用タブレット及び翻訳専用機の活用を推進する。	
		多文化共生課	・学校等の総合的な学習への外国人講師の派遣や国際交流センターの見学等の受入れ (上越国際交流協会へ委託)	・学校等の依頼により、講師を派遣し講座を実施した。 実施件数:7件	A	・学校等の総合的な学習への外国人講師の派遣や国際交流センターの見学等の受入れ (上越国際交流協会へ委託)	・学校等の依頼を受け、講師を派遣し講座を実施することにより、児童生徒等が外国文化に対する理解を深めた。 実施件数:7件見込	A	継続	・外国文化に対する理解を深め、国際感覚の醸成を図るため、学校等の総合的な学習の時間に外国人講師を派遣する。(上越国際交流協会へ委託)。		
(20)社会教育における国際理解教育												
「謙信KIDS プロジェクト」など青少年を対象とした講座で、世界各国の生活習慣、伝統を学ぶ体験活動を実施し、世界の国々についての理解を深め、興味関心を育みます。		社会教育課	(再)小学校3～6年生を対象とした世界の文化を学ぶ講座の実施	(再)謙信KIDSプロジェクト事業において、「ワールドツアー」の講座を実施した (上越国際交流協会へ委託)。(延べ4回、72人受講)	A	(再)小学校3～6年生を対象とした世界の文化を学ぶ講座の実施	(再)謙信KIDSプロジェクト事業において、世界各国の生活習慣や伝統を学ぶ「ワールドツアー」の講座を実施した (上越国際交流協会へ委託)。(延べ4回、74人受講)	A	継続	(再)・小学校3～6年生を対象とした世界の文化を学ぶ講座の実施		

上越市第5次人権総合計画 実施計画 第9章 様々な人権問題への対応

第5次人権総合計画での位置付け			担当課	2023(R5) 年度			2024(R6) 年度			方向性	方向性の理由	2025(R7) 年度
目的達成のための施策				事業計画	実施状況(R5実績)	評価	事業計画	実施状況(R6実績見込み)	評価			方向性を踏まえた事業計画(案)
	具体的な施策(目的)	実施施策										
1 新型コロナウイルス感染者等に対する偏見や差別												
－		(1)啓発の推進 新型コロナウイルスを始めとする各種感染症に対する偏見や差別を解消するため、広報上越や市のホームページ・SNS等の様々な媒体を用いた広報など、必要な啓発活動を推進します。	－ (健康づくり推進課)	・任意であるワクチン接種を受けない方や体質等の事情によりマスクの着用が困難な方が接種やマスク着用を強制されたり不公平・不利益な扱いを受けるなど、新型コロナウイルスを始めとする各種感染症に起因する差別等が行われることのないよう、時機を捉えて、様々な媒体を活用した情報発信や市民向け文書への記載などにより周知を行う。	・個人へ送付する接種案内及びワクチン接種に関する市ホームページに接種の強要や接種を受けていない人への差別に関する注意喚起を行った。 ・市ホームページを通じて、マスクができない方への配慮に関する注意喚起を行った。	A	－	－		－	－	
		人権・同和対策室	(再)12月の人権週間に合わせ、広報上越12月号やエフエム上越の放送などで人権・同和問題に関する各種情報を提供するとともに、市ホームページでも随時提供する。	(再)市ホームページのほか、12月の人権週間に合わせて広報上越12月号への掲載やエフエム上越の放送などで人権に関する情報を市民に提供した。	(再)12月の人権週間に合わせ、広報上越12月号やエフエム上越の放送などで人権・同和問題に関する各種情報を提供するとともに、市ホームページでも随時提供する。	A	(再)12月の人権週間に合わせ、広報上越12月号やエフエム上越の放送などで人権に関する情報を市民に提供した。 ・令和5年5月から新型コロナウイルス感染症が5類感染症に引き下げられたことから、新型コロナウイルス感染症総合相談窓口は令和5年度末で閉鎖したが、引き続き、感染症の配慮に対する市民啓発を行うとともに、人権に関する相談窓口について、市ホームページを通じて相談窓口の周知を行った。	A	継続	(再)12月の人権週間に合わせ、広報上越12月号やエフエム上越の放送などで人権・同和問題に関する各種情報を提供するとともに、市ホームページでも随時提供する。		
		(2)相談・救済体制の充実 新型コロナウイルスを始めとする各種感染症に起因する人権問題の解決を図るため、国・県・人権擁護機関・人権団体等との連携により的確に対応します。	－ (健康づくり推進課)	・新型コロナウイルスを始めとする各種感染症に関連した人権侵害に関する事案を把握した場合は、人権・同和対策室と連携して関係機関等における的確な対応につなげる。	・新型コロナウイルス感染症を含め、感染症に関連した人権侵害に関連した事案に備え、感染症に関連した人権侵害当の相談があった場合は、的確な対応が行えるよう人権・同和対策室との連携体制を確保した。(当該事案なし)	A	－	－		－	－	
		人権・同和対策室	(再)新潟地方法務局上越支局の相談窓口や上越人権擁護委員協議会の特設人権相談所の開設情報について、広報上越や市ホームページで紹介し市民に活用を促すとともに、的確な相談対応を行う。	(再)法務局の相談窓口や人権擁護委員による特設人権相談所の開設情報について、広報上越やエフエム上越、市ホームページで紹介し、市民に活用を促すとともに、電話相談も含め、法務局等と連携して的確な相談対応を行った。 (再)特設人権相談所の開設に市民プラザ等の市施設を提供し、市民の相談場所の確保に寄与した(16回)。	(再)法務局の相談窓口や人権擁護委員による特設人権相談所の開設情報について、広報上越や市ホームページ等で紹介し、市民に活用を促すとともに、的確な相談対応を行う。 (再)特設人権相談所の開設に市施設を提供する(13回)。 ・各種感染症に関連した人権侵害に関する事案を把握した場合は、健康づくり推進課と連携して関係機関等における的確な対応につなげる。	A	(再)法務局の相談窓口や人権擁護委員による特設人権相談所の開設情報について、広報上越やエフエム上越、市ホームページで紹介し、市民に活用を促すとともに、電話相談も含め、法務局等と連携して的確な相談対応を行った。 (再)特設人権相談所の開設に市民プラザ等の市施設を提供し、市民の相談場所の確保に寄与した(13回)。 ・感染症に関連した人権侵害当の相談があった場合は、的確な対応が行えるよう関係機関等との連携体制を確保した。(現時点で事案なし)	A	継続	(再)法務局の相談窓口や人権擁護委員による特設人権相談所の開設情報について、広報上越や市ホームページ等で紹介し、市民に活用を促すとともに、的確な相談対応を行う。 (再)特設人権相談所の開設に市施設を提供する(13回)。 ・各種感染症に関連した人権侵害に関する事案を把握した場合は、関係機関等における的確な対応につなげる。		
－		(3)学校教育における取組 新型コロナウイルス感染症の正しい知識の習得と理解を得るように取り組むとともに、部落問題学習、人権教育の中で、感染者等に対する偏見や差別について、人権に配慮した指導を行います。	学校教育課	・各校での「新潟県人権教育基本方針実践のための教職員研修の手引き」(県教委)を活用した教職員研修の実施 ・各校での部落問題学習、人権教育において患者への偏見や差別の解消に関わる学習の位置づけと確実な指導実践の働きかけ	・授業改善支援訪問(6月～1月)を実施し、各校での「新潟県人権教育基本方針実践のための教職員研修の手引き」(県教委)を活用した教職員研修を実施するとともに、部落問題学習、人権教育において患者への偏見や差別の解消に関わる学習の位置づけと確実な指導実践を働きかけた。	A	・各校での「新潟県人権教育基本方針実践のための教職員研修の手引き」(県教委)を活用した教職員研修の実施 ・各校での部落問題学習、人権教育において患者等への偏見や差別の解消に関わる学習の位置づけと確実な指導実践の働きかけ	・授業改善支援訪問(6月～12月)を実施し、各校での「新潟県人権教育基本方針実践のための教職員研修の手引き」(県教委)を活用した教職員研修を実施するとともに、部落問題学習、人権教育において患者への偏見や差別の解消に関わる学習の位置づけと確実な指導実践を働きかけた。	A	継続	・各校での「新潟県人権教育基本方針実践のための教職員研修の手引き」(県教委)を活用した教職員研修を実施する。 ・各校での部落問題学習、人権教育において患者等への偏見や差別の解消に関わる学習の位置づけと確実な指導実践の働きかけを行う。	

上越市第5次人権総合計画 実施計画 第9章 様々な人権問題への対応

第5次人権総合計画での位置付け			担当課	2023(R5) 年度			2024(R6) 年度			方向性	方向性の理由	2025(R7) 年度
目的達成のための施策				事業計画	実施状況(R5実績)	評価	事業計画	実施状況(R6実績見込み)	評価			方向性を踏まえた事業計画(案)
具体的な施策(目的)												
実施施策												
2 エイズ患者やHIV感染者に対する偏見や差別												
－	(1)啓発の推進 エイズ患者やHIV感染者に対する偏見や差別意識を解消するため、世界エイズデーの周知やエイズに関するパンフレットの配布、各種の広報活動を推進します。	健康づくり推進課	・エイズについてのリーフレットを窓口に配置し、また世界エイズデーにあわせ市ホームページや広報上越での周知	・エイズについてのリーフレットを窓口に配置するとともに、市ホームページで相談・検査についての周知を行った。	B	・エイズについてのリーフレットを窓口に配置し、また世界エイズデーにあわせ市ホームページや広報上越での周知	・エイズについてのリーフレットを窓口に配置するとともに、市ホームページで相談・検査についての周知を行った。	B	継続		・エイズについてのリーフレットを窓口に配置し、また世界エイズデーにあわせ市ホームページや広報上越での周知	
	(2)相談・救済体制の充実 エイズ患者やHIV感染者の人権問題の解決を図るため、国・県・人権擁護機関・人権団体等との連携により的確に対応します。	健康づくり推進課	・相談窓口の充実のため、保健所担当者との連携、情報の共有	・エイズ検査と相談に対する問合せなどを保健所につなげるため、事業内容等情報を共有した。	A	・相談窓口の充実のため、保健所担当者との連携、情報の共有	・エイズ検査と相談に対する問合せなどを保健所につなげるため、事業内容等情報を共有した。	A	継続		・相談窓口の充実のため、保健所担当者との連携、情報の共有	
	(3)学校教育における取組 性に関する指導において、エイズやHIV感染についての正しい知識の習得と理解を得るよう、人権教育はもとより、学級活動などの場においても取り上げるように各学校に指導します。また、指導に当たっては、感染者等の人権に十分配慮した指導を行います。	学校教育課	(再)各校での「新潟県人権教育基本方針実践のための教職員研修の手引き」(県教委)を活用した教職員研修の実施 (再)各校での部落問題学習、人権教育において患者への偏見や差別の解消に関わる学習の位置づけと確実な指導実践の働きかけ	・重点説明会や授業改善支援訪問を通じて、エイズ患者やHIV感染者等について、新潟県の人権課題の1つとして示し、計画的な部落問題学習、人権教育の取組を指導した。また、県教委発行の手引き等を活用した教職員研修の実施を働きかけた。(6月～12月、3月、全小中学校)	A	(再)各校での「新潟県人権教育基本方針実践のための教職員研修の手引き」(県教委)を活用した教職員研修の実施 (再)各校での部落問題学習、人権教育において患者への偏見や差別の解消に関わる学習の位置づけと確実な指導実践の働きかけ	・重点説明会や授業改善支援訪問を通じて、エイズ患者やHIV感染者等について、新潟県の人権課題の1つとして示し、計画的な部落問題学習、人権教育の取組を指導した。また、県教委発行の手引き等を活用した教職員研修の実施を働きかけた。(6月～12月、2月、全小中学校)	A	継続		(再)各校での「新潟県人権教育基本方針実践のための教職員研修の手引き」(県教委)を活用した教職員研修を実施する。 (再)各校での部落問題学習、人権教育において患者への偏見や差別の解消に関わる学習の位置づけと確実な指導実践の働きかけを行う。	
3 ハンセン病患者・元患者に対する偏見や差別												
－	(1)啓発の推進 ハンセン病に対する偏見や差別を解消するため、市民への学習機会の提供と市ホームページによる啓発に取り組むとともに、県や人権団体等との連携の下、ハンセン病療養所への訪問事業に取り組みます。	人権・同和対策室	・市・関係団体が主催する研修会や施設訪問事業等の学習機会について、市ホームページなどを通じて市民に情報提供する。 ・人権擁護委員協議会が主催する研修に参加し、ハンセン病療養所を訪問することで、現状と課題の把握により理解を深めた。(7月4日、1人参加)。	A	・市・関係団体が主催する研修会や施設訪問事業等の学習機会について、市ホームページなどを通じて市民に情報提供する。 ・関係団体が主催するハンセン病療養所への訪問事業に職員を派遣する。	・市・関係団体が主催する研修会や施設訪問事業等の学習機会について、市ホームページなどを通じて市民に情報提供した。 ・人権団体主催のによるシンポジウム(オンライン)に参加し、現状の把握により理解を深めた。(7月27日、1人参加)	A	継続		・市ホームページへハンセン病に関する情報を掲載し市民啓発を行う。 ・関係団体が主催するハンセン病療養所への訪問事業等に職員を派遣する。		
	(2)相談・救済体制の充実 ハンセン病患者・元患者等の人権問題の解決を図るため、国・県・人権擁護機関・人権団体等との連携により的確に対応します。	人権・同和対策室	(再)法務局の相談窓口や人権擁護委員による特設人権相談所の開設情報について、広報上越や市ホームページ等で紹介し、市民に活用を促すとともに、的確な相談対応を行う。	(再)法務局の相談窓口や人権擁護委員による特設人権相談所の開設情報について、広報上越やエフエム上越、市ホームページで紹介し、市民に活用を促すとともに、電話相談も含め、法務局等と連携して的確な相談対応を行った。	A	(再)法務局の相談窓口や人権擁護委員による特設人権相談所の開設情報について、広報上越や市ホームページ等で紹介し、市民に活用を促すとともに、的確な相談対応を行う。	(再)法務局の相談窓口や人権擁護委員による特設人権相談所の開設情報について、広報上越やエフエム上越、市ホームページで紹介し、市民に活用を促すとともに、電話相談も含め、法務局等と連携して的確な相談対応を行った。	A	継続		(再)法務局の相談窓口や人権擁護委員による特設人権相談所の開設情報について、広報上越や市ホームページ等で紹介し、市民に活用を促すとともに、的確な相談対応を行う。	
	(3)学校教育における取組 ハンセン病に関する正しい知識を身に付けさせるとともに、ハンセン病患者に対する人権問題について理解を深めるための学習を行います。	学校教育課	(再)各校での「新潟県人権教育基本方針実践のための教職員研修の手引き」(県教委)を活用した教職員研修の実施 (再)各校での部落問題学習、人権教育において患者への偏見や差別の解消に関わる学習の位置づけと確実な指導実践の働きかけ	・重点説明会や授業改善支援訪問を通じて、ハンセン病患者等について、新潟県の人権課題の1つとして示し、計画的な部落問題学習、人権教育の取組を指導した。また、県教委発行の手引き等を活用した教職員研修の実施を働きかけた。(6月～12月、3月、全小中学校)	A	(再)各校での「新潟県人権教育基本方針実践のための教職員研修の手引き」(県教委)を活用した教職員研修の実施 (再)各校での部落問題学習、人権教育において患者への偏見や差別の解消に関わる学習の位置づけと確実な指導実践の働きかけ	・重点説明会や授業改善支援訪問を通じて、ハンセン病患者等について、新潟県の人権課題の1つとして示し、計画的な部落問題学習、人権教育の取組を指導した。また、県教委発行の手引き等を活用した教職員研修の実施を働きかけた。(6月～12月、2月、全小中学校)	A	継続		(再)各校での「新潟県人権教育基本方針実践のための教職員研修の手引き」(県教委)を活用した教職員研修を実施する。 (再)各校での部落問題学習、人権教育において患者への偏見や差別の解消に関わる学習の位置づけと確実な指導実践の働きかけを行う。	

上越市第5次人権総合計画 実施計画 第9章 様々な人権問題への対応

第5次人権総合計画での位置付け			担当課	2023(R5) 年度			2024(R6) 年度			方向性	方向性の理由	2025(R7) 年度
目的達成のための施策				事業計画	実施状況(R5実績)	評価	事業計画	実施状況(R6実績見込み)	評価			方向性を踏まえた事業計画(案)
	具体的な施策(目的)	実施施策										
4 難病患者に対する偏見や差別												
—	(1)啓発の推進 患者に対する偏見や差別を解消し、難病に対する正しい理解を深めるため、市ホームページへの掲載など、必要な啓発活動を推進します。	健康づくり推進課	・難病に関するリーフレットを窓口に配置	・難病について窓口にリーフレットを配置するとともに、市ホームページにおいて医療費助成制度や問合せ先などを周知した。	A	・難病に関するリーフレットを窓口に配置	・難病に関するリーフレットを窓口に配置するとともに、市ホームページにおいて医療費助成制度や問合せ先などを周知した。	A	継続		・難病に関するリーフレットを窓口に配置	
		人権・同和対策室	(再)12月の人権週間に合わせ、広報上越12月号やエフエム上越の放送などで人権・同和問題に関する各種情報を提供するとともに、市ホームページでも随時提供する。	(再)市ホームページのほか、12月の人権週間に合わせて広報上越12月号への掲載やエフエム上越の放送などで人権に関する情報を市民に提供した。	A	(再)12月の人権週間に合わせ、広報上越12月号やエフエム上越の放送などで人権・同和問題に関する各種情報を提供するとともに、市ホームページでも随時提供する。	(再)法務局の相談窓口や人権擁護委員による特設人権相談所の開設情報について、広報上越やエフエム上越、市ホームページで紹介し、市民に活用を促すとともに、電話相談も含め、法務局等と連携して的確な相談対応を行った。(再)特設人権相談所の開設に市民プラザ等の市施設を提供し、市民の相談場所の確保に寄与した(13回)。	A	継続	(再)法務局の相談窓口や人権擁護委員による特設人権相談所の開設情報について、広報上越や市ホームページ等で紹介し、市民に活用を促すとともに、的確な相談対応を行う。(再)特設人権相談所の開設に市施設を提供する(13回)。 ・各種感染症に関連した人権侵害に関する事案を把握した場合は、関係機関等における的確な対応につなげる。		
	(2)相談・救済体制の充実 難病患者の人権問題の解決を図るため、国・県・人権擁護機関・人権団体等との連携により的確に対応します。	健康づくり推進課	・保健所担当者との連携、情報の共有化による相談対応の実施	・難病に関する情報等について、保健所と連携し相談対応に備えた。	A	・保健所担当者との連携、情報の共有化による相談対応の実施	・難病に関する情報等について、保健所と連携し相談対応に備えた。	A	継続		・保健所担当者との連携、情報の共有化による相談対応の実施	
5 犯罪被害を受けた人への人権侵害												
—	(1)支援活動 専門的な知識を有し、犯罪被害者からの相談や支援活動に取り組む「公益社団法人にいがた被害者支援センター」の紹介や周知を行います。	市民安全課	・11月の「被害者支援を考える月間」の期間等を中心に、市民への被害者支援への理解促進を図るほか、継続的ににいがた被害者支援センターや法テラスの広報紙及びリーフレットを市民安全課の受付カウンターに備え付け、犯罪被害者等に対する支援体制を広く周知する。 ・犯罪被害者等の支援に関する自治体相談窓口として相談があった場合に備える。 ・万が一、被害が発生した際に、被害者からの早期回復を促す見舞金を支給し、犯罪被害の軽減と早期回復を図る。	・にいがた被害者支援センターや法テラスの広報紙及びリーフレットを市民安全課の受付カウンターに備え付け、犯罪被害者等に対する支援体制を広く周知した。 ・8月に関係課と情報共有会議を開催し、現在の制度や相談があった際の対応方法等について情報を共有した。 ・広報上越11月号に犯罪被害者等の支援に関する記事を掲載し、市民に被害者支援への理解を促進した。 ・令和5年度見舞金支給件数は1件(重症病見舞金)	A	・11月の「被害者支援を考える月間」の期間等を中心に、市民への被害者支援への理解促進を図るほか、継続的ににいがた被害者支援センターや法テラスの広報紙及びリーフレットを市民安全課の受付カウンターに備え付け、犯罪被害者等に対する支援体制を広く周知する。 ・犯罪被害者等の支援に関する総合的対応窓口として、他機関が実施する研修会等へ積極的に参加するほか、他自治体の対応事例などの情報収集を行い、相談対応に備える。	・にいがた被害者支援センターや法テラスの広報紙及びリーフレットを市民安全課の受付カウンターに備え付け、犯罪被害者等に対する支援体制を広く周知した。 ・広報上越11月号に犯罪被害者等の支援に関する記事を掲載し、市民に被害者支援への理解を促進した。 ・5月に関係課と情報共有会議を開催し、現在の制度や相談があった際の対応方法等について情報を共有したほか、県が実施する市町村担当職員研修会に参加した。 ・先進自治体の取組内容や犯罪被害者等支援条例制定の効果等について調査を行った。 ・令和6年度見舞金支給件数は1件の見込み。	A	継続		・11月の「被害者支援を考える月間」の期間等を中心に、市民への被害者支援への理解促進を図るほか、継続的ににいがた被害者支援センターや法テラスの広報紙及びリーフレットを市民安全課の受付カウンターに備え付け、犯罪被害者等に対する支援体制を広く周知する。 ・関係課との庁内情報共有会議を年1回開催する。 ・犯罪被害者等の支援に関する総合的対応窓口として、他機関が実施する研修会等へ積極的に参加するなどし、相談対応に備える。 ・先進自治体の取組内容や犯罪被害者等支援条例制定の効果等について調査・研究を行い、条例の必要性を判断していく。	
	(2)学校教育における取組 犯罪被害者やその家族の人権侵害について、正しい理解を深める学習を行います。また、犯罪被害者等である児童・生徒からの相談に対して、十分な配慮の上で的確に対応します。	学校教育課	・県教委発行の手引き等を活用した各校における教職員研修の実施を働きかける。	・学校教育の重点説明会や授業改善支援訪問において、県教委発行の手引き等を活用した各校での教職員研修の実施を働きかけた。(6月～12月、3月、全小中学校)	A	・県教委発行の手引き等を活用した各校における教職員研修の実施を働きかける。	・学校教育の重点説明会や授業改善支援訪問において、県教委発行の手引き等を活用した各校での教職員研修の実施を働きかけた。(6月～12月、2月、全小中学校)	A	継続		・県教委発行の手引き等を活用した各校における教職員研修の実施を働きかける。	

上越市第5次人権総合計画 実施計画 第9章 様々な人権問題への対応

第5次人権総合計画での位置付け			担当課	2023(R5) 年度			2024(R6) 年度			方向性	方向性の理由	2025(R7) 年度
目的達成のための施策				事業計画	実施状況(R5実績)	評価	事業計画	実施状況(R6実績見込み)	評価			方向性を踏まえた事業計画(案)
具体的な施策(目的)		実施施策										
6 刑を終えて出所した人に対する偏見や差別												
－	(1)啓発の推進	刑を終えて出所した人が真に更生し、社会の一員として円滑な生活を営むことができるように、偏見や差別を解消し、その社会復帰に資するため、市ホームページやチラシ配布など啓発活動を推進します。	人権・同和対策室	(再)12月の人権週間に合わせ、広報上越12月号やエフエム上越の放送などで人権・同和問題に関する各種情報を提供するとともに、市ホームページでも随時提供する。	(再)市ホームページのほか、12月の人権週間に合わせて広報上越12月号への掲載やエフエム上越の放送などで人権に関する情報を市民に提供した。	A	(再)12月の人権週間に合わせ、広報上越12月号やエフエム上越の放送などで人権・同和問題に関する各種情報を提供するとともに、市ホームページでも随時提供する。	(再)市ホームページのほか、12月の人権週間に合わせて広報上越12月号への掲載やエフエム上越の放送などで人権に関する情報を市民に提供した。	A	継続	(再)12月の人権週間に合わせ、広報上越12月号やエフエム上越の放送などで人権・同和問題に関する各種情報を提供するとともに、市ホームページでも随時提供する。	
			青少年健全育成センター	・上越市社会を明るくする運動推進委員会事業として以下の事業を実施 1 街頭宣伝活動 2 上越市青少年健全育成研究会の開催 3 新潟県社会を明るくする運動作文コンテストの作品募集	・上越市社会を明るくする運動推進委員会事業として以下の事業を実施した。 1 街頭宣伝活動(5回実施) 2 上越市青少年健全育成研究会の開催(1回実施) 3 新潟県社会を明るくする運動作文コンテストの作品募集(1回実施) ・各事業を実施することにより社会を明るくする運動の趣旨を市民に伝えることができた。	・上越市社会を明るくする運動推進委員会事業として以下の事業を実施 1 街頭宣伝活動(5回実施) 2 上越市青少年健全育成研究会の開催(1回実施) 3 新潟県社会を明るくする運動作文コンテストの作品募集(1回実施) ・各事業を実施することにより市民の社会を明るくする運動の趣旨の理解を促進した。	A	・上越市社会を明るくする運動推進委員会事業として以下の事業を実施した。 1 街頭宣伝活動(5回実施) 2 上越市青少年健全育成研究会の開催(1回実施) 3 新潟県社会を明るくする運動作文コンテストの作品募集(1回実施) 4 懸垂幕掲示(1回実施) ・各事業を実施することにより市民の社会を明るくする運動の趣旨の理解を促進した。	A	継続	・上越市社会を明るくする運動推進委員会事業として以下の事業を実施する。 1 街頭宣伝活動(5回実施) 2 上越市青少年健全育成研究会の開催(1回実施) 3 社会を明るくする運動作文コンテストの作品募集・審査(1回実施) 4 懸垂幕掲示(1回実施)	
		(2)相談・救済体制の充実	刑を終えて出所した人やその家族に対する人権問題の解消を図るため、国・県・人権擁護機関・人権団体等との連携により的確に対応します。	人権・同和対策室	(再)法務局の相談窓口や人権擁護委員による特設人権相談所の開設情報について、広報上越や市ホームページ等で紹介し、市民に活用を促すとともに、的確な相談対応を行う。	(再)法務局の相談窓口や人権擁護委員による特設人権相談所の開設情報について、広報上越やエフエム上越、市ホームページで紹介し、市民に活用を促すとともに、電話相談も含め、法務局等と連携して的確な相談対応を行う。(再)特設人権相談所の開設に市民プラザ等の市施設を提供し、市民の相談場所の確保に寄与した(16回)。	A	(再)法務局の相談窓口や人権擁護委員による特設人権相談所の開設情報について、広報上越や市ホームページ等で紹介し、市民に活用を促すとともに、的確な相談対応を行う。(再)特設人権相談所の開設に市施設を提供する(13回)。	(再)法務局の相談窓口や人権擁護委員による特設人権相談所の開設情報について、広報上越やエフエム上越、市ホームページで紹介し、市民に活用を促すとともに、電話相談も含め、法務局等と連携して的確な相談対応を行う。(再)特設人権相談所の開設に市民プラザ等の市施設を提供し、市民の相談場所の確保に寄与した(13回)。	A	継続	(再)法務局の相談窓口や人権擁護委員による特設人権相談所の開設情報について、広報上越や市ホームページ等で紹介し、市民に活用を促すとともに、的確な相談対応を行う。(再)特設人権相談所の開設に市施設を提供する(13回)。
	(3)学校教育における取組	刑を終えて出所した人やその家族に対する人権問題について理解を深め、偏見や差別を解消するための学習を行います。	学校教育課	(再)県教委発行の手引き等を活用した各校における教職員研修の実施を働きかける。	(再)・学校教育の重点説明会や授業改善支援訪問において、県教委発行の手引き等を活用した各校での教職員研修の実施を働きかけた。(6月～12月、3月、全小中学校)	A	(再)県教委発行の手引き等を活用した各校における教職員研修の実施を働きかける。	(再)学校教育の重点説明会や授業改善支援訪問において、県教委発行の手引き等を活用した各校での教職員研修の実施を働きかけた。(6月～12月、2月、全小中学校)	A	継続	(再)県教委発行の手引き等を活用した各校における教職員研修の実施を働きかける。	
7 性同一性障害や性的指向を理由とする偏見や差別												
－	(1)教育・啓発の推進	性同一性障害や性的指向に対する理解を深めるため、職員や市民を対象とした研修会など啓発活動を推進します。	人権・同和対策室	・新規採用・所属長職員研修などで、性的少数者に対する人権問題について、職員の理解を深める。 (再)12月の人権週間に合わせ、広報上越12月号やエフエム上越の放送などで人権・同和問題に関する各種情報を提供するとともに、市ホームページでも随時提供する。 ・性的マイノリティの当事者の困難さの解消及び制度周知等を通じて市民の性の多様性の理解を深めるため、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を導入する。	・新規採用職員研修の場や他団体主催の講演会への参加や市民団体との意見交換により、当事者の話を聞き、性的少数者に対する人権問題の理解を深めた。 ・性的少数者に対する人権問題をテーマとした所属長職員研修「性的マイノリティ研修 基礎からもう一歩先へ」を開催した(1月25日、82人参加)。 (再)市ホームページのほか、12月の人権週間に合わせて広報上越12月号への掲載やエフエム上越の放送などで人権に関する情報を市民に提供した。 ・令和6年2月1日からパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を開始し、当事者の困難さの軽減を図るとともに、受付開始を広報上越2月号や市ホームページなどで周知することで、市民の性の多様性の理解を深めることにつなげた。	A	・新規採用・所属長職員研修などで、性的少数者に対する人権問題について、職員の理解を深める。 (再)12月の人権週間に合わせ、広報上越12月号やエフエム上越の放送などで人権・同和問題に関する各種情報を提供するとともに、市ホームページでも随時提供する。 ・性的マイノリティの当事者の困難さの軽減及び市民の性の多様性の理解を深めるため、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を運用する。	・新規採用職員研修の場や他団体主催の研修会への参加、市民団体との意見交換等により、性的マイノリティの人権に対する理解を深めた。 (再)市ホームページのほか、12月の人権週間に合わせて広報上越12月号への掲載やエフエム上越の放送などで人権に関する情報を市民に提供した。 (再)市のホームページで、性の多様性について理解を深めるための情報や、本年2月1日から運用開始している「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」について掲載した。また、広報上越4月～6月の3回の連載や啓発チラシの配布、多様な性を考える人権問題をテーマとした市民セミナー「LGBT超基礎講座」の開催(6月29日、69人参加)により、性の多様性への理解を深めた。そのほか、他の自治体や人権団体主催による性的少数者に関する研修会等の開催情報を周知した。 ・パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を運用や啓発活動を通じて、性的マイノリティの当事者の困難さの軽減及び市民の性の多様性の理解を深めた。	A	継続	・新規採用・所属長職員研修などで、性的少数者に対する人権問題について、職員の理解を深める。 (再)12月の人権週間に合わせ広報上越12月号やエフエム上越の放送などで人権・同和問題に関する各種情報を提供するとともに、市ホームページでも随時提供する。 ・性的マイノリティの当事者の困難さの軽減及び市民の性の多様性の理解を深めるため、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を運用する。	

上越市第5次人権総合計画 実施計画 第9章 様々な人権問題への対応

第5次人権総合計画での位置付け			担当課	2023(R5) 年度			2024(R6) 年度			方向性	方向性の理由	2025(R7) 年度
目的達成のための施策				事業計画	実施状況(R5実績)	評価	事業計画	実施状況(R6実績見込み)	評価			方向性を踏まえた事業計画(案)
具体的な施策(目的)												
		実施施策										
—		(2)相談・救済体制の充実 性同一性障害や性的指向を理由とする人権問題の解決を図るため、国・県・人権擁護機関・人権団体等との連携により的確に対応します。	人権・同和対策室	(再)法務局の相談窓口や人権擁護委員による特設人権相談所の開設情報について、広報上越や市ホームページ等で紹介し、市民に活用を促すとともに、的確な相談対応を行う。 (再)性的マイノリティの当事者の困難さの解消及び制度周知等を通じて市民の性の多様性の理解を深めるため、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を導入する。	A	(再)法務局の相談窓口や人権擁護委員による特設人権相談所の開設情報について、広報上越やエフエム上越、市ホームページで紹介し、市民に活用を促すとともに、電話相談も含め、法務局等と連携して的確な相談対応を行った。 (再)特設人権相談所の開設に市民プラザ等の市施設を提供した(16回)。 (再)令和6年2月1日からパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を開始し、当事者の困難さの軽減を図るとともに、受付開始を広報上越2月号や市ホームページなどで周知することで、市民の性の多様性の理解を深めることにつなげた。	A	(再)法務局の相談窓口や人権擁護委員による特設人権相談所の開設情報について、広報上越やエフエム上越、市ホームページ等で紹介し、市民に活用を促すとともに、的確な相談対応を行う。 (再)特設人権相談所の開設に市施設を提供する(13回)。 (再)性的マイノリティの当事者の困難さの軽減及び制度周知等を通じて市民の性の多様性の理解を深めるため、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を運用する。	A	継続		(再)法務局の相談窓口や人権擁護委員による特設人権相談所の開設情報について、広報上越や市ホームページ等で紹介し、市民に活用を促すとともに、的確な相談対応を行う。 (再)特設人権相談所の開設に市施設を提供する(13回)。 (再)性的マイノリティの当事者の困難さの軽減及び市民の性の多様性の理解を深めるため、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を運用する。
		(3)性同一性障害に係る児童・生徒への対応 「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」(2015年4月30日文科科学省児童生徒課長通知)に基づき、対象となる児童・生徒に対し、きめ細やかに対応します。		学校教育課		・各種研修会、講演会への参加要請を行う。 ・各校における教職員研修の実施を働きかける。 (再)学校訪問カウンセラーによる教育相談の実施 (再)「子どもほっとライン」での電話相談の実施 (再)来所相談の実施 (再)不登校児童・生徒教育支援室での相談の実施		・人権・同和教育講座越佐にんげん学校等の研修会に参加し、性的マイノリティについて学んだ。(35校) ・性的マイノリティに係る校内研修を実施した。(12校) (再)学校訪問カウンセラーによる教育相談、(再)「子どもほっとライン」での電話相談、(再)来所相談、(再)不登校児童・生徒教育支援室での相談を開設し、悩みや不安の相談に応じた。 ・新たに電子メール相談を開設し、聴覚やコミュニケーションが困難な人の相談に応じられるようにした。				A
8 インターネットによる人権侵害												
—		(1)啓発の推進 インターネットによる人権侵害への理解を深めるとともに、利用者のモラル向上を図るため、職員や市民を対象とした研修会や市ホームページなどでの啓発活動に取り組みます。	人権・同和対策室	・インターネット上の差別書き込みを発見した場合の対処方法等について、市ホームページ及び職員にはグループウェアで情報提供する。	A	・市ホームページや職員用のパソコン掲示板等を通じて、定期的に市民や職員に人権侵害と思われる情報を見つけた場合の担当課への情報提供を依頼した。	A	・インターネット上の差別書き込みを発見した場合の対処方法等について、市ホームページ及び職員にはグループウェアで情報提供する。	A	継続		・インターネット上の差別書き込みを発見した場合の対処方法等について、市ホームページ及び職員にはグループウェアで情報提供する。
		(2)相談・救済体制の充実 インターネットによる人権侵害の解消を図るため、国・県・人権擁護機関・人権団体等との連携により的確に対応します。		人権・同和対策室		(再)法務局の相談窓口や人権擁護委員による特設人権相談所の開設情報について、広報上越や市ホームページ等で紹介し、市民に活用を促すとともに、的確な相談対応を行う。		(再)法務局の相談窓口や人権擁護委員による特設人権相談所の開設情報について、広報上越やエフエム上越、市ホームページで紹介し、市民に活用を促すとともに、電話相談も含め、法務局等と連携して的確な相談対応を行った。				A

上越市第5次人権総合計画 実施計画 第9章 様々な人権問題への対応

第5次人権総合計画での位置付け			担当課	2023(R5) 年度			2024(R6) 年度			方向性	方向性の理由	2025(R7) 年度			
目的達成のための施策				事業計画	実施状況(R5実績)	評価	事業計画	実施状況(R6実績見込み)	評価			方向性を踏まえた事業計画(案)			
具体的な施策(目的)															
	実施施策														
－		(3)市ホームページ及びソーシャルメディアの管理徹底 市ホームページなどで発信する情報の内容について日々点検を行うとともに、市が活用しているソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)への書き込みやコメント状況を監視し、人権侵害に該当するものは削除または削除請求するなど、管理の徹底を図ります。			人権・同和対策室	(再)インターネット上の部落差別問題に関する差別書き込みを中心に、週1回(30分程度)の頻度で定期的に監視するとともに、発見した際は、削除に向けて法務局に削除要請等を行う。	(再)インターネット上の部落差別問題に関する差別書き込みを監視(週30分程度)し、過去に削除要請した書き込み、動画の現状確認や新たな差別書き込み等の有無の調査を行った。	A	(再)インターネット上の部落差別問題に関する差別書き込みを中心に、週1回(30分程度)の頻度で定期的に監視するとともに、発見した際は、削除に向けて法務局に削除要請等を行う。	(再)インターネット上の部落差別問題に関する差別書き込みを監視(週30分程度)し、過去に削除要請した書き込み、動画の現状確認や新たな差別書き込み等の有無の調査を行った。 (再)未だ削除されていない掲載内容に対する削除要請を令和6年度(令和6年12月予定)に改めて行った。	A	継続		(再)インターネット上の部落差別問題に関する差別書き込みや動画を中心に、週1回(30分程度)の頻度で定期的に監視するとともに、発見した際は、法務局に削除要請等を行う。	
					広報対話課	・市ホームページの掲載前の点検を徹底する。 ・SNSを活用した市政情報の発信について、「上越市ソーシャルメディアガイドライン」に基づく適切な運用の徹底を図る。	・各課が作成した市ホームページの各ページを広報対話課が点検し、必要に応じて修正を要請した上で掲載した。 ・「上越市ソーシャルメディアガイドライン」に基づき、各課等が運用するSNSアカウントの適切な運用の徹底を図った。	A	・市ホームページの掲載前の点検を徹底する。 ・SNSを活用した市政情報の発信について、「上越市ソーシャルメディアガイドライン」に基づく適切な運用の徹底を図る。	・各課が作成した市ホームページの各ページを広報対話課が点検し、必要に応じて修正を要請した上で掲載した。 ・「上越市ソーシャルメディアガイドライン」に基づき、各課等が運用するSNSアカウントの適切な運用の徹底を図った。	A	継続		・市ホームページの掲載前の点検を徹底する。 ・SNSを活用した市政情報の発信について、「上越市ソーシャルメディアガイドライン」に基づく適切な運用の徹底を図る。	
		(4)学校教育における取組 パソコン、スマートフォン、ゲーム機等を利用したインターネットによる人権侵害等の課題について理解し、トラブルに巻き込まれたり、人権侵害の被害者や加害者となったりしないための判断力を身に付けさせる教育の充実を図ります。			学校教育課	・児童生徒や保護者を対象とした研修会を実施する。 ・教職員を対象とした研修会を実施する。	・学校・園からの要請を受け、学校教育課指導主事などを講師に、児童生徒や保護者、地域住民を対象にした情報モラルに関わる研修会を実施した。(12校参加者：児童生徒757人、保護者地域581人、教員101人) ・1人1台の情報端末を整備した教育環境に合わせた情報モラル研修を実施した。(9校11人)	A	・学校・園からの要請を受け、児童生徒や保護者、地域住民を対象にした情報モラルに関わる研修会を実施する。 ・教職員を対象とした情報モラル研修会を実施する。	・学校・園からの要請を受け、学校教育課指導主事などを講師に、児童生徒や保護者、地域住民を対象にした情報モラルに関わる研修会を実施した。(12校見込) ・1人1台の情報端末を整備した教育環境に合わせた情報モラル研修を実施した。(4月、9校11人)	A	継続		・学校・園からの要請を受け、児童生徒や保護者、地域住民を対象とした情報モラルに関わる研修会を実施する。 ・教職員を対象とした情報モラル研修会を実施する。	
9 北朝鮮当局による拉致問題															
－		(1)啓発の推進 県と連携し、啓発資料の配布や「拉致問題巡回写真パネル展」の実施などでの啓発活動に取り組みます。			人権・同和対策室	・拉致問題の正しい理解に向けた関連情報や資料を市ホームページなどを通じて提供する。 ・県と市の共催で巡回写真パネル展の実施とパネル展観覧者への啓発資料の配布を行う。	・市ホームページに拉致問題の現状・課題についての掲載をはじめ、拉致問題巡回パネル展の開催(2会場：高田まちかど交流館、くびき希望館)やパネル展観覧者への啓発資料の配布により、市民の問題に対する理解を深め、差別を許さない人権感覚と差別解消の意識を高めた。1会場(くびき希望館)では啓発映画「めぐみへの誓い」を上映(12月23日)を企画したが、荒天の影響により中止とした。	A	・拉致問題の正しい理解に向けた関連情報や資料を市ホームページなどを通じて提供する。 ・県と市の共催で拉致問題を考えるパネル展(特別展)の実施とパネル展観覧者への啓発資料の配布を行う。	・市ホームページに拉致問題の現状・課題について掲載し、情報提供した。 ・県と市が共催し、拉致問題を考えるパネル展(特別展)を開催し、パネル展の観覧及び啓発資料の配布により、市民の問題に対する理解を深め、差別を許さない人権感覚と差別解消の意識を高めた(12月14.15日、オーレンブラザ予定)。	A	継続		・拉致問題の正しい理解に向けた関連情報や資料を市ホームページなどを通じて提供する。 ・県と市の共催で巡回写真パネル展の実施とパネル展観覧者への啓発資料の配布を行う。	
		(2)学校教育における取組 児童・生徒の発達段階や学校、家庭、地域の実態に配慮しながら、拉致問題を人権課題の一つとして捉える学習を実施します。また、啓発アニメ『めぐみ』等を活用し、拉致問題についての正しい理解を図り、関心を深める取組を行います。			学校教育課	・啓発アニメ「めぐみ」の積極的活用を図った学習や、中学校社会科との関連による授業実践に取り組むように働きかける。 (再)各校における教職員研修の実施を働きかける。 (再)各種研修会、講演会への参加要請を行う。	・アニメ「めぐみ」の視聴及び県教委作成の学習資料の活用を働きかけた。 ・市立小中学校に対し内閣府が開催した「拉致問題に関する研修会」(7月25日)への参加を促した。(参加8校)	A	・啓発アニメ「めぐみ」の積極的活用を図った学習や、中学校社会科との関連による授業実践に取り組むように働きかける。 (再)各校における教職員研修の実施を働きかける。 (再)各種研修会、講演会への参加要請を行う。	・アニメ「めぐみ」の視聴及び県教委作成の学習資料の活用を働きかけた。 ・市立小中学校に対し内閣府が開催した「拉致問題に関する研修会」(7月29日)への参加を働きかけた。(参加7校)	A	継続		・啓発アニメ「めぐみ」の積極的活用を図った学習や、中学校社会科との関連による授業実践に取り組むように働きかける。 (再)各校における教職員研修の実施を働きかける。 (再)各種研修会、講演会への参加要請を行う。	
10 新潟水俣病患者に対する偏見や差別															
－		(1)啓発の推進 県と連携し、啓発資料の配布や各種の広報活動を行います。			人権・同和対策室	・新潟水俣病問題の正しい理解に向けた関連情報や資料を市ホームページなどを通じて提供する。	・市民の新潟水俣病患者に対する偏見や差別を解消するため、県と連携し、新潟水俣病問題の正しい理解に向けた関連情報や資料を市ホームページを通じて提供した。	A	・新潟水俣病問題の正しい理解に向けた関連情報や資料を市ホームページなどを通じて提供する。	・市民の新潟水俣病患者に対する偏見や差別を解消するため、県と連携し、新潟水俣病問題の正しい理解に向けた関連情報や資料を市ホームページを通じて提供した。	A	継続		・新潟水俣病問題の正しい理解に向けた関連情報や資料を市ホームページなどを通じて提供する。	
		(2)学校教育における取組 県発行の副読本、各種資料等を効果的に活用し、新潟水俣病問題に対する理解を深めるとともに、新潟水俣病患者に対する偏見や差別をなくす学習を行います。			学校教育課	・新潟水俣病学習支援事業の活用や、社会科、道徳科との関連を図りながら、授業実践に取り組むように働きかける。 (再)各種研修会、講演会への参加要請を行う。 (再)各校における教職員研修の実施を働きかける。	・学校教育の重点説明会や授業改善支援訪問において、9年間を見通した人権教育、同和教育の指導計画に新潟水俣病被害者の人権問題を位置付け指導を実施するように働きかけた。(6月～12月、3月、全小中学校) ・人権・同和教育講座越佐にんげん学校へ参加し、新潟水俣病についての見識を深めた。(10月24日、7校)	A	・新潟水俣病学習支援事業の活用や、社会科、道徳科との関連を図りながら、授業実践に取り組むように働きかける。 (再)各種研修会、講演会への参加要請を行う。 (再)各校における教職員研修の実施を働きかける。	・学校教育の重点説明会や授業改善支援訪問において、9年間を見通した人権教育、同和教育の指導計画に新潟水俣病被害者の人権問題を位置付け指導を実施するように働きかけた。(6月～12月、2月、全小中学校) ・人権・同和教育講座越佐にんげん学校へ参加し、新潟水俣病への見識を深めた。(9月6日、3校)	A	継続		・新潟水俣病学習支援事業の活用や、社会科、道徳科との関連を図りながら、授業実践に取り組むように働きかける。 (再)各種研修会、講演会への参加要請を行う。 (再)各校における教職員研修の実施を働きかける。	